

3 災害時の協定関係

災害時協力協定一覧

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|--------------|------------------------------|--------------------------------|----|----------|-----------|-------|
| 1.自治体間相互応援協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時における城南5区相互応援協定 | 品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区 | - | H7.12.1 | H7.12.1 | 111 |
| 2 | 災害時における大田区と東御市との間の相互応援に関する協定 | 長野県東御市 | - | H8.6.22 | H16.11.13 | 112 |
| 3 | 災害時における大田区と美郷町との相互応援に関する協定 | 秋田県美郷町 | - | H8.4.25 | H17.11.5 | 113 |
| 4 | 災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定 | 宮城県東松島市 | - | H23.7.19 | H23.7.19 | 114 |
| 5 | 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 | 特別区23区 | ○ | H8.2.16 | H26.3.1 | 115 |
| 6 | 災害時における相互応援に関する協定 | 静岡県伊東市 | - | H27.4.4 | H27.4.4 | 118 |
| 7 | 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定 | 東海道53次協定加盟自治体 (大田区を含む21自治体) | - | H28.4.1 | H28.4.1 | 119 |
| 8 | 災害時における相互応援に関する協定 | 山形県長井市 | - | H28.4.12 | H28.4.12 | 121 |
| 9 | 災害時における相互応援に関する協定 | 群馬県桐生市 | - | H30.3.6 | H30.3.6 | 122 |
| 10 | 災害時における相互応援に関する協定 | 長野県岡谷市 | - | H30.7.10 | H30.7.10 | 124 |
| 11 | 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 | 東京都、都内の区市町村 | - | R3.12.27 | R3.12.27 | 126 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|--------------|---|--|----|----------|----------|-------|
| 2.医療活動に関する協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時の医療救護活動についての協定 | 一般社団法人大森医師会 一般社団法人田園調布医師会 一般社団法人蒲田医師会 | ○ | S51.12.9 | H25.5.8 | 130 |
| 2 | 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定 | 公益社団法人東京都柔道整復師会大田支部 | ○ | H5.2.23 | H26.4.23 | 132 |
| 3 | 災害時の歯科医療救護活動についての協定 | 公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会 公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会 | ○ | H8.6.3 | H26.2.20 | 134 |
| 4 | 災害時における医療救護活動についての協定 | 一般社団法人大田区薬剤師会 一般社団法人蒲田薬剤師会 | ○ | H12.1.25 | H27.7.31 | 136 |
| 5 | 災害時における動物救護活動に関する協定 | 東京都獣医師会大田支部 | - | H19.4.17 | H26.3.18 | 138 |
| 6 | 大田区災害医療コーディネーターに関する協定書 | 一般社団法人大森医師会 一般社団法人田園調布医師会 一般社団法人蒲田医師会 | ○ | H25.5.8 | H25.5.8 | 140 |
| 7 | 大田区災害医療コーディネーターに関する協定書 | 日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院 | ○ | H25.5.8 | H25.5.8 | 142 |
| 8 | 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定 | アルプレッサ株式会社 株式会社スズケン城南支店 株式会社バイタルネット 東京支店株式会社マルタケ西部営業所 株式会社メディセオ 東邦薬品株式会社 | - | H26.8.27 | H26.8.27 | 144 |
| 9 | 災害時の医療救護活動及び医療救護活動において使用する医薬品等の確保に関する協定 | 社会医療法人財団 城南福祉医療協会 大田病院 東京労災病院 東邦大学医療センター大森病院 社会医療法人財団 牧田総合病院 医療法人財団 松井病院 医療法人社団松和会 池上総合病院 大森赤十字病院 医療法人社団七仁会 田園調布中央病院 公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院 東京急行電鉄株式会社 東急病院 医療法人社団秀輝会 目蒲病院 医療法人社団静恒会 本多病院 医療法人社団森と海東京 東京蒲田病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京蒲田医療センター 医療法人社団 渡辺病院 | ○ | H27.6.15 | H27.6.15 | 146 |
| 10 | 災害時の医療救護活動において使用する医薬品等の確保に関する協定書 | 一般社団法人大田区薬剤師会 一般社団法人蒲田薬剤師会 | ○ | H27.7.31 | H27.7.31 | 148 |
| 11 | 大田区災害薬事コーディネーターに関する協定書 | 一般社団法人大田区薬剤師会 一般社団法人蒲田薬剤師会 | ○ | H27.9.14 | H27.9.14 | 150 |
| 12 | 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定 | 公益社団法人東京都助産師会 | ○ | H30.3.26 | H30.3.26 | 152 |
| 13 | 災害時における学校施設の使用等に関する協定 | 学校法人東京滋慶学園 新東京歯科技工士学校・新東京歯科衛生士学校 | ○ | H30.3.26 | H30.3.26 | 154 |
| 14 | 災害時における応急物資の優先供給に関する協定 | 株式会社大塚製薬工場 | ○ | R2.12.24 | R2.12.24 | 156 |
| 15 | 災害時における防疫活動等に関する協定 | 公益社団法人東京都ベストコントロール協会 | - | R3.9.1 | R3.9.1 | 158 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|-----------------|---------------------------------|---|------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------|
| 3.応急・復旧活動に関する協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定 | 大田建設協会 大田造園協会 一般社団法人大田工業連合会 警視庁蒲田警察署 警視庁大森警察署 警視庁池上警察署 警視庁田園調布警察署 警視庁東京空港警察署 | - | S58.7.1 | H18.3.29 | 162 |
| 2 | 災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定 | 大田区環境協会 | - | H14.3.27 | H27.4.22 | 164 |
| 3 | 台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定 | 株式会社佐々木組 株式会社北林組 木武建設株式会社 株式会社木村工業 株式会社吉田組 株式会社伊藤組 リック株式会社 | - - - - | H17.7.28 H19.4.1 H22.4.1 | H23.4.1 H23.4.1 H23.4.1 | 166 |
| 4 | 災害時の電気設備復旧等応急対策活動に関する協定 | 大田電設協会 | - | H19.4.17 | H28.4.17 | 168 |
| 5 | 災害時の給排水設備等応急対策活動に関する協定 | 大田空調衛生協会 | - | H19.4.17 | H28.4.17 | 169 |
| 6 | 災害時の倒壊障害物除去等応急対策活動に関する協定 | 大田区建物解体業協会 | - | H19.4.17 | H19.4.17 | 170 |
| 7 | 災害時の施設修繕・設営等応急対策活動に関する協定 | 大田区塗装安全協力会 | - | H19.4.17 | H19.4.17 | 172 |
| 8 | 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定 | 東京都管工事工業協同組合 | - | H19.9.4 | H19.9.4 | 174 |
| 9 | 建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定 | 一般社団法人東京都建築士事務所協会大田支部 東京建築士会大田支部 日本建築家協会関東甲信越支部城南地域会 日本建築構造技術者協会大田世話役会 大田建設協会 大田区建設組合耐震連絡会 東京土地家屋調査士会大田支部 | - | H24.3.16 | H24.3.16 | 175 |
| 10 | 災害時の被災建物の応急修理等に関する協定 | 大田区建築あっせん事業連絡協議会 大田造園協会 大田電設協会 大田区建物解体業協会 大田区塗装安全協力会 大田空調衛生協会 東京都管工事工業協同組合大田北支部 東京都管工事工業協同組合大田南支部 大田区環境協会 | - | H24.3.16 | H24.3.16 | 177 |
| 11 | 台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定 | 藤東造園建設株式会社 大森興産株式会社 大森造園建設株式会社 株式会社錦花園 株式会社成樹苑 株式会社高井造園 | - | H25.3.4 | H25.3.4 | 179 |
| 12 | 災害廃棄物の共同処理等に関する協定 | 東京二十三区清掃一部事務組合 ※23区共同締結 | - | R2.4.1 | R2.4.1 | 181 |
| 13 | 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 | 一般社団法人 東京環境保全協会 東京廃棄物事業協同組合 ※23区共同締結 | - | R2.4.1 | R2.4.1 | 184 |
| 14 | 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する | 株式会社京葉興業 株式会社太陽油化 ※23区および清掃一部事務組合共同締結 | - | R2.4.1 | R2.4.1 | 187 |
| 15 | 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定 | 東京廃棄物事業協同組合 一般社団法人 東京環境保全協会 ※23区共同締結 | - | R2.4.1 | R2.4.1 | 190 |
| 16 | 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 | 一般社団法人東京都中小建設業協会 一般社団法人東京都産業資源循環協会 ※23区および清掃一部事務組合共同締結 | - | R2.4.1 | R2.4.1 | 193 |
| 17 | 災害時等における被災者等支援に関する協定 | 東京都行政書士会大田支部 | - | R3.4.1 | R3.4.1 | 196 |
| 18 | 災害時における相互連携に関する基本協定 | 東京電力パワーグリッド株式会社 | - | R3.7.15 | R3.7.15 | 198 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|-----------------|---|--|----------|-----------|-----------|-------|
| 4.施設提供等に関する協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時の学校施設の使用に関する協定 | 学校法人東京朝鮮学園 (東京朝鮮第六幼初級学校) | - | H7.12.19 | H7.12.19 | 200 |
| 2 | 災害時における学校施設の使用に関する協定 | 都立大森高等学校 | ○ | H8.8.15 | H26.3.24 | 201 |
| | | 都立つばさ総合高等学校 | ○ | H16.9.6 | H26.3.24 | |
| | | 都立美原高等学校 | ○ | H17.9.8 | H26.3.24 | |
| | | 都立六郷工科高等学校 | ○ | H16.8.23 | H26.3.24 | |
| | | 都立雪谷高等学校 | ○ | H8.8.15 | H26.3.24 | |
| | | 都立蒲田高等学校 | | | | |
| | | 都立田園調布高等学校 | ○ | H17.6.6 | H26.3.24 | |
| | | 学校法人簡野育英会蒲田女子高等学校 | | | | |
| | | 日体荏原高等学校 | ○ | H18.12.25 | H26.3.24 | |
| | | 学校法人上野塾東京高等学校 | ○ | H23.6.14 | H26.3.24 | |
| 学校法人大森学園 | ○ | H28.8.10 | H28.8.10 | | | |
| 東京都立大田桜台高等学校 | ○ | H29.12.1 | H29.12.1 | | | |
| 学校法人上野塾東京実業高等学校 | ○ | H31.1.25 | H31.1.25 | | | |
| 3 | 災害時における施設の使用に関する協定 | 都立城南特別支援学校 | - | H8.8.15 | H27.3.18 | 217 |
| | | 都立矢口特別支援学校 | ○ | H8.8.15 | H27.3.18 | |
| | | 都立田園調布特別支援学校 | ○ | H8.8.15 | H27.3.31 | |
| 4 | 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 | 大森旅館業組合 蒲田ホテル旅館組合 東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合蒲田支部 | - | H8.11.25 | H26.3.26 | 219 |
| 5 | 大田区と公益財団法人大田区文化振興協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 公益財団法人大田区文化振興協会 | - | H9.3.31 | H26.3.26 | 220 |
| 6 | 大田区と公益財団法人大田区産業振興協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 公益財団法人大田区産業振興協会 | - | H9.3.31 | R3.11.11 | 221 |
| 7 | 災害時における施設等提供に関する協定・実施細目 | キャノン株式会社 | ○ | H16.3.8 | H16.3.8 | 223 |
| 8 | 災害時における株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田の避難場所としての使用に関する協定 | 株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田 | - | H17.1.31 | H27.3.25 | 224 |
| 9 | 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力に関する協定 | 株式会社リコー | ○ | H20.1.17 | H20.1.17 | 226 |
| 10 | 災害時に避難所等及び水上輸送拠点として使用に関する協定 | 京急開発株式会社 | - | H24.3.28 | H24.3.28 | 227 |
| 11 | 災害時における施設等の提供に関する協定 | ヤマト運輸株式会社 | ○ | H24.3.28 | H24.12.26 | 229 |
| 12 | 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定 | 株式会社東京流通センター | - | H25.11.15 | H25.11.15 | 231 |
| 13 | 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定 | ブラウドシティ蒲田住宅管理組合 | ○ | H27.12.2 | H27.12.2 | 233 |
| 14 | 災害時における施設等の提供に関する協定 | 東京地下鉄株式会社 | ○ | H28.8.25 | H28.8.25 | 235 |
| 15 | 大田区と社会福祉法人池上長寿園との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人池上長寿園 | ○ | H11.8.20 | H27.4.1 | 237 |
| 16 | 大田区と社会福祉法人長寿村との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人長寿村 | ○ | H17.1.27 | H25.3.26 | 238 |
| 17 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 | ○ | H18.12.25 | H26.3.1 | 239 |
| 18 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人大田幸陽会 | ○ | H18.12.25 | H26.3.1 | 240 |
| 19 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人知恵の光会 | ○ | H24.3.28 | H26.3.1 | 241 |
| 20 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人同愛会 | ○ | H24.3.28 | H26.3.1 | 242 |
| 21 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人睦月会 | ○ | H24.3.28 | H26.3.1 | 243 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|-----|--|------------------------|----|-----------|-----------|-------|
| 22 | 大田区と社会福祉法人響会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人響会 | ○ | H25.3.26 | H25.3.26 | 244 |
| 23 | 大田区と社会福祉法人白陽会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人白陽会 | ○ | H25.3.26 | H25.3.26 | 245 |
| 24 | 大田区と社会福祉法人徳心会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人徳心会 | ○ | H25.3.26 | H25.3.26 | 246 |
| 25 | 大田区と社会福祉法人善光会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人善光会 | ○ | H25.3.26 | H25.3.26 | 247 |
| 26 | 大田区と社会福祉法人桜花との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人桜花 | ○ | H25.3.26 | H25.3.26 | 248 |
| 27 | 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定 | 社会福祉法人嬉泉 | ○ | H27.6.10 | H27.6.10 | 249 |
| 28 | 大田区と株式会社らいふとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 株式会社らいふ | ○ | H27.9.3 | H27.9.3 | 250 |
| 29 | 大田区と社会医療法人若竹会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会医療法人若竹会 | ○ | H28.11.1 | H28.11.1 | 251 |
| 30 | 大田区、社会福祉法人松風会及び医療法人社団和光会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人松風会 医療法人社団和光会 | ○ | H28.11.1 | H28.11.1 | 252 |
| 31 | 大田区と社会福祉法人久盛会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人久盛会 | ○ | H28.11.1 | R2.7.31 | 253 |
| 32 | 大規模災害発生時における土地及び建物の使用に関する協定 | 長遠寺 | - | H29.4.1 | H29.4.1 | 254 |
| 33 | 災害時における施設等の提供に関する協定 | 日蓮宗大本山池上本門寺 | ○ | H29.9.8 | H29.9.8 | 256 |
| 34 | 災害時における水上輸送拠点としての施設等の提供に関する協定 | 日栄産業株式会社 | ○ | H29.10.23 | H29.10.23 | 258 |
| 35 | 大田区と社会福祉法人櫻灯会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人櫻灯会 | ○ | H29.11.30 | H29.11.30 | 260 |
| 36 | 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定 | 学校法人片柳学園 | ○ | H29.12.1 | H29.12.1 | 262 |
| 37 | 屋外コンテナタイプ倉庫の提供に関する協定 | エアリンク株式会社 | ○ | H29.12.12 | H29.12.12 | 264 |
| 38 | 大田区と社会福祉法人兵庫福祉会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人兵庫福祉会 | ○ | R1.6.20 | R1.6.20 | 266 |
| 39 | 大田区と株式会社ニチケアパレスとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 株式会社ニチケアパレス | ○ | R1.8.23 | R1.8.23 | 268 |
| 40 | 災害時における学校施設の使用等に関する協定 | 学校法人東邦大学 | - | R2.1.27 | R2.1.27 | 270 |
| 41 | 大田区と株式会社アライブメディケアとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 株式会社アライブメディケア | ○ | R2.7.31 | R2.7.31 | 272 |
| 42 | 大田区と公益社団法人大田区シルバー人材センターとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 公益社団法人大田区シルバー人材センター | ○ | R2.10.1 | R2.10.1 | 274 |
| 43 | 大田区と社会福祉法人有隣協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 社会福祉法人有隣協会 | ○ | R2.10.1 | R2.10.1 | 276 |
| 44 | 大田区と株式会社サンケイビルウェルケアとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定 | 株式会社サンケイビルウェルケア | ○ | R3.3.8 | R3.3.8 | 278 |
| 45 | 水害発生時における施設等の提供協力に関する協定 | GLP投資法人 | - | R3.12.1 | R3.12.1 | 280 |
| 46 | 災害時における施設等の提供に関する協定 | 三井不動産株式会社 全日本空輸株式会社 | ○ | R4.1.1 | R4.1.1 | 282 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|----------------------|--|--|----|----------|----------|-------|
| 5.物資・資材・車両等の提供に関する協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時の応急炊き出し用精米の優先供給等に関する協定 | 東京都米穀小売商業組合大田支部 | ○ | S55.3.28 | H26.3.31 | 285 |
| 2 | 災害時の応急炊き出し業務に係る労務提供等に関する協定 | 大田区食品衛生協会 | ○ | S56.9.24 | H26.3.31 | 286 |
| 3 | 災害時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定 | 東京都公衆浴場環境衛生同業組合大田支部 | ○ | S58.4.5 | H26.3.31 | 287 |
| 4 | 災害時における救援物資等の輸送車両の優先提供に関する協定 | 東京都トラック協会大田支部 城南運送事業協同組合 | - | S61.7.26 | H26.8.19 | 288 |
| 5 | 災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定 | 東京都石油商業組合大田支部 | ○ | S62.5.21 | H26.6.9 | 290 |
| 6 | 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 | 全東京葬祭業連合会 東京都葬祭業協同組合 山手葬祭共同組合 東武葬祭共同組合 東都聖典協同組合 東京多摩葬祭業協同組合 | ○ | H12.7.26 | H26.4.1 | 291 |
| 7 | 災害時における遺体搬送の協力に関する協定 | 一般社団法人全国霊柩自動車協会 | - | H12.7.26 | H25.12.1 | 293 |
| 8 | 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定 | 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部 | - | H12.7.26 | H26.5.30 | 295 |
| 9 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定 | 大田区商店街連合会 | ○ | H20.1.17 | H26.3.31 | 297 |
| 10 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定 | イオンリテール株式会社イオン御嶽山駅前店 | ○ | H20.1.17 | H26.3.31 | 298 |
| 11 | 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力に関する協定 | 株式会社メリーチョコレートカンパニー | ○ | H20.1.17 | H26.3.31 | 299 |
| 12 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定 | 株式会社イトーヨーカ堂 | ○ | H20.2.20 | H27.12.7 | 300 |
| 13 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定 | 東京コカ・コーラボトリング株式会社 | ○ | H21.3.19 | H26.3.31 | 302 |
| 14 | 災害時における船舶による輸送等に関する協定 | 大田漁業協同組合 東京湾遊漁船業協同組合 大田区五ヶ浦漁業組合連合会 | - | H25.3.22 | H25.3.22 | 303 |
| 15 | 災害時における棺及び葬祭用品等の供給、遺体の安置施設の提供、遺体搬送等の協力に関する協定 | 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 株式会社くらしの友 | ○ | H25.11.1 | H25.11.1 | 304 |
| 16 | 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力等に関する協定 | 株式会社玉子屋 | - | H27.3.25 | H27.3.25 | 306 |
| 17 | 災害時における緊急輸送等に関する協定 | 東京都個人タクシー協同組合大田第一支部 東京都個人タクシー協同組合大田第二支部 | - | H27.3.27 | H27.3.27 | 308 |
| 18 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定 | 株式会社ユニフルーティージャパン | ○ | H27.7.1 | H27.7.1 | 310 |
| 19 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 株式会社ゼンリン | ○ | H28.8.1 | H28.8.1 | 311 |
| 20 | 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定 | 特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテツ・ネットワーク | ○ | H28.8.1 | H28.8.1 | 313 |
| 21 | 災害時における量の優先供給に関する協定 | 「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会 | - | R1.10.27 | R1.10.27 | 315 |
| 22 | 災害時における物資輸送等に関する協定 | ヤマト運輸株式会社 | - | R2.3.24 | R2.3.24 | 317 |
| 23 | 災害時における段ボール製品の優先供給に関する協定 | 興亜紙業株式会社 | - | R2.7.27 | R2.7.27 | 319 |

| No. | 協定名 | 協定先 | 細目 | 初度締結日 | 最新締結日 | 掲載ページ |
|------------------|---------------------------------------|------------------------------------|----|-----------|-----------|-------|
| 6.その他災害時における協力協定 | | | | | | |
| 1 | 災害時における大田区及び大田区内郵便局の相互協力に関する協定 | 大森郵便局 蒲田郵便局 田園調布郵便局 千鳥郵便局 | - | H9.12.1 | H26.10.1 | 321 |
| 2 | 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定 | 東京都理容生活衛生同業組合大田支部 | - | H18.12.25 | H26.1.27 | 322 |
| 3 | 災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定 | 株式会社ジェイコム大田イツ・コミュニケーションズ株式会社 | - | H18.12.25 | H26.3.24 | 324 |
| 4 | 災害時におけるボランティア活動に関する協定 | 社会福祉法人大田区社会福祉協議会 | - | H20.1.17 | H26.4.1 | 325 |
| 5 | 災害時における被災者への住宅相談等に関する協定 | 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会大田区支部 | - | H23.10.28 | H23.10.28 | 326 |
| 6 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省関東地方整備 | - | H23.12.1 | H23.12.1 | 327 |
| 7 | 東京都下水道局森ヶ崎水再生センター覆盖上部公園に対する電力供給に関する協定 | 東京都下水道局 | - | H25.12.27 | H25.12.27 | 328 |
| 8 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | - | H29.1.26 | H29.1.26 | 329 |
| 9 | 大田区災害時要支援外国人相談窓口の設置・運営に関する協定 | 一般財団法人国際都市おおた協会 | - | H30.12.28 | H30.12.28 | 331 |
| 10 | 災害時におけるボランティア活動等に関する協定 | 一般社団法人地域パートナーシップ支援センター | - | H31.3.19 | H31.3.19 | 333 |

延べ157協定、279団体と協定締結(令和4年1月1日現在)

1-1 災害時における城南5区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区（以下「城南5区」という。）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区が生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 備蓄品による応急物資、資材の供給
- (2) 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
- (3) 避難所における避難住民の受入れと救援
- (4) 物資集積所等の後方支援基地の提供
- (5) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（応援の調整）

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

（緊急応援）

第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、城南5区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

（協議）

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南5区で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書5通作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長

高橋久二

目黒区長

河原勇

大田区長

西野善雄

世田谷区長

大場啓二

渋谷区長

小倉基

1-2 災害時における大田区と東御市との相互応援に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東御市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、必要事項を示して応援を要請する。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）応急物資（食糧、生活必需品等）の供給
- （2）被災者及び被災児童の一時受け入れ
- （3）応急対策等に要する職員の派遣及び資機材、物資等の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額について甲乙協議の上、定める。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年11月13日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 西野善雄

長野県東御市県281番地2

乙 東御市

東御市長 土屋哲男

1-3 災害時における大田区と美郷町との相互応援に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と美郷町（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、必要事項を示して応援を要請する。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び飲料水の供給
- (2) 応急物資（生活必需品等）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 被災者及び被災児童の一時受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

（ボランティアへの支援）

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年11月5日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 西野 善雄

秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21番地

乙 美郷町

美郷町長 松田 知己

1-4 災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東松島市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等ができない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、必要事項を示して応援を要請する。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び飲料水の供給
- (2) 応急物資（生活必需品等）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 被災者及び被災児童の一時受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

（ボランティアへの支援）

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月19日

甲 大田区
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原忠義

乙 東松島市
宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市長 阿部秀保

1-5 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災が軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることが出来る。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食糧等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減する為に必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 被災区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減する為に必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請のあった事項
(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、全校に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して決める。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

| | | | |
|-------|-------|----------------------|--------|
| 千代田区長 | 石川 雅己 | 新宿区長 | 中山 弘子 |
| 中央区長 | 矢田 美英 | 文京区長 | 成澤 廣修 |
| 港区長 | 武井 雅昭 | 台東区長 | 吉住 弘 |
| 墨田区長 | 山崎 昇 | 豊島区長 | 高野 之夫 |
| 江東区長 | 山崎 孝明 | 北区長 | 花川 與惣太 |
| 品川区長 | 濱野 健 | 荒川区長 | 西川 太一郎 |
| 目黒区長 | 青木 英二 | 板橋区長 | 坂本 健 |
| 大田区長 | 松原 忠義 | 練馬区長 職務代理者 副区長 | 琴尾 隆明 |
| 世田谷区長 | 保坂 展人 | 足立区長 | 近藤 弥生 |
| 渋谷区長 | 桑原 敏武 | 葛飾区長 | 青木 克徳 |
| 中野区長 | 田中 大輔 | 江戸川区長 | 多田 正見 |
| 杉並区長 | 田中 良 | | |

1-6 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と伊東市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙は独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか甲又は乙の長が特に必要と認める事項

2 前項に規定するほか、大田区立伊豆高原学園（以下「高原学園」という。）については、次に掲げるとおり応援を行うものとする。

- (1) 甲は、高原学園へ伊東市区域の被災者を受け入れる。
- (2) 乙は、高原学園を利用している者に前項各号に掲げる救援等を行う。

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を相手方に提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、別途、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換及び交流）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとし、高原学園についても相互に情報交換及び交流を行い、日頃から安全確保に努めるものとする。

（他の協定等との関係）

第8条 この協定は、甲及び乙が締結した他の協定等を排除するものではない。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月4日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義
静岡県伊東市大原二丁目1番1号
伊東市
伊東市長 佃 弘巳

1-7 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁^{ゆかり}のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁^{ゆかり}の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な対策等が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材、物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市区町が、応援要請をする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする、資機材、物資の品名、数量等
- (3) 必要とする、派遣職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(自主的活動)

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに

については、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

| | |
|-----------|--------|
| 東京都品川区長 | 濱野 健 |
| 東京都大田区長 | 松原 忠義 |
| 神奈川県横浜市長 | 林 文子 |
| 神奈川県大磯町長 | 中崎 久雄 |
| 神奈川県小田原市長 | 加藤 憲一 |
| 神奈川県箱根町長 | 山口 昇士 |
| 静岡県函南町長 | 森 延彦 |
| 静岡県三島市長 | 豊岡 武士 |
| 静岡県清水町長 | 山本 博保 |
| 静岡県長泉町長 | 遠藤 日出夫 |
| 静岡県藤枝市長 | 北村 正平 |
| 静岡県掛川市長 | 松井 三郎 |
| 静岡県袋井市長 | 原田 英之 |
| 愛知県豊明市長 | 小浮 正典 |
| 三重県桑名市長 | 伊藤 徳宇 |
| 三重県鈴鹿市長 | 末松 則子 |
| 三重県亀山市長 | 櫻井 義之 |
| 滋賀県甲賀市長 | 中嶋 武嗣 |
| 滋賀県湖南市長 | 谷畑 英吾 |
| 滋賀県草津市長 | 橋川 涉 |
| 滋賀県大津市長 | 越 直美 |

1-8 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と長井市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙は独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、別途、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換及び交流）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月12日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

山形県長井市ままの上5番1号
長井市
長井市長 内谷 重治

1-9 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と桐生市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙は独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時的な受入れのための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）一時的な受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、別途、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換及び交流）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 6日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大 田 区

大 田 区 長 松 原 忠 義

群馬県桐生市織姫町1番1号

桐 生 市

桐 生 市 長 亀 山 豊 文

1-10 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と岡谷市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時的な受入れのための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 一時的な受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があつたものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）。

2 前項の規定にかかわらず、被災自治体が経費を負担できない特別な理由があるとき（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報交換及び交流）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換を行

い、交流するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月10日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大 田 区

大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 長野県岡谷市幸町8番1号

岡 谷 市

岡 谷 市 長 今 井 竜 五

1-11 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

小池 百合子

都内23特別区(別表のとおり)
代表者 江東区長(特別区長会会長)

山崎 孝明

都内26市(別表のとおり)
代表者 町田市長(東京都市長会会長)

石阪 丈一

都内13町村(別表のとおり)
代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)

杉浦 裕之

(別表)

| | |
|---------|--|
| 都内23特別区 | 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 |
| 都内26市 | 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市 |
| 都内13町村 | 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |

2-1 災害時の医療救護活動についての協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人大森医師会、一般社団法人田園調布医師会及び一般社団法人蒲田医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、医療救護班の編成及び業務内容等を定めた災害医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 前項の規定に基づき策定した計画は、策定後直ちに甲に報告するものとし、改正した場合はその都度甲に報告するものとする。

（医療救護班の構成）

第3条 前条第1項の規定に基づく医療救護班の構成は、次のとおりとする。

- （1）医師
- （2）看護師
- （3）事務員等

2 前項第2号及び第3号に規定する者については、可能な限り医師に帯同するものとする。

（医療救護班の医師等の業務）

第4条 医療救護班の医師の業務は、次のとおりとする。

- （1）トリアージ
- （2）傷病者の応急処置
- （3）傷病者の医療施設への転送の要否判断
- （4）看護師及び柔道整復師等への指示

2 医療救護班の看護師及び柔道整復師は、医師の指示のもと、必要な医療行為等を行う。

3 医療救護班の事務員等は、必要な事務処理等を行う。

4 医療救護に係る具体的な業務手順等は別に定める。

（医療救護班の指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護班の班長が行う。

2 前項の規定に基づく医療救護班の班長は医師とし、乙が定め、甲に報告する。

（医療救護班の派遣）

第6条 甲は、大田区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づく医療救護班を編成し、医療救護所（以下「救護所」という。）に派遣する。

（医療救護班の自動参集）

第7条 医療救護班は、東京都特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前条の規定に関わらず、予め定められた救護所又は近隣の救護所に参集する。この場合、甲が医療救護班の派遣を要請したものとみなす。

（医療救護班の移動）

第8条 医療救護班の移動は、原則として各自が行う。ただし、乙又は班長は必要に応じて甲に依頼することができる。

（救護所の設置）

第9条 甲は、避難所、医療機関の付近、災害現場等に救護所を設置する。

2 医療救護班は、救護所の設置に協力する。

（医療救護班の活動場所）

第10条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施する。

（医薬品の備蓄及び輸送）

第11条 医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品を使用する。

2 医薬品の輸送は、原則として、甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療施設における医療救護)

第12条 救護所において、医師が医療施設への搬送が必要と判断した中等症以上の傷病者があった場合は、乙又は班長あるいは甲は、後方医療施設に対して、その受入れを要請することができる。

2 乙又は班長が前項の要請をし、医療施設への受入れが決定した場合は、甲へ報告することとする。

3 医療施設への搬送手段は、原則として甲が確保することとする。

(医療費)

第13条 救護所における傷病者の医療費は、無料とする。

(防災訓練等)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項の規定に基づく訓練の参加者等に傷病者が発生した場合は、医療救護を実施する。

(費用弁償等)

第15条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。

(1) 救護所における医療救護

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班が医療救護活動において死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年10月20日条例第38号)及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則(昭和44年6月10日条例第42号)に基づく費用。

(2) 防災訓練等における前号に掲げる経費

2 前項の規定に基づく費用弁償額等については、甲乙協議のうえ別に定める。

(事故及び損害の責任と負担)

第16条 医療救護所等において発生した事故及び損害(以下「医療救護活動中の事故等」という。)については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 医療救護活動中の事故等について、乙に故意又は重大な過失のある場合、原則として乙が賠償責任を負うが、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(災害医療連携会議への参加)

第17条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する大田区災害医療連携会議へ参加する。

(委任)

第18条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成25年5月8日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第20条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月8日

甲 大田区長 松原 忠義

乙 一般社団法人 大森医師会会長 金子 則彦

一般社団法人 田園調布医師会会長 荻原 牧夫

一般社団法人 蒲田医師会会長 南雲 晃彦

2-2 災害時における柔道整骨師会の協力に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整骨師会大田支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、甲と大田区三医師会が締結した災害時の医療救護活動についての協定書に基づいて作成された、大田区三医師会の災害医療救護計画に準じて医療救護活動を行う。

（協力の内容）

第3条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （1）傷病者に対する応急救護〔柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲〕の実施
- （2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、医療救護所（以下「救護所」という。）の医師の指示により実施するものとする。

（柔道整復師の派遣）

第4条 甲は、大田区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し柔道整復師の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに柔道整復師を救護所に派遣する。

（柔道整復師の自動参集）

第5条 乙は、東京都特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前条の規定に関わらず、予め定められた救護所又は近隣の救護所に柔道整復師を派遣する。この場合、甲が柔道整復師の派遣を要請したものとみなす。

（柔道整復師の移動）

第6条 医療救護に係る柔道整復師の移動は、原則として各自が行う。ただし、乙は必要に応じて甲に依頼することができる。

（救護所の設置及び柔道整復師の活動場所）

第7条 参集した柔道整復師は、救護所の設置に協力し、救護所において医療救護活動を実施する。

（防災訓練等）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項の規定に基づく訓練の参加者等に傷病者が発生した場合は、医療救護を実施する。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。

（1）救護所における医療救護

ア 柔道整復師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等を使用した場合の実費弁償

ウ 柔道整復師が医療救護活動において死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年10月20日条例第38号）及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和44年6月10日条例第42号）に基づく費用。

（2）防災訓練等における前号に掲げる経費

2 前項の規定に基づく費用弁償額等については、甲乙協議のうえ別に定める。

(事故及び損害の責任と負担)

第10条 救護所等において発生した事故及び損害(以下「医療救護活動中の事故等」という。)については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 医療救護活動中の事故等について、乙に故意又は重大な過失のある場合、原則として乙が賠償責任を負うが、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(災害医療連携会議への参加)

第11条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する大田区災害医療連携会議へ参加する。

(委任)

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成26年4月23日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月23日

甲 大田区
大田区長 松原 忠義

乙 公益社団法人東京都柔道接骨師会大田支部
支部長 渡辺 利文

2-3 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

大田区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会及び公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を実施するため、歯科医療救護班の編成及び業務内容等を定めた災害医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 前項の規定に基づき策定した計画は、策定後直ちに甲に報告するものとし、改正した場合はその都度甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班の構成）

第3条 前条第1項の規定に基づく歯科医療救護班の構成は、次のとおりとする。

- （1）歯科医師
- （2）歯科衛生士
- （3）事務員等

2 前項第2号及び第3号に規定する者については、可能な限り歯科医師に帯同するものとする。

（歯科医療救護班の歯科医師等の業務）

第4条 歯科医療救護班の歯科医師の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療救護活動
- （2）避難所等における口腔衛生管理
- （3）検死、検案に際しての法歯学上の協力
- （4）歯科衛生士への指示

2 歯科医療救護班の歯科衛生士は、歯科医師の指示のもと、必要な医療行為等を行う。

3 歯科医療救護班の事務員等は、必要な事務処理等を行う。

4 歯科医療救護に係る具体的な業務手順等は別に定める。

（歯科医療救護班の指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、歯科医療救護班の班長が行う。

2 前項の規定に基づく歯科医療救護班の班長は歯科医師とし、乙が定め、甲に報告する。

（歯科医療救護班の派遣）

第6条 甲は、大田区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づく歯科医療救護班を編成し、医療救護所等（以下「救護所等」という。）に派遣する。

（歯科医療救護班の移動）

第7条 歯科医療救護班の移動は、原則として各自が行う。ただし、乙又は班長は必要に応じて甲に依頼することができる。

（歯科医療救護班の活動場所）

第8条 歯科医療救護班は、甲の設置した救護所等において歯科医療救護活動を実施する。

（医薬品の備蓄及び輸送）

第9条 歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品を使用する。

2 医薬品の輸送は、原則として、甲が行う。

3 救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第10条 救護所等における傷病者の医療費は、無料とする。

(防災訓練等)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項の規定に基づく訓練の参加者等に傷病者が発生した場合は、医療救護を実施する。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。

(1) 救護所等における医療救護

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班が歯科医療救護活動において死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年10月20日条例第38号)及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則(昭和44年6月10日条例第42号)に基づく費用。

(2) 防災訓練等における前号に掲げる経

2 前項の規定に基づく費用弁償額等については、甲乙協議のうえ別に定める。

(事故及び損害の責任と負担)

第13条 医療救護所等において発生した事故及び損害(以下「医療救護活動中の事故等」という。)については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 歯科医療救護活動中の事故等について、乙に故意又は重大な過失のある場合、原則として乙が賠償責任を負うが、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(災害医療連携会議への参加)

第14条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する大田区災害医療連携会議へ参加する。

(委任)

第15条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成26年2月20日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第17条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月20日

甲 大田区
大田区長 松原 忠義

乙 公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会
会長 下山 忠明
公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会
会長 塩津 二郎

2-4 災害時の医療救護活動についての協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人大田区薬剤師会及び一般社団法人蒲田薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、薬剤師班の編成に関する事及び乙の災害時の業務内容等を定めた災害医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 乙は計画を策定したときは直ちに、改正した場合はその都度、甲に報告するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、大田区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づく薬剤師班を編成し、医療救護所(以下「救護所」という。)に派遣する。

（救護所の設置）

第4条 甲は、災害時に医療機関の付近、避難所、災害現場等に救護所を設置する。

2 薬剤師班は、救護所の設置に協力する。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（2）救護所における医薬品の発注、受領及び管理

（3）医療救護班が取り扱う医薬品等への助言

2 薬剤師班は、前項の業務について、医療救護班及びその他の救護所従事者と協同して、あたることとする。

（薬剤師班の指揮命令）

第6条 薬剤師班の医療救護活動における指揮命令及び連絡調整は、薬剤師班の班長が行う。

2 前項の班長は乙が指定し、甲に報告する。

3 救護所の設置及び運営に関しては、医療救護班の班長の指揮命令に従う。

（薬剤師班の自動参集）

第7条 薬剤師班は、特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ定められた救護所又は近隣の救護所等に参集する。この場合において、甲は薬剤師班の派遣を要請したものとみなす。

（薬剤師班の移動）

第8条 薬剤師班の移動は、原則として各自が行う。ただし、乙又は薬剤師班の班長は必要に応じて移動を甲に依頼することができる。

（医薬品等の備蓄、搬送及び輸送）

第9条 薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品及び医療用資器材（以下「医薬品等」という。）を使用する。

2 医薬品等の救護所への搬送は、原則として薬剤師班及び医療救護所の運営要員が行う。ただし、これによりがたいときは、甲又は甲が指定した者が行う。

3 医薬品等を備蓄場所以外から救護所へ輸送する場合は、原則として甲又は甲が指定した者が行う。ただ

し、これによりがたいときは乙が行う。

(調剤費)

第10条 救護所における傷病者の調剤費は、無料とする。

(防災訓練等)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項の規定に基づく訓練の参加者等に傷病者が発生した場合は、医療救護を実施する。

(経費負担)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係る次の経費は、甲が負担する。

(1) 救護所及び医薬品の集積場所等における医療救護に係る次の経費

ア 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

イ 乙が提供した医薬品等を使用した場合の実費弁償（甲が乙に対し別途備蓄を依頼した医薬品等を使用した場合を除く）

ウ 薬剤師班が医療救護活動において死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和44年条例第42号）に基づく費用。

(2) 防災訓練等における前号に掲げる経費

2 前項に規定する経費の支払い方法等については、甲乙協議の上別に定める。

(事故及び損害の責任と負担)

第13条 医療救護所等において発生した事故及び損害（以下「医療救護活動中の事故等」という。）については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 医療救護活動中の事故等について、乙に故意又は重大な過失のある場合、原則として乙が賠償責任を負うが、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(委任)

第14条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月末日までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第16条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(旧協定書の廃止)

第17条 災害時における医療救護活動に関する協定書（平成12年1月25日締結）は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月31日

| | | | |
|---|---------------|----|-------|
| 甲 | 大田区 | 区長 | 松原 忠義 |
| 乙 | 一般社団法人大田区薬剤師会 | 会長 | 小野 稔 |
| | 一般社団法人蒲田薬剤師会 | 会長 | 島崎 太郎 |

2-5 災害時における動物救護活動に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京都獣医師会大田支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う動物の保護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災した動物の保護及び管理に関すること。
- （2）負傷した動物の保護、管理及び応急手当に関すること。
- （3）被災した動物に関する情報提供に関すること。
- （4）その他災害応急業務に関すること。

（動物の定義）

第3条 この協定において、「動物」とは、一般家庭で飼育されている犬及び猫などのペットをいう。

（協力要請等）

第4条 甲は、大田区地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙の協力に係る動物救護活動に要した医薬品等の費用について、その実費を弁償する。

（活動の期間）

第6条 大田区地域防災計画に基づく動物救護活動等の終了の時期については、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、災害応急活動が極めて困難又は不可能だと認める場合は、甲と協議して活動を停止することができる。

（非常措置）

第7条 乙は、被災動物が救護不可能な状態になったと認められる場合には、甲と協議して非常措置をとることができる。

- 2 前項の規定により非常措置をとる場合は、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、業務に従事する者が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは傷害の状態となったときは、大田区防災従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

（平常時の協力等）

第9条 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようにするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事その他の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるように努める。

- 2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練、講演会その他の行事に参加するよう努める。
- 3 乙は、前2項に規定する行事について、会員に周知するよう努める。

（飼い主に対する指導、啓発等）

第10条 甲及び乙は、平常時から飼い主に対して、災害への備えや動物に係る災害発生時の行動等についての普及啓発に努める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、平成26年3月 日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月18日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 東京都大田区池上三丁目23番3号

東京都獣医師会大田支部

支 部 長 南 雲 映 二

2-6 大田区災害医療コーディネーターに関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人大森医師会、一般社団法人田園調布医師会及び一般社団法人蒲田医師会（以下「乙」という。）は、災害時発生時の医療救護活動の統括及び調整に従事する、大田区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に関し、乙に対し区コーディネーターの推薦及び参集への協力依頼することと、甲における区コーディネーターの委嘱及び職務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、乙の中で協議の上、区コーディネーターを選出する。

2 乙が選出する区コーディネーターは、1名とする。ただし、甲が要請する場合は、この限りでない。

3 乙は、区コーディネーターを選出した場合、選出した者の氏名等必要な事項を、直ちに報告する。

4 区コーディネーターには、乙の中から、災害医療と地域医療に精通し、区コーディネーターにふさわしい行動が可能な医師を充てるものとする。

（委嘱）

第3条 甲は、前条に基づき乙が選出した区コーディネーターについて、その適格性等を判断し、委嘱する。

2 区コーディネーターの委嘱期間は、選出した日から、選出した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 選出した期間を満了後、乙又は区コーディネーターから退任の申出がない場合、次年度の任期に選出したものとみなす。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、選出された区コーディネーターを委嘱しないことができる。

（1）業務上の必要がなくなった場合

（2）予算の減少等により委嘱が困難となった場合

（3）委嘱期間内の職務実績が良好と認められない場合

（4）職務の遂行に必要な能力を有していることが認められない場合

（5）健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められない場合

（6）区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

（身分及び職務への専念）

第4条 前条に基づき委嘱された区コーディネーターは、引き続き乙において定めた身分を有するものとする。

2 区コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、大田区医療救護本部長（大田区保健所長）の指示があるまで、区コーディネーターの職務に専念する。

（参集）

第5条 区コーディネーターは、大規模災害時において、区長の要請に基づき参集する。

2 区コーディネーターは、特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 区コーディネーターは、大田区地域防災計画に基づき設置される大田区医療救護本部又は区長が指定した場所に参集するものとする。

（職務）

第6条 区コーディネーターは、大田区内の災害医療に関する次の職務の集約、調整及び医学的助言を行う。

（1）医療救護班の活動に関すること。

（2）医療情報の集約に関すること。

（3）収容先医療機関の確保に関すること。

- (4) 都及び地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- (5) 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。
- (6) 他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整に関すること。
- (7) 医療ボランティアの受入調整に関すること。
- (8) その他医療救護に関すること。

(指揮命令、協力及び連携)

第7条 区コーディネーターは、大田区医療救護本部長の指揮及び監督のもと、職務を遂行する。

2 本協定により選出された区コーディネーターは、別途選出された区コーディネーターと役割分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。

3 区コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、職務を遂行する。

(会議及び訓練)

第8条 区コーディネーターは、第6条に掲げる職務を遂行するため、会議及び訓練に参加する。

2 会議及び訓練の実施に関する詳細は、別に定める。

(報償費)

第9条 甲は、区コーディネーターが第5条に基づき災害発生時に参集した場合、又は前条に基づき訓練に参加した場合、区コーディネーターに対して報償費を支払う。

2 報償費の支払に関する詳細は、別に定める。

(事故及び損害の責任及び負担)

第10条 区コーディネーターが、本協定に基づき参集又は訓練に参加した場合、事故等により死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年10月20日条例第38号）及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和44年6月10日規則第42号）に基づき、区コーディネーター又はその遺族に対し、損害補償を行う。

(委任)

第11条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成25年5月8日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の3月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改訂することができる。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月8日

| | | |
|---------------|------|-------|
| 甲 大田区 | 大田区長 | 松原 忠義 |
| 乙 一般社団法人大森医師会 | 会長 | 金子 則彦 |
| 一般社団法人田園調布医師会 | 会長 | 荻原 牧夫 |
| 一般社団法人蒲田医師会 | 会長 | 南雲 晃彦 |

2-7 大田区災害医療コーディネーターに関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院（以下「乙」という。）は、災害時発生時の医療救護活動の統括及び調整に従事する、大田区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に関し、乙に対し区コーディネーターの推薦及び参集への協力依頼することと、甲における区コーディネーターの委嘱及び職務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、区コーディネーターを選出する。

2 乙が選出する区コーディネーターは、1名とする。ただし、甲が要請する場合は、この限りでない。

3 乙は、区コーディネーターを選出した場合、選出した者の氏名等必要な事項を、直ちに報告する。

4 区コーディネーターには、乙の中から、災害医療と地域医療に精通し、区コーディネーターにふさわしい行動が可能な医師を充てるものとする。

（委嘱）

第3条 甲は、前条に基づき乙が選出した区コーディネーターについて、その適格性等を判断し、委嘱する。

2 区コーディネーターの委嘱期間は、選出した日から、選出した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 選出した期間を満了後、乙又は区コーディネーターから退任の申出がない場合、次年度の任期に選出したものとみなす。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、選出された区コーディネーターを委嘱しないことができる。

（1）業務上の必要がなくなった場合

（2）予算の減少等により委嘱が困難となった場合

（3）委嘱期間内の職務実績が良好と認められない場合

（4）職務の遂行に必要な能力を有していることが認められない場合

（5）健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められない場合

（6）区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

（身分及び職務への専念）

第4条 前条に基づき委嘱された区コーディネーターは、引き続き乙において定めた身分を有するものとする。

2 区コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、大田区医療救護本部長（大田区保健所長）の指示があるまで、区コーディネーターの職務に専念する。

（参集）

第5条 区コーディネーターは、大規模災害時において、区長の要請に基づき参集する。

2 区コーディネーターは、特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 区コーディネーターは、大田区地域防災計画に基づき設置される大田区医療救護本部又は区長が指定した場所に参集するものとする。

（職務）

第6条 区コーディネーターは、大田区内の災害医療に関する次の職務の集約、調整及び医学的助言を行う。

（1）医療救護班の活動に関すること。

（2）医療情報の集約に関すること。

（3）収容先医療機関の確保に関すること。

- (4) 都及び地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- (5) 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。
- (6) 他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整に関すること。
- (7) 医療ボランティアの受入調整に関すること。
- (8) その他医療救護に関すること。

(指揮命令、協力及び連携)

第7条 区コーディネーターは、大田区医療救護本部長の指揮及び監督のもと、職務を遂行する。

2 本協定により選出された区コーディネーターは、別途選出された区コーディネーターと役割分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。

3 区コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、職務を遂行する。

(会議及び訓練)

第8条 区コーディネーターは、第6条に掲げる職務を遂行するため、会議及び訓練に参加する。

2 会議及び訓練の実施に関する詳細は、別に定める。

(報償費)

第9条 甲は、区コーディネーターが第5条に基づき災害発生時に参集した場合、又は前条に基づき訓練に参加した場合、区コーディネーターに対して報償費を支払う。

2 報償費の支払に関する詳細は、別に定める。

(事故及び損害の責任及び負担)

第10条 区コーディネーターが、本協定に基づき参集又は訓練に参加した場合、事故等により死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年10月20日条例第38号）及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和44年6月10日規則第42号）に基づき、区コーディネーター又はその遺族に対し、損害補償を行う。

(委任)

第11条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成25年5月8日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の3月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改訂することができる。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月8日

甲 大田区

大田区長 松原 忠義

乙 日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院

院長 中瀬 浩史

2-8 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により、甲から次条に定める医薬品等について要請を受けたときは、要請事項について可能な限り措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲等）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、医薬品等の品目及び数量を示し要請する。この場合において、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の運搬等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて乙は甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を納入する場所（以下「納入場所」という。）は、甲が指定する。

3 前項の規定による納入場所は、別に定める。

4 第1項の規定により乙が医薬品等を納入場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅延なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年8月27日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の前月末日までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月27日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠義

乙 東京都目黒区本町二丁目18番16号
アルフレッサ株式会社
大田支店 支店長 佐藤 聖司

東京都品川区東品川四丁目9番28号
株式会社スズケン
城南支店 支店長 江西 康広

東京都世田谷区弦巻一丁目1番1号
株式会社バイタルネット
東京支店 支店長 高松 伸一

東京都世田谷区若林三丁目35番13号
株式会社マルタケ
西武営業所 所長 諸橋 一則

東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
専務取締役 東京支店長 嶋路 博昭

東京都品川区勝島一丁目5番21号4F
東邦薬品株式会社
城南医専部 大田営業所 田中 裕士

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

2-9 災害時の医療救護活動及び医療救護活動において 使用する医薬品等の確保等に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動並びに医療救護活動において使用する医薬品及び医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保、並びに医療救護所の開設に使用する備品及び消耗品（以下「備蓄品」という。）の管理に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所の設置）

第2条 甲は、大田区地域防災計画に定める緊急医療救護所について、乙の敷地内又は近接地に設置する。

2 乙は、緊急医療救護所の設置に必要な敷地について、甲から要請があった場合、これを提供する。

3 東京都特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合、乙は前項の規定にかかわらず、甲が緊急医療救護所の開設を要請したものとみなし、開設に必要な協力を行う。

4 乙は、緊急医療救護所に医療救護班等のスタッフが到着し、緊急医療救護所本来の配置スタッフで運営が可能となった場合、医療救護班の班長又は班長の業務を代行する者と協議の上、緊急医療救護所の運営業務を甲に引き継ぐものとする。

（医薬品等及び備蓄品の備蓄）

第3条 乙は、医薬品等について、甲の要請に基づき購入し、日常から有効期限の確認、安全管理等を実施するとともに、災害発生時に容易に搬出できるよう整理し備蓄する。

2 乙は、甲が購入し乙に配備した備蓄品について、災害発生時に容易に搬出できるよう整理し備蓄する。

3 乙が備蓄する医薬品等及び備蓄品の備蓄場所、品目及び数量は、別に定める。

（医薬品等及び備蓄品の供出）

第4条 乙は、甲から要請があった場合、備蓄している医薬品等及び備蓄品を、緊急医療救護所へ供出する。

2 乙は、前項の規定に関わらず、第2条第3項に基づき緊急医療救護所が開設された場合は、甲の要請があったものとみなし、医薬品等及び備蓄品を供出する。

（医薬品等及び備蓄品の搬出）

第5条 医薬品等及び備蓄品の備蓄場所から緊急医療救護所までの備蓄品の搬出は、原則として甲が行う。ただし、これによりがたいときは、乙が行う。

（備蓄以外の医薬品等及び物品の提供）

第6条 甲は、医薬品等又は備蓄品が不足した場合、及び備蓄品以外の物品が必要となった場合、乙に対して提供を要請することができる。

2 乙は、前項に基づく甲の要請があった場合、可能な範囲で協力する。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（経費に関すること）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医薬品等の確保供給を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）医薬品等の備蓄及び管理

ア 備蓄する医薬品等の購入経費

イ 備蓄した医薬品等を管理するための経費

ウ 乙が第6条に基づき甲に提供した物品を使用した場合の実費弁償

エ 乙が、甲の備蓄品の備蓄及び管理、緊急医療救護所における設営及び運営活動並びに医薬品等の搬送活動において死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき、又は事故等による負傷及び病気で障害を持つ状態となったときの、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和44年規則第42号）に基づく費用。ただし、乙が本来行うべき医療活動の範囲内において発生した事故等の場合を除く。

（2）防災訓練における前号に掲げる経費

2 甲の要請に基づき、乙が行った医薬品等及び備蓄品の管理上発生した、施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

3 前2項の規定に基づく費用弁償額等については、甲乙協議の上、別に定める。

（事故及び損害の責任と負担）

第9条 本協定に基づく活動において発生した事故及び損害については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 乙が賠償責任を負う場合において、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(委任)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月末日までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月15日

平成28年3月31日 ※東急病院

甲 大田区長 松原 忠義

乙

| | | |
|-----------------------------|--------|--------|
| 社会医療法人財団 城南福祉医療協会 大田病院 | 院長 | 田村 直 |
| 東京労災病院 | 院長 | 寺本 明 |
| 東邦大学医療センター大森病院 | 理事長 | 炭山 嘉伸 |
| 医療法人財団 安田病院 | 院長 | 安田 雄一郎 |
| 社会医療法人財団 牧田総合病院 | 院長 | 小谷 奉文 |
| 医療法人財団 松井病院 | 理事長 | 横川 秀男 |
| 医療法人社団松和会 池上総合病院 | 病院長 | 臼井 和胤 |
| 大森赤十字病院 | 院長 | 中瀬 浩史 |
| 医療法人社団七仁会 田園調布中央病院 | 院長 | 成瀬 博昭 |
| 公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院 | 院長 | 久保田 憲 |
| 東京急行電鉄株式会社 東急病院 | 管理統括部長 | 長縄 健吾 |
| 医療法人社団佑和会 | 理事長 | 吉川 栄人 |
| 医療法人社団秀輝会 目蒲病院 | | 平原 博庸 |
| 医療法人社団静恒会 本多病院 | 院長 | 石川 久木 |
| 医療法人社団森と海東京 東京蒲田病院 | 院長 | 松島 正浩 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京蒲田医療センター | 院長 | 内野 直樹 |
| 医療法人社団 渡辺病院 | 院長 | 渡辺 糺 |

※医療財団法人安田病院及び医療社団法人佑和会の2病院は協定離脱(令和3年2月1日現在)

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

2-10 災害時の医療救護活動において使用する医薬品等の確保に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人大田区薬剤師会及び一般社団法人蒲田薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動において使用する医薬品及び医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対し、必要とする医薬品等の確保供給に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医薬品等の備蓄）

第2条 災害時の医療救護活動において使用する医薬品等については、甲の依頼に基づき乙がこれを購入し、備蓄する。

2 前項の医薬品等の備蓄場所は、原則として甲が設置する医療救護所（以下「救護所」という。）の設置予定地に隣接する薬局（乙に加盟している薬局に限る。以下同じ。）とする。

3 医薬品等の備蓄場所、品目及び数量は、別に定める。

（備蓄及び管理の方法）

第3条 乙は、前条第1項において購入した医薬品等について、日常から有効期限の確認、安全管理等を実施するとともに、災害発生時に容易に搬出できるよう整理を行う。

2 医薬品等の備蓄及び管理に必要な経費については、甲が負担する。

3 医薬品等の管理の詳細については、別に定める。

（備蓄品の供出）

第4条 乙は、救護所が開設された場合は、第2条の規定により備蓄している医薬品等を、救護所へ供出する。

（薬局以外の場所における医薬品等備蓄の技術的助言及び管理支援）

第5条 甲は、薬局以外の場所に、医療救護活動を目的として医薬品等を備蓄した場合、乙に対しその管理に係る技術的助言及び管理業務に対する支援を求めることができる。

2 前項に基づく医薬品等の管理業務に対する支援の詳細については、必要に応じ別途定める。

（救護所医薬品等備蓄責任者の設置）

第6条 医薬品等の備蓄場所には、救護所医薬品等備蓄責任者（以下「備蓄責任者」という。）を設置する。

2 備蓄責任者は、備蓄を行う薬局において、医薬品等の備蓄及び管理を統括する。

（備蓄箇所から医薬品の搬送）

第7条 備蓄場所から救護所その他区長が定めた場所への医薬品等の搬送は、原則として救護所を運営する要員が行う。ただし、これによりがたいときは、乙がこれを行う。

2 前項の場合において乙が医薬品等の搬送を行うことが困難なときは、乙は、甲に対して、搬送の要請を行う。

（救護所医薬品供給拠点の設置）

第8条 甲は、救護所で使用する医薬品等の安定的な確保供給を図るため、必要に応じて救護所医薬品供給拠点（以下「供給拠点」という。）を設置する。

（供給拠点班の派遣）

第9条 甲は、大田区地域防災計画に基づき医療救護活動の実施に伴い必要が生じた場合は、乙に対し医薬品供給拠点班（以下「供給拠点班」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づく供給拠点班を編成し、供給拠点に派遣する。

（供給拠点班の業務）

第10条 供給拠点班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所等における医薬品等の在庫状況等の把握及び調整

（2）第2条に基づき甲の要請で備蓄する医薬品等の供給調整

（3）甲が乙に対して依頼する医薬品等の提供要請に係る事務

（4）救護所で使用する医薬品等の発注に係る事務

（5）甲及び乙以外から提供を受けた医薬品等の受入に係る事務

（6）備蓄、供出又は提供を受けた医薬品等の在庫管理及び払出しに係る事務

（供給拠点班の指揮命令）

第11条 供給拠点班の医療救護活動における指揮命令及び連絡調整は、供給拠点班の班長が行う。

2 前項の供給拠点班の班長は、乙が指定し、甲に報告する。

（供給拠点班の移動）

第12条 供給拠点班の移動は、原則として各自が行う。ただし、乙又は班長は、必要に応じて甲に移動を依頼することができる。

（備蓄以外の医薬品等の提供）

第13条 甲は、備蓄している医薬品等が不足した場合は、乙に対して医薬品等の提供を要請することができ

る。

2 乙は、前項に基づく甲の要請があった場合は、医薬品等の提供に可能な範囲で協力する。

(医薬品等の輸送)

第14条 供給拠点から救護所への医薬品等の輸送は、原則として甲又は甲が指定した者が行う。ただし、これによりがたいときは乙が行う。

2 供給拠点への医薬品等の輸送に関しては、前項を準用する。

(災害薬事コーディネーター)

第15条 甲は、災害発生時に円滑に医療救護が実施できるよう、薬事に関する調整を行う災害薬事コーディネーターを設置する。

2 災害薬事コーディネーターの業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所等で必要となる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等の統括

(2) 救護所へ派遣する薬剤師班に係る各種調整

(3) 区内薬事関係者の復旧状況及び医薬品過不足状況の把握及び薬事関係者間の調整

3 災害薬事コーディネーターは、大田区災害医療コーディネーター設置要綱(平成25年5月2日25保保発第10194号区長決定)に基づき設置された大田区災害医療コーディネーターと連携及び協力しながら業務を遂行する。

4 災害薬事コーディネーターは、甲の依頼に基づき、乙がその会員である薬剤師の中から推薦し、甲が委嘱する。

5 災害薬事コーディネーターの詳細については、別途定める。

(防災訓練等)

第16条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

(経費負担等)

第17条 甲の要請に基づき、乙が医薬品等の確保供給を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医薬品等の備蓄及び管理に係る次の経費

ア 第2条に基づき備蓄する医薬品等の購入経費

イ 第2条に基づき備蓄した医薬品等を管理するための経費

ウ 乙が第13条に基づき甲に提供した医薬品等を使用した場合の実費弁償

エ 第2条に基づく甲の医薬品等の備蓄、管理及び第7条に基づく搬送活動並びに第10条に基づく供給拠点班の業務及び第14条に基づく輸送活動において死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合、又は事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則(昭和44年条例第42号)に基づく費用。ただし、乙又は乙加盟の薬局における営業活動の範疇において発生した事故等の場合を除く。

(2) 防災訓練等における前号に掲げる経費

(3) 甲の医薬品等の備蓄、管理に起因して、乙が加盟する薬局に生じた施設及び設備の損傷

2 前項の場合における費用弁償額等については、甲乙協議の上別に定める。

(事故及び損害の責任と負担)

第18条 第2条及び第10条に基づく活動で発生した事故及び損害(以下「活動中の事故等」という。)については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

2 活動中の事故等について、乙に故意又は重大な過失のある場合は、原則として乙が賠償責任を負うが、その負担について甲及び乙は協議の上でその処理に当たるものとする。

(委任)

第19条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月末日までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月31日

| | | | |
|---|---------------|----|-------|
| 甲 | 大田区 | 区長 | 松原 忠義 |
| 乙 | 一般社団法人大田区薬剤師会 | 会長 | 小野 稔 |
| | 一般社団法人蒲田薬剤師会 | 会長 | 島崎 太郎 |

2-11 大田区災害薬事コーディネーターに関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人大田区薬剤師会及び一般社団法人蒲田薬剤師会（以下これらを「乙」という。）は、災害発生時の薬事に関する統括及び調整に従事する、大田区災害薬事コーディネーター（以下「区薬事コーディネーター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に関し、乙に対し区薬事コーディネーターの推薦及び参集への協力の依頼並びに甲における区薬事コーディネーターの委嘱及び職務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、乙が協議の上、区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師を選出する。

2 乙が選出する区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師は、1名とする。ただし、甲が要請する場合は、この限りでない。

3 乙は、区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師を選出した場合は、選出した者の氏名等必要な事項を、甲に直ちに報告する。

4 乙が区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師は、災害医療及び地域医療に精通し、区薬事コーディネーターにふさわしい行動が可能な者とする。

（委嘱）

第3条 甲は、前条に基づき乙が選出した区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師について、その適格性等を判断し、区薬事コーディネーターとして委嘱する。

2 区薬事コーディネーターの委嘱期間は、委嘱した日から、委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委嘱した期間を満了後、乙又は区薬事コーディネーターから退任の申出がない場合は、次年度の任期について乙が区薬事コーディネーターとして推薦する薬剤師として選出したものとみなす。

4 甲は、前項の規定により選出された場合において、その適格性等を判断し、区薬事コーディネーターとして委嘱する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、区薬事コーディネーターとして委嘱しないことができる。

- (1) 業務上の必要がなくなった場合
- (2) 予算の減少等により委嘱が困難となった場合
- (3) 委嘱期間内の職務実績が良好と認められない場合
- (4) 職務の遂行に必要な能力を有していることが認められない場合
- (5) 健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められない場合
- (6) 区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

（身分及び職務への専念）

第4条 前条に基づき委嘱された区薬事コーディネーターは、引き続き乙において定めた身分を有するものとする。

2 区薬事コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、大田区医療救護本部長の指示があるまで、区薬事コーディネーターの職務に専念する。

（参集）

第5条 区薬事コーディネーターは、大規模災害時において、区長の要請に基づき参集する。

2 区薬事コーディネーターは、特別区のいずれかの地点で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 区薬事コーディネーターは、大田区地域防災計画に基づき設置される大田区医療救護本部又は区長が指定した場所に参加するものとする。

（職務）

第6条 区薬事コーディネーターは、大田区災害医療コーディネーター（以下「区医療コーディネーター」という。）を補助しながら、大田区内の災害医療に関する次の職務を行う。

- (1) 大田区が設置する緊急医療救護所、医療救護所及び医療救護のための場所(以下「救護所等」という。)において必要となる医薬品及び医療用資器材(以下「医薬品等」という。)の管理及び需給状況の把握に関すること。
- (2) 区が備蓄する医薬品等の備蓄方法に対する技術的助言に関すること。
- (3) 救護所等で必要となる医薬品等の卸販売業者への発注及び在庫管理に関すること。
- (4) 薬剤師班の差配又は支援要請の取扱いに関すること。
- (5) 地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握に関すること。
- (6) 区及び区医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (7) 地域の薬事関係者(病院薬剤部及び薬局等)との調整に関すること。
- (8) 医療ボランティア(主に薬剤師)の受入調整に関すること。
- (9) その他医療救護に関すること。

(指揮命令、協力及び連携)

第7条 区薬事コーディネーターは、大田区医療救護本部長の指揮及び監督のもと、職務を遂行する。

2 区薬事コーディネーターは、区医療コーディネーターの医療的指示を受けた上で連携し、職務を遂行する。

(会議及び訓練)

第8条 区薬事コーディネーターは、第6条に掲げる職務を遂行するため、会議及び訓練に参加する。

2 会議及び訓練の実施に関する詳細は、別に定める。

(報償費)

第9条 甲は、区薬事コーディネーターが第5条に基づき災害発生時に参集した場合又は前条に基づき訓練に参加した場合は、区薬事コーディネーターに対して報償費を支払う。

2 報償費の支払に関する詳細は、別に定める。

(事故及び損害の責任及び負担)

第10条 区薬事コーディネーターが、甲からの協定に基づき参集し、第6条に掲げる協力を行った場合において、事故等により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき及び事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)及び大田区防災業務従事者損害補償条例施行規則(昭和44年規則第42号)に基づき、区薬事コーディネーター又はその遺族に対し、損害補償を行う。

(委任)

第11条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改訂することができる。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月14日

甲 大田区 区長 松原 忠義

乙 一般社団法人大田区薬剤師会 会長 小野 稔

一般社団法人蒲田薬剤師会 会長 島崎 太郎

2-12 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定

災害時における妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）への支援に関し、大田区を甲とし、東京都助産師会を乙として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が、妊産婦等への支援を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

（1）妊産婦等が一時的に避難する施設（以下「妊産婦避難所」という。）の運営支援

（2）妊産婦等に対する心身のケア

（3）妊産婦に対する健康相談

（4）妊産婦避難所に避難した妊産婦等の医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定

2 甲は、前項の協力を要請する場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲の協力（以下「支援活動」という。）を実施する。この場合において、乙は、助産師をもって妊産婦等支援班を編成するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により支援活動を実施したときは、甲に、協力報告書（第2号様式）又は口頭、電話等で報告するものとする。

（指揮命令）

第5条 第3条の妊産婦等支援班に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第6条 乙は、第3条の規定により編成した妊産婦等支援班を、妊産婦避難所又は甲が指定する場所（以下「妊産婦避難所等」という。）に派遣する。

2 妊産婦等支援班の移動は、原則として乙の責任で行う。ただし、必要に応じて甲に移動手段の確保及び輸送を依頼することができる。

（医療機関への受入要請）

第7条 妊産婦避難所等において、医療機関における医療を必要とする者があった場合は、甲又は乙は、医療機関に対し、その受入れを要請するものとする。

2 前項に規定する医療機関への受入れが決定した場合は、甲及び乙は情報共有を図るものとする。

3 医療機関への搬送手段は、原則として妊産婦避難所等の現場で確保することとする。

（医療機関からの受入れ）

第8条 医療機関から甲又は乙に対し、妊産婦等の妊産婦避難所等への受入要請があった場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害医療連携会議への参加)

第9条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が設置する大田区災害医療連携会議へ参加するものとする。

(防災訓練等)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

2 前項の防災訓練中において、参加した妊産婦等に救護を要する者が発生した場合は、乙は、可能な範囲で医療救護を行う。

(費用負担)

第11条 乙の支援活動に係る次の経費は、甲が負担する。

(1) 妊産婦避難所等における活動

ア 妊産婦等支援班の派遣に要する経費及び報償費

イ 妊産婦等支援班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費

(2) 防災訓練等における前号に掲げる経費及び報償費

(損害補償等)

第12条 乙が支援活動において生じた助産師の損害補償は、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償する。

2 妊産婦避難所等において発生した事故及び損害については、乙に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

3 前項の場合において、乙に故意又は重大な過失のあるときは、乙が賠償責任を負う。この場合において、乙の負担については、甲乙協議の上で決定するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日以降、甲又は乙から別段の申出がない限り有効とする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月26日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都文京区音羽一丁目19番18号

公益社団法人東京都助産師会

会長 北目 利子

2-13 災害時における学校施設の使用等に関する協定

災害時における学校施設の使用、歯科医療救護活動への教職員及び学生ボランティアの派遣及び従事に関し、大田区を甲とし、学校法人東京滋慶学園新東京歯科技工士学校・新東京歯科衛生士学校を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が、近隣住民等の安全確保及び被災者の歯科医療救護活動を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 施設の提供（歯科医療救護所の設置、帰宅困難者の一時滞在等）
- (2) 避難所等における教職員及び学生ボランティアの派遣及び従事
- (3) 資器材及び設備並びに備蓄物資の提供
- (4) その他協議による必要事項

2 甲は、前項の協力を要請する場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において要請事項に応えるものとする。ただし、次に掲げる事情等による場合、乙は、甲の協力要請を断ることができるものとする。

- (1) 乙の施設に職員が不在の場合
- (2) 倒壊又は破損等により、乙の施設の使用に支障がある場合
- (3) その他前2項に準じるような状況になった場合

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により、要請事項に応えたときは、甲に協力報告書（第2号様式）又は口頭、電話等で報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が、第3条の規定により、要請事項に応えた場合に係る費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙の施設の使用における光熱水費等は、甲が負担するものとする。
- (2) 教職員及び学生ボランティアの従事及び派遣に関する費用は、無償とする。
- (3) 資器材及び備蓄物資等に関する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める災害直前における基準額を参考に適正な価格を甲乙協議の上、決定する。

3 乙の責めに帰さない事由により、施設及び設備に損害が生じた場合は、甲乙協議の上、取扱いを決定するものとする。

(損害補償)

第6条 乙が第3条の規定により、要請事項に応じた場合に係る従事者の損害補償は、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日以降、甲又は乙から別段の申出がない限り有効とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月26日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都大田区大森北一丁目18番2号

学校法人東京滋慶学園 新東京歯科技工士学校

新東京歯科衛生士学校

理事長 中村 道雄

2-14 災害時における応急物資の優先供給に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社大塚製薬工場（以下「乙」という。）とは、災害時における応急物資の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動（これに準ずる活動を含む。）を実施する際に、乙に協力を求める応急物資の優先供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、次条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において応急物資の優先供給を必要とするときは、乙に対し、協力要請書（別記第1号様式）により要請することができる。ただし、これにより難しいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（応急物資の受渡し）

第4条 応急物資の受渡場所（以下「受渡場所」という。）は、甲が指定するものとし、受渡場所までの応急物資の運搬は、乙又は乙の業務委託先が行うものとする。ただし、乙又は乙の業務委託先による運搬が困難な場合は、甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙又は乙の業務委託先が応急物資を運搬する車両について、緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、受渡場所において、品目、数量等を確認の上、応急物資を受領するものとする。

（協力の報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給に協力したときは、甲に対し、その活動内容を協力報告書（別記第2号様式）又は口頭、電話等により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第2条の規定により乙から応急物資の優先供給を受けたときは、当該応急物資の優先供給に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が負担する費用について、明細を付して甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第2条の規定により応急物資の優先供給に従事した者が、当該応急物資の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

(営業継続等の要請)

第8条 甲は、災害時において、区民生活の安定確保のため、乙に対し、営業継続又は早期営業復旧を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、その実現に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく連絡を円滑に行うため、双方に連絡責任者を定め、平素から必要に応じて情報の交換及び適切な訓練を行い、災害時に備えるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から別段の申出がない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定及び前条の実施細目に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原115番地
株式会社大塚製薬工場
執行役員 OS-1事業部長 蓬萊 伸光

2-15 災害時における防疫業務に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大田区に地震、風水害その他の災害（以下「災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぎ区民生活の安定を回復するための防疫業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、災害等の発生時に甲が行う防疫業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）の実施について、協力を要請することができる。

（1）水害時等における防疫活動

（2）ねずみ・衛生害虫駆除活動

（要請方法）

第3条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、防疫活動等協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

3 乙は、第1項の防疫活動等を行うにあたって、大田区内に事業所を有する事業者を可能な限り優先して作業者とするよう配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、防疫活動等実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える防疫活動等を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした所有者に請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害等の発生の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、大田区に地震、風水害その他の災害が発生し乙に協力要請を行った場合において、乙の従事者が甲の要請業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき、又は負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、東京都大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年大田区条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。

(損害補償)

第10条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、大田区内で感染症が発生し、甲からの要請に基づき協力を行った場合において、乙の従事者が負った消毒等活動中の被害に伴う治療費等について乙の責任において処理するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本協定の施行により知り得る情報の全てを、本協定の有効期間中及び期間後にかかわらず、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示し、若しくは提供し、又は本協定の目的以外に使用してはならない。

(協定の効力)


第12条 本協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。


(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義 

乙 東京都千代田区鍛冶町二丁目9番8号
公益社団法人東京都ペストコントロール協会
会長 清水一郎 

第1号様式（第3条関係）

防疫活動等協力要請書

年 月 日

公益社団法人東京都ペストコントロール協会
会長 様

大田区長



災害時における防疫業務に関する協定第3条に基づき、次のとおり協力を要請します。

| | | | | |
|-------|-----|--|---------------|--|
| 実施場所 | | | | |
| 対象施設等 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 施設概況 | 棟名称 | | 構造/階数 延床面積 | |
| | 棟名称 | | 構造/階数 延床面積 | |
| | 棟名称 | | 構造/階数 延床面積 | |
| | 棟名称 | | 構造/階数 延床面積 | |
| | 棟名称 | | 構造/階数 延床面積 | |
| 要請内容 | | | | |
| その他 | | | | |

第2号様式（第5条関係）

防疫活動等実施報告書

年 月 日

（宛先）大田区長

公益社団法人東京都ペストコントロール協会
会長 ㊟

年 月 日付けにて協力要請を受けた防疫活動等について、次のとおり業務を完了したので報告します。

| | | |
|-------|---|--|
| 実施場所 | | |
| 対象施設等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 施設概況 | 作業実施日： 年 月 日から 年 月 日まで 作業対応業者名： 対応人員数（延べ人数）： 使用資機材： 使用薬剤等： 作業状況写真： | |
| その他 | | |

3-1 災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定

大田区を「甲」とし、大田建設協会、京浜都市建設協同組合、大田造園協会及び社団法人大田工業連合会を「乙」とし、警視庁蒲田警察署、警視庁大森警察署、警視庁池上警察署、警視庁田園調布警察署及び警視庁東京空港警察署を「丙」とし、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲及び丙が行う道路障害物除去、公共施設の損壊箇所の応急措置及び急を要する救出救助等の災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動隊の出動等)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急活動を実施することができない場合は、乙に対し、活動隊の出動及び応急活動に必要な建設資機材等の提供を要請することができる。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに活動隊を編成し、甲が指定する現地に出動するものとし、特別な理由がない限り、建設資機材等についても、甲に提供するものとする。

3 乙は、災害の状況により急を要すると判断した場合には、第1項による甲からの要請を待たずに、前項に準じて出動することができる。

4 丙は、応急活動のために必要な場合は、甲を通じて、乙に対し、活動隊の出動及び必要な建設資機材等の提供を要請することができる。

5 丙は、前項の定めによる要請をしようとする場合で急を要すると認めるときは、乙に対して、直接要請することができる。この場合における、丙からの要請は、第1項の定めによる甲の要請とみなす。

6 丙は、前項の定めにより乙に要請をしたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(活動隊の協力業務)

第3条 活動隊の協力業務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両、倒壊家屋等の障害物の除去
- (2) 損壊した道路、橋等の応急措置
- (3) 急を要する場所での救出救助

(事前計画の策定及び提出)

第4条 乙は、前条に定める業務を実施するため、活動隊の編成その他必要な事前計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

(業務の指示)

第5条 活動隊に係る応急活動の指示及び連絡調整は、原則として、各地域行政センターまちなみ整備課長が行うものとする。ただし、第3条第3号に定める業務及び急を要する場合については、警視庁蒲田警察署警備課長がこれを行う。

(輸送)

第6条 活動隊及び建設資機材等の輸送は、原則として乙が行う。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 活動隊の出動に要する経費
- (2) 建設資機材等の提供に要する経費
- (3) 活動隊が携行した資機材等を使用した場合の実費

2 乙は、業務の完了後、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 応急活動の実施に伴い、乙の責めに帰さない理由により第三者に損害が生じた場合は、甲がこれを賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲は、乙が応急活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(付則)

第11条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

2 災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定(昭和58年7月1日締結)は、これを廃止する。

甲、乙及び丙は、本協定書を10通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月29日

甲 大田区

代表者 大田区長 西野善雄

乙 大田建設協会

代表者 会長 田中常雅

京浜都市建設協同組合

代表者 理事長 柳田重善 (注 京浜都市建設協同組合は平成18年に解散の為離脱。)

大田造園協会

代表者 会長 原田由季子

社団法人大田工業連合会

代表者 会長 小倉康弘

丙 警視庁蒲田警察署

代表者 署長 長岡重正

警視庁大森警察署

代表者 署長 鳴瀬高志

警視庁池上警察署

代表者 署長 雨宮郁夫

警視庁田園調布警察署

代表者 署長 仲田辰彦

警視庁東京空港警察署

代表者 署長 神蔵重明

3-2 災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書

大田区を「甲」とし、大田区環境協会を「乙」とし、甲乙間において、災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行うがれき・ごみ処理等の 災害応急対策活動に対する、乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(活動隊の出動等)

第2条 甲は、災害が発生し、応急措置を実施するに当たり、必要と認める場合は、乙に対し、活動隊の出動並びに応急措置に使用する車両及び資機材の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の活動隊を編制し、甲が指定する現地に出動するものとする。又、車両及び資機材についても、可能な限り甲の要請に応じるものとする。

(活動隊の業務)

第3条 活動隊の応急対策活動の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生後、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の分別、収集及び運搬作業
- (2) 災害時に発生したごみ・資源の分別、収集及び運搬作業
- (3) 汚水、し尿の収集及び運搬作業

2 乙は、前項の業務を遂行する際には、甲の指示に基づき次に掲げる項目に留意するものとする。

- (1) アスベスト等の有害物質については、関係法令に基づき適正に取り扱う。
- (2) がれき及びごみの分別に際しては、処分又は再利用しやすいよう処理する。

(災害応急対策活動計画の策定及び提出)

第4条 乙は、前条に定める業務を実施するため、災害応急対策活動計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

(業務の指示)

第5条 活動隊に係る第3条の業務の指示及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(輸送)

第6条 活動隊並びに車両及び資機材の輸送は、原則として乙が行う。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が第3条の業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 活動隊の出動に要する経費
- (2) 車両及び資機材の提供に要する経費
- (3) 活動隊が携行した資機材等を使用した場合の実費

2 乙は、第3条の業務の完了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、内容を審査の上、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 甲は、乙が第3条の業務に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は第3条の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和52年条例第38号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、年1回相互の連絡体制等について情報交換を行う。

2 乙は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(報告)

第10条 乙は、この協定に基づくがれき・ごみ処理等応急対策活動が円滑に行われるよう、協会の人員、車両、資機材等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は随時甲に報告するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、甲と乙が協議の上、別に細目を定めることができる。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項又は、その解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(旧協定の失効)

第14条 甲と乙の間において、平成14年3月27日付けで締結した「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書」は、この協定の締結によりその効力を失う。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月22日

甲： 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙： 東京都大田区中央八丁目7番17号
大田区環境協会
会長 小野澤 龍夫

3-3 台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定

大田区を甲とし、株式会社佐々木組、株式会社吉田組、株式会社北林組、木武建設株式会社、株式会社木村工業、株式会社伊藤組及びブリック株式会社を乙とし、甲乙間において、台風、集中豪雨及び降雪等による被害を軽減するため甲が実施する応急対策活動への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第1条 乙は、甲が水防法（昭和24年法律第193号）第17条又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定に基づき、水防又は応急措置等の応急対策活動への従事を求めたときは、これに協力するものとする。

(応急対策活動の実施)

第2条 甲は、台風、集中豪雨及び降雪等により被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合において、甲のみでは十分な態勢を組むことができない場合又は応急対策活動ができない場合は、乙に対し、第3条第1項に定める応急対策活動（資機材の調達等を含む。）を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、平日・休日・昼夜にかかわらず直ちに応急対策活動隊（以下「活動隊」という。）を編成し、甲が指定する現場に出動し、迅速かつ丁寧に応急対策活動を実施するものとする。

(活動隊の業務)

第3条 活動隊の業務は、次のとおりとする。

(1) 道路、河川、水路又は公共施設の被害箇所における応急対策活動に関すること。

(2) 多摩川河川敷の占用工作物の撤去及び復旧に係わる応急対策活動に関すること。

2 前項第2号の撤去は、甲の指示した時間内に作業を完了するものとする。

(業務の指示)

第4条 活動隊による応急対策活動に係る指示及び連絡調整は、都市基盤管理課長及び大森、調布、蒲田、糎谷・羽田の各まちなみ維持課長が行うものとする。

(輸送)

第5条 活動隊及び応急資機材の輸送は、乙が行うものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。この場合において、経費の額については、甲乙間において、別に定めるものとする。

(1) 活動隊の出動に要する経費

(2) 資機材に要する経費

2 乙は、業務の完了後、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づき応急対策活動に従事したことにより、その従事者が死亡、負傷、若しくは病気にかかり、又は応急対策活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）」に基づき、当該従事者に対し、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はその解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

付 則

1 この協定は、平成23年 4月1日から適用する。

2 平成22年 4月1日付け締結の「台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定」は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本協定書8通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 4月 1日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原 忠義

乙 大田区上池台二丁目20番2号
株式会社 佐々木組
代表取締役 佐々木 森一

大田区蒲田五丁目27番14号
株式会社 吉田組
代表取締役 長谷川 勝

大田区西蒲田六丁目7番15号
株式会社 北林組
代表取締役 北林 寿男

大田区南馬込六丁目30番14号
木武建設 株式会社
代表取締役 木村 裕孝

大田区中馬込三丁目8番3号
株式会社 木村工業
代表取締役 木村 晃一

大田区南馬込二丁目13番3号
株式会社 伊藤組
代表取締役 伊藤 友一

大田区中央二丁目5番1号
リック 株式会社
代表取締役 武井 芳隆

3-4 災害時の電気設備復旧等応急対策活動に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と大田電設協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う電気設備復旧業務等の応急対策活動（以下「応急活動」という。）に関する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、応急活動を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、応急活動の内容、期間、場所その他必要と認める事項を明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに応急活動に協力するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害対策活動組織に基づき活動隊を編成し、甲が指定する場所に出動するものとする。この場合において、電気設備資機材についても、特別な理由がない限り、甲に提供するものとする。

（活動隊の協力業務）

第4条 活動隊の協力業務は、次のとおりとする。

- (1) 電気設備等の事故、故障箇所に対する応急措置及び復旧業務
- (2) 仮設住宅及び甲が指定する場所における仮設電気設備の施工業務
- (3) 仮設配線材料及び小型発電機等の貸し出し業務
- (4) その他の応急対策活動に関する業務

（事前計画の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、活動隊の編成その他必要な事前計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

（業務の指示）

第6条 活動隊に係る応急活動の指示及び連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（輸送）

第7条 活動隊及び設備資機材の輸送は、原則として乙が行う。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 活動隊の出動に要する経費
 - (2) 設備資機材の提供に関する経費
 - (3) 活動隊が携行した資機材等を使用した場合の実費
- 2 乙は、業務の完了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。
- 3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が応急活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の協力等）

第10条 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事その他の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるよう努める。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事に参加するよう努める。

3 乙は、前2項に規定する行事について、会員に周知するよう努める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成19年4月17日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年4月17日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 西野善雄

乙 大田区西蒲田六丁目3番13号
大田電設協会会長 勝俣和久

3-5 災害時の給排水設備等応急対策活動に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と大田空調衛生協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う給排水設備点検修理等の災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）に関する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、応急活動を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、応急活動の内容、期間、場所その他必要と認める事項を明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに応急活動に協力するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害対策活動組織に基づき活動隊を編成し、甲が指定する場所に出動するものとする。この場合において、設備資機材についても、特別な理由がない限り、甲に提供するものとする。

（活動隊の協力業務）

第4条 活動隊の協力業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所や仮設住宅及び甲が指定する場所における給排水設備の施行、点検、修理に関すること。
- (2) 避難所や仮設住宅及び甲が指定する場所における仮設トイレ、簡易トイレの設置に協力すること。
- (3) 人命救助、道路障害物除去に協力すること。
- (4) その他の応急対策活動に関すること。

（事前計画の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、活動隊の編成その他必要な事前計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

（業務の指示）

第6条 活動隊に係る応急活動の指示及び連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（輸送）

第7条 活動隊及び設備資機材の輸送は、原則として乙が行う。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 活動隊の出動に要する経費
 - (2) 設備資機材の提供に関する経費
 - (3) 活動隊が携行した資機材等を使用した場合の実費
- 2 乙は、業務の完了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。
- 3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が応急活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の協力等）

第10条 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事その他の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるよう努める。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事に参加するよう努める。

3 乙は、前2項に規定する行事について、会員に周知するよう努める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成19年4月17日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年4月17日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長 西野善雄

乙 大田区多摩川一丁目7番7号

大田空調衛生協会

会長 塩谷鎮雄

3-6 災害時の倒壊障害物除去等応急対策活動に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と大田区建物解体業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う倒壊障害物除去等の応急対策活動（以下「応急活動」という。）に関する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、応急活動を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、応急活動の内容、期間、場所その他必要と認める事項を明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに応急活動に協力するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害対策活動組織に基づき活動隊を編成し、甲が指定する場所に出動するものとする。この場合において、解体資機材についても、特別な理由がない限り、甲に提供するものとする。

（活動隊の協力業務）

第4条 活動隊の協力業務は、次のとおりとする。

- （1） 甲が指定する倒壊工作物、家屋等の障害物の除去
- （2） 甲が指定する場所における障害物の除去
- （3） 損壊した道路、橋梁等の応急措置
- （4） 救出救助活動の補助
- （5） その他の応急対策活動に関する業務

（事前計画の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、活動隊の編成その他必要な事前計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

（業務の指示）

第6条 活動隊に係る応急活動の指示及び連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（輸送）

第7条 活動隊及び設備資機材の輸送は、原則として乙が行う。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1） 活動隊の出動に要する経費
 - （2） 設備資機材の提供に関する経費
 - （3） 活動隊が携行した資機材等を使用した場合の実費
- 2 乙は、業務の完了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。
- 3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が応急活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の協力等）

第10条 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事その他の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるよう努める。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事に参加するよう努める。

3 乙は、前2項に規定する行事について、会員に周知するよう努める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年4月17日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年4月17日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長 西野善雄

乙 大田区大森中二丁目14番9号

大田区建物解体業協会

会長 伊藤勝明

3-7 災害時の施設修繕・設営等応急対策活動に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と大田区塗装安全協会の（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う区施設の修繕、設営等応急対策活動（以下「応急活動」という。）に関する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、応急活動を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、応急活動の内容、期間、場所その他必要と認める事項を明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに応急活動に協力するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害対策活動組織に基づき活動隊を編成し、甲が指定する場所に出動するものとする。この場合において、仮設資機材についても、特別な理由がない限り、甲に提供するものとする。

（活動隊の協力業務）

第4条 活動隊の協力業務は、次のとおりとする。

- (1) 区施設や仮設住宅の修繕、設営業務への協力
- (2) 甲が指定する場所への人材の派遣及び応急活動への協力
- (3) 仮設資材等の貸し出し業務
- (4) その他の応急対策活動に関する業務

（事前計画の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、活動隊の編成その他必要な事前計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。

（業務の指示）

第6条 活動隊に係る応急活動の指示及び連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（輸送）

第7条 活動隊及び設備資機材の輸送は、原則として乙が行う。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 活動隊の出動に要する経費
- (2) 仮設資材等の提供に関する経費
- (3) 活動隊が携行した仮設資材等を使用した場合の実費

2 乙は、業務の完了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が応急活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の協力等）

第10条 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事その他の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるよう努める。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事に参加するよう努める。

3 乙は、前2項に規定する行事について、会員に周知するよう努める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年4月17日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年4月17日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長 西野善雄

乙 大田区池上五丁目5番9号

大田区塗装安全協力会

会長 海津元彦

3-8 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所及び区所管施設（以下「避難所等」という。）の給排水設備応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所等の給排水設備応急復旧活動について、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、協力を求める時の基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧活動を実施することが困難な場合において、乙に対して応急復旧活動に対する協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭や電話等で行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の内容は、避難所等の給排水設備に関する被害状況調査及び被害箇所の応急復旧措置並びに、排水管の公共ますへの固着状況調査及び被害箇所の応急復旧措置（以下「業務等」という。）とする。

（業務等の実施）

第4条 乙は、甲からの協力要請があったときは、乙に属する会員（以下「会員」という。）を出動させ、業務等を実施させるものとする。

（業務等の完了）

第5条 乙は、会員が実施する業務等が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 甲は、第4条に規定する業務等に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用について、業務終了後に甲の確認を受けて、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、会員がその実施した業務等において負傷し、又は死亡した場合は、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づきこれを保証するものとする。ただし、その会員が労災保険の適用を受ける部分については除くものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は平成19年9月4日から平成20年9月3日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年9月4日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原忠義

乙 東京都港区赤坂六丁目15番14号
東京都管工事工業協同組合理事長 木村昌民

3-9 建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定

大田区を「甲」とし、一般社団法人東京都建築士事務所協会大田支部を「乙」として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等により大田区に大規模な災害が発生した場合に、甲から乙に対し、支援協力を要請し、被災建築物等に対する緊急・応急対応を迅速かつ円滑に進めることを目的とする。

(支援協力の業務内容)

第2条 甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 家屋・住家被害状況調査
- (4) 一般被災住宅の応急修理
- (5) 以上の業務の補助又はこれに準ずる業務
- (6) 被災住宅等の再建・修理等土地建物に係る相談業務
- (7) 発災直後のそれぞれの区内居住地、区内勤務地及び周辺の被災状況の通報
- (8) その他甲が必要と認める業務

(業務の要請)

第3条 甲が乙に対し、第2条の業務について支援協力を要請する場合は、業務内容、支援活動地域、対象建築物等の必要事項を記載した「支援協力要請書」(別記第1号様式)をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭にて要請し、事後速やかに「支援協力要請書」(別記第1号様式)を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合は、平日、休日及び昼夜にかかわらず直ちに所属の会員の中から要請に応じられる者を選抜し、甲が指定する場所に派遣する。この場合において、甲に対し「支援協力要請承諾書」(別記第2号様式)を、業務が完了した場合は「業務完了報告書」(別記第3号様式)を提出するものとする。ただし、特別な事情により協力ができない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(業務の指示)

第4条 第2条の業務に係る指示及び連絡調整は、あらかじめ甲の組織内で分担している責任者が行うものとする。

(平常時の協力等)

第5条 甲と乙とは、災害時における本協定の円滑な運用を図るため、平常時から連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する第2条の業務に関わる講習会や訓練に参加するとともに、必要な協力を行う。

(費用弁償等)

第6条 乙が甲の要請により行った業務に要した経費や資材の実費は原則として甲が負担する。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、乙が派遣した会員が要請された業務に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し又はり患し、若しくは障害の状態になったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」や「東京都防災ボランティア要綱」等に基づき、これを補償する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の60日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更を申し出ないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成24年3月16日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区
大田区長 松原忠義

東京都大田区大森西二丁目22番8号

乙 一般社団法人東京都建築士事務所協会大田支部
支部長 小田哲一

東京都大田区蒲田五丁目1番1号

乙 東京建築士会大田支部
支部長 高野和夫

東京都品川区上大崎四丁目5番26号4-501

乙 日本建築家協会関東甲信越支部城南地域会
代表 松本裕

東京都品川区西五反田二丁目24番7号

乙 日本建築構造技術者協会大田世話役会
矢吹克行

東京都大田区大森北一丁目33番5号

乙 大田建設協会
会長 石井美行

東京都大田区南六郷二丁目18番4号

乙 大田区建設組合耐震連絡会
会長 松沢祐二

東京都大田区大森北四丁目15番14号ダイヤハイツ大森

乙 東京土地家屋調査士会大田支部
支部長 栗田覚

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

3-10 災害時の被災建物の応急修理等に関する協定

大田区を「甲」とし、大田建設協会、大田区建築あっせん事業連絡協議会、大田造園協会、大田電設協会、大田区建物解体業協会、大田区塗装安全協力会、大田空調衛生協会、東京都管工事工業協同組合大田北支部、東京都管工事工業協同組合大田南支部及び大田区環境協회를「乙」として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等により大田区に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲から乙に対し、支援協力を要請し、被災建築物等に係る区民から寄せられた相談に迅速に対応し、建築物等の危害防止、応急修理等の要請に応えることにより区民の安全・安心の確保に寄与することを目的とする。

(支援協力の業務内容)

第2条 甲が乙に対し、支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建物・宅地等の緊急対応や修理等についての相談・助言窓口の開設
- (2) 応急修理、耐震補強、建替えについての相談・助言
- (3) 緊急・応急修理対応可能業者の確保、区民への業者紹介及び手配
- (4) その他甲が必要と認める業務

(支援協力の要請)

第3条 災害が発生した場合、甲は「支援協力要請書」（別記第1号様式）にて乙の各団体間で協議の上指定した窓口にて第2条の業務を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭にて要請し、事後速やかに「支援協力要請書」（別記第1号様式）を提出する。

2 乙は、甲から上記の要請を受けた場合は、「支援協力承諾書」（別記第2号様式）を甲に提出する。

3 甲が直接区民から受けた相談・要請に対しては、第1項の窓口及び乙の各団体を紹介し、乙はその相談・要請に応じて第2条の業務を行う。

4 乙は、第2条に掲げる業務を行った場合、「業務完了報告書」（別記第3号様式）をもって甲に報告する。

(費用弁償等)

第4条 被災建築物等の所有者の要請に応じて行った応急対応や応急修理等に要した費用は、原則として要請・依頼した者の負担とする。

2 前項によらない場合は、別途甲乙協議の上、決定する。

(損害賠償)

第5条 甲の指示による危害防止等の緊急対応に伴い、乙の責めに帰さない理由により第三者に損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の災害補償)

第6条 乙が甲の指示に基づく危害防止等緊急対応の業務に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくはより患した場合又は従事した業務に起因して負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、「大田区防災従事者損害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期限の60日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更を申し出ないときは、有効期間が一年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本書11通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する

平成24年3月16日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区
大田区長 松原忠義

東京都大田区大森北一丁目33番5号
乙 大田建設協会
会長 石井美行

東京都大田区西蒲田六丁目17番4号
大田区建築あっせん事業連絡協議会
会長 山田重信

東京都大田区大森西一丁目19番15号
大田造園協会
会長 原田由季子

東京都大田区西蒲田六丁目3番13号
大田電設協会
会長 勝俣和久

東京都大田区大森中二丁目14番9号
大田区建物解体業協会
会長 伊藤勝明

東京都大田区池上五丁目5番9号
大田区塗装安全協力会
会長 奈良間力

東京都大田区南馬込一丁目5番1号
大田空調衛生協会
会長 高橋貞夫

東京都大田区池上六丁目9番2号
東京都管工事工業協同組合大田北支部
支部長 丸橋一郎

東京都大田区西蒲田一丁目1番20号
東京都管工事工業協同組合大田南支部
支部長 近藤基博

東京都大田区中央八丁目7番17号
大田区環境協会
会長 小野澤龍夫

3-11 台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定

大田区を甲とし、藤東造園建設株式会社、大森興産株式会社、大森造園建設株式会社、株式会社錦花園、株式会社成樹苑、株式会社高井造園を乙とし、甲乙間において、台風、集中豪雨及び降雪等による被害を軽減するため甲が実施する応急対策活動への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第1条 乙は、甲が水防法（昭和24年法律第193号）第17条又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定に基づき、水防又は応急措置等の応急対策活動への従事を求めたときは、これに協力するものとする。

(応急対策活動の実施)

第2条 甲は、台風、集中豪雨及び降雪等により被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合において、甲のみでは十分な態勢を組むことができない場合又は応急対策活動ができない場合は、乙に対し、第3条第1項に定める応急対策活動（資機材の調達等を含む。）を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、平日・休日・昼夜にかかわらず直ちに応急対策活動隊（以下「活動隊」という。）を編成し、甲が指定する現場に出動し、迅速かつ丁寧に応急対策活動を実施するものとする。

(活動隊の業務)

第3条 活動隊の業務は、次のとおりとする。

(1) 道路、河川、水路又は公共施設の被害箇所における応急対策活動に関すること。

(2) 多摩川河川敷の占用工作物の撤去及び復旧に係わる応急対策活動に関すること。

2 前項第2号の撤去は、甲の指示した時間内に作業を完了するものとする。

(業務の指示)

第4条 活動隊による応急対策活動に係る指示及び連絡調整は、都市基盤管理課長及び大森、調布、蒲田、糎谷・羽田の各まちなみ維持課長が行うものとする。

(輸送)

第5条 活動隊及び応急資機材の輸送は、乙が行うものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。この場合において、経費の額については、甲乙間において、別に定めるものとする。

(1) 活動隊の出動に要する経費

(2) 資機材に要する経費

2 乙は、業務の完了後、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づき応急対策活動に従事したことにより、その従事者が死亡、負傷、若しくは病気にかかり、又は応急対策活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）」に基づき、当該従事者に対し、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はその解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本協定書7通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月4日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区 大田区長 松原 忠義

- 乙 大田区大森西一丁目 19 番 15 号
藤東造園建設 株式会社
代表取締役社長 原田 由季子
- 大田区大森西三丁目 32 番 3 号
大森興産 株式会社
代表取締役社長 園田 二郎
- 大田区中央八丁目 7 番 17 号
大森造園建設 株式会社
代表取締役社長 菅原 康夫
- 大田区南雪谷一丁目 6 番 13 号
株式会社 錦花園
代表取締役社長 菊地 康雄
- 大田区上池台五丁目 8 番 10 号
株式会社 成樹苑
代表取締役社長 池田 さよ子
- 大田区田園調布本町 41 番 5 号
株式会社 高井造園
代表取締役社長 高井 忠夫

3-12 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2）二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3）仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4）広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第3条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。

3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。

- （1）東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
- （2）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合

4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。

5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。

6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。

3 対策本部は、本部長の招集により設置する。

- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

(対策本部の役割)

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

(費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
代表者 千代田区長 石川雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
代表者 中央区長 山本泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
代表者 港区長 武井雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 吉住健一

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成澤廣修

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本亨

東京都品川区広町二丁目1番36号
品川区
代表者 品川区長 濱野健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原忠義

東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中良

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川與惣太

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本健

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 管理者 山崎孝明

東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
代表者 台東区長 服部征夫

東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 山崎孝明

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井直人

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川太一郎

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川耀男

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木克徳

3-13 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

| | |
|---|--|
| 甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区 代表者 千代田区長 石川雅己 | 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区 代表者 中央区長 山本泰人 |
| 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区 代表者 港区長 武井雅昭 | 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 吉住健一 |
| 東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤廣修 | 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区 代表者 台東区長 服部征夫 |
| 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長 山本亨 | 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区 代表者 江東区長 山崎孝明 |
| 東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区 代表者 品川区長 濱野健 | 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区 代表者 目黒区長 青木英二 |

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川 耀 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥 生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克 徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都千代田区九段北一丁目6番4号
一般社団法人 東京環境保全協会
代表者 会長 田口 勝 久

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号
東京廃棄物事業協同組合
代表者 理事長 豊城 勇 一

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

3-14 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

| | |
|--|--|
| 甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区 代表者 千代田区長 石川 雅己 | 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区 代表者 中央区長 山本 泰人 |
| 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区 代表者 港区長 武井 雅昭 | 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 吉住 健一 |
| 東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修 | 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区 代表者 台東区長 服部 征夫 |
| 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長 山本 亨 | 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区 代表者 江東区長 山崎 孝明 |
| 東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区 代表者 品川区長 濱野 健 | 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区 代表者 目黒区長 青木 英二 |
| 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区 代表者 大田区長 松原 忠義 | 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人 |

東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 管理者 山崎 孝明

乙 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
株式会社 京葉興業
代表者 代表取締役 鈴木 宏和

東京都板橋区三園二丁目12番2号
株式会社 太陽油化
代表者 代表取締役 石田 太平

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

3-15 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）災害廃棄物の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

| | |
|---|--|
| 甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区 代表者 千代田区長 石川 雅 己 | 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区 代表者 中央区長 山本 泰 人 |
| 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区 代表者 港区長 武井 雅 昭 | 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 吉住 健 一 |
| 東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣 修 | 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区 代表者 台東区長 服部 征 夫 |
| 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長 山本 亨 | 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区 代表者 江東区長 山崎 孝 明 |
| 東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区 代表者 品川区長 濱野 健 | 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区 代表者 目黒区長 青木 英 二 |

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川 耀 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥 生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克 徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都千代田区九段北一丁目6番4号
一般社団法人 東京環境保全協会
代表者 会長 田口 勝 久

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号
東京廃棄物事業協同組合
代表者 理事長 豊城 勇 一

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

3-16 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2）仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処理及び処分
- （4）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5）前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

| | |
|---|---|
| 甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区 代表者 千代田区長 石川 雅 己 | 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区 代表者 中央区長 山本 泰 人 |
| 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区 代表者 港区長 武井 雅 昭 | 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 吉住 健 一 |
| 東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣 修 | 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区 代表者 台東区長 服部 征 夫 |

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号
品川区
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木 英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原 忠義
東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展人
東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井 直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野 之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 管理者 山崎 孝明

乙 東京都千代田区内神田一丁目9番13号
一般社団法人 東京都産業資源循環協会
代表者 会長 高橋 俊美

東京都新宿区新宿二丁目10番7号
一般社団法人 東京都中小建設業協会
代表者 会長 山口 巖

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

3-17 災害時等における被災者等支援に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会大田支部（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害時等における被災者等支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害等が発生した際、被災者等支援にむけて行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を甲乙相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談の内容）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは、次に掲げる事項をいう。

- （1）り災証明書交付申請に関する相談
- （2）災害給付金等の申請に関する相談
- （3）行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する相談
- （4）許認可申請（延長特例等を含む。）に関する相談
- （5）外国人の在留資格等に関する相談
- （6）自動車（軽自動車及び二輪車等を含む。）登録申請（登録抹消等を含む。）に関する相談
- （7）相続関係書類に関する相談
- （8）甲から要請のあった事項に関する相談
- （9）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次のとおりとする。

- （1）災害等により被害を受けた大田区内在住・在学・在勤者（企業その他の団体等を含む。）
 - （2）災害等により大田区外から同区内に避難した者
 - （3）前2号に掲げる者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者
- （支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時等において、被災者等支援のために必要と認める場合は、乙に対して行政書士業務相談の実施を要請することができる。

（要請の手続）

第5条 前条の規定による甲の要請は、災害時等支援要請書（様式）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、甲は口頭により要請することができることとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り速やかに、乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難であると判断した場合は、この限りでない。

（相談場所の調整及び広報）

第7条 甲は、災害時等において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、書面で通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(費用負担)

第9条 行政書士業務相談は無料とし、被災者等からは報酬を受けないものとする。

2 行政書士業務相談の実施にともない、乙が当該活動に要する経費の甲の負担については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(報告)

第10条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、行政書士業務相談を実施する場合において知り得た災害等に係る個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指定した従事者が行政書士業務相談に従事したことによりその従事者が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は行政書士業務相談に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、東京都大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年大田区条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの書面による申出がないときは、更に1年間有効に存続するものとし、それ以降もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原忠義

乙 大田区山王二丁目1番8-415号
東京都行政書士会大田支部
代表者 支部長 南秀明

3-18 災害時等における相互連携に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社品川支社（以下「乙」という。）は、災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時において次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

（1） 甲が取り組む事項

ア 復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供すること。

イ 住民が避難している地域及び避難所の情報を提供すること。

（2） 乙が取り組む事項

ア 乙が所管する施設の被害状況、停電の発生状況及び復旧見込等を提供すること。

イ 前号に関連する体制確保状況などの情報を提供すること。

（3） 甲乙それぞれが取り組む事項

それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報又は道路復旧の状況を速やかに共有すること。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業

（3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を本協定の有効期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
ただし、法令に基づいて開示を求められた場合は、この限りではない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議等)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
2 本協定の変更が必要な場合は、甲乙協議の上、行うことができるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 東京都品川区西五反田五丁目3番1号
東京電力パワーグリッド株式会社
品川支社長 寺井 義和

4-1 災害時における学校施設等の提供に関する協定

大田区を甲とし、学校法人東京朝鮮学園を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所等の開設に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し、前条の避難所等の開設が必要となった場合は、乙に対して、東京朝鮮第六幼初級学校の校庭を含む学校施設及び設備（以下「学校施設等」という。）の提供を要請するものとする。

(協 力)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに学校施設等を避難所等として提供するとともに、甲が行う避難所等の開設及び運営に、可能な範囲において甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 避難所等開設後、甲が使用した光熱水費等は、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第5条 甲は、避難所等開設中に、甲又は被災者の責めに帰すべき事由により、学校施設等の一部又は全部を損傷し、又は滅失させたときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項及び解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成7年12月19日から平成12年12月18日までとする。

(更 新)

第8条 前条の有効期間満了1ヶ月前までにいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、満期の翌日から更に5年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各一通を保有する。

平成7年12月19日

甲 東京都大田区

代表者 大田区長

西 野 善 雄

乙 学校法人東京朝鮮学園

代表者 東京朝鮮第六幼初級学校長

柳 景 熙

4-2-1 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、都立大森高等学校を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）第1条に規定したものである。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、現状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(津波避難所)

第14条 津波被害が想定される地域に避難所がある場合は、津波避難所としても使用できるものとする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年3月24日

- 甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義
- 乙 東京都西蒲田2-2-1
東京都立大森高等学校
校長 福崎祐一
- 乙 東京都大田区本羽田3-11-5
東京都立つばさ総合高等学校
校長 松野下健
- 乙 東京都大田区大森東1-33-1
東京都立美原高等学校
校長 川原博義
- 乙 東京都東六郷2-18-2
東京都立六郷工科高等学校
校長 石井末勝

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

4-2-2 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、都立蒲田高等学校長を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）第1条に規定したものである。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、現状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(協 議)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都久が原1-14-1
東京都立雪谷高等学校
校長 大西修

乙 東京都大田区蒲田本町1-1-30
東京都立蒲田高等学校
校長 上村肇

乙 東京都田園調布南27-1
東京都立田園調布高等学校
校長 吉田亘

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

4-2-3 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人簡野育英会を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）

第1条に規定したものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、現状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(協 議)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区本羽田一丁目4番1号
学校法人簡野育英会 理事長
理事長 簡野高道

4-2-4 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人日本体育大学を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙が設置し、管理する日体荏原高等学校（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）

第1条に規定したものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(協 議)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都世田谷区深沢七丁目1番1号
学校法人 日本体育大学
理事長 松浪健四郎

4-2-5 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人上野塾を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）第1条に規定したものである。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、現状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(備蓄倉庫)

第14条 乙の所有する東京高等学校の施設の一部を甲の防災備蓄倉庫として使用できることとし、備蓄物品については甲が調達及び保守する。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区鵜の木二丁目39番1号
学校法人上野塾東京高等学校
校長 兼岡俊司

4-2-6 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人大森学園を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下、「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下、「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下、「細目」という。）第1条に規定する。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち避難所として開設する必要がある場合は、前条の施設を避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用权を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申し出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力する。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知する。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知する。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力する。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担する。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害を生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担する。

(開設期間)

第7条 避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ延長できることとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すこととする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に出来る限り参加し、協力する。

(備蓄倉庫)

第14条 乙の所有する大森学園高等学校の施設の一部を甲の防災備蓄倉庫として使用できることとし、備蓄物品については甲が調達及び保守する。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議のうえ、決定することとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成28年8月10日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区大森西三丁目2番12号
学校法人大森学園
理事長 米澤正倫

4-2-7 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、東京都立大田桜台高等学校を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を補完避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下「細目」という。）第1条に規定する。

(避難所の使用開始)

第3条 甲は、災害時において乙の施設を避難所として使用する必要が生じた場合は、事前に乙の承諾を得た上で前条の施設を避難所として使用することができるものとする。ただし、災害時に当該校の生徒及び教職員の避難所としての優先使用権を妨げないものとする。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(使用開始の通知)

第4条 甲は、前条の事前承認を得るために、乙に対して文書にてその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を伝達した後、速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、避難所としての使用に関し、施設に損害を生じたときは、その修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(使用期間)

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長できることとする。

(避難所の早期解消努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の使用終了)

第9条 甲は、避難所の使用を終了するときは、乙に対し文書にて提出するとともに甲乙協議のうえ定める期間内に原状回復させ、乙の確認を受けたあと、乙に引き渡すこととする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた

ときは、甲がこれを賠償するものとする。

(従事者の損害賠償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、当該期間満了の3月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は、さらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議して、この協定を改定することができるものとする。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練等にできる限り参加し、協力するものとする。

(備蓄倉庫)

第14条 甲は、施設の一部を防災備蓄倉庫として使用できることとし、使用できる施設は、細目第1条第2項に定める施設とする。

2 前項の防災備蓄倉庫の備蓄物品については、甲が調達し、及び保守するものとする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定めるときは、甲乙協議の上、決定することとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大 田 区

大田区長 松 原 忠 義

乙 東京都大田区中馬込三丁目11番10号

東京都立大田桜台高等学校

校 長 酒 寄 誠

4-2-8 災害時における学校施設の使用に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人上野塾東京実業高等学校を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を、補完避難所（以下「避難所」という。）として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる施設は、災害時における学校施設の使用に関する協定細目（以下「細目」という。）第1条に定める。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において必要が生じた場合は、前条の施設に避難所を開設することができる。ただし、乙の生徒及び教職員の避難所としての優先使用権を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門扉の開閉及び車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力する。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条の規定により施設に避難所を開設する場合は、乙に対して事前に文書にてその旨を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、乙に口頭でその旨を通知した後、速やかに文書にて通知する。

(避難所の管理運営)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力する。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担する。

2 避難所としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担する。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日以降、生徒等の帰宅が完了した日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上延長できるものとする。

(避難所の早期閉鎖努力義務)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努める。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し文書にて通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に施設を原状回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じたときは、甲がこれを賠償する。

(従事者の損害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲又は乙から別段の申出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等にできる限り参加し、協力する。

(物資の供給)

第14条 甲は、避難所の使用を開始した場合は、甲乙協議の上、飲料水、食糧等を必要に応じ供給する。

(協議)

第 15 条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 25 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区
大田区長 松 原 忠 義

乙 東京都大田区西蒲田八丁目 18 番 1 号
学校法人上野塾東京実業高等学校
校長 知 念 義 裕

4-3 災害時における施設の使用に関する協定

大田区長を甲とし、都立城南特別支援学校長を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設の一部を、区立小・中学校等の避難所での避難生活に耐えられない障がい者等が一時的避難生活をおくるための施設（以下福祉避難所という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(福祉避難所使用対象者等)

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として使用する対象者は、一般の避難所では受入が困難な障がい者及びその介護者（家族等を含む。）とするものとする。

2 甲は、前項の障がい者について、その介護者がいない場合は、その補助者を配置するものとする。

(福祉避難所として使用できる施設の周知)

第3条 乙は、福祉避難所として使用可能な施設の範囲をあらかじめ定め、甲は必要に応じて地域住民に周知するよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に福祉避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に急を要するときは、前項に規定にかかわらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し開設した旨を速やかに通知するものとする

(福祉避難所の管理)

第6条 福祉避難所の管理運営は甲が行い、乙は、学校教育活動の継続又は再開を前提として福祉避難所運営に協力し、福祉避難所の介護及び生活に必要な支援を可能な限り行うものとする。

(応急危険度判定の実施)

第7条 甲は、避難所として利用する場合、二次被害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(費用負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10条 甲は乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを終了するときは、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(個人情報)

第13条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た障がい者及び介護者に係る情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年3月18日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区東六郷二丁目18番19号
東京都立城南特別支援学校
校長 沖山孝枝

乙 東京都大田区矢口一丁目26番10号
東京都立矢口特別支援学校
校長 早川智博

乙 東京都大田区田園調布五丁目43番6号
東京都立田園調布特別支援学校
校長 堀江浩子

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

4-4 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と大森旅館業組合、蒲田ホテル旅館組合及び東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合蒲田支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が宿泊施設等を必要とする場合に、区内で旅館業又はホテル業を営む事業者の団体である乙が、乙の有する社会的責任感に基づき、甲に対して協力して、宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 1 応援職員等の宿泊施設として団体構成員の旅館、ホテルの客室の提供
- 2 前号の提供を行うに当たっての空き室状況の把握及び提供の調整
- 3 被災者、応援職員等に対する団体構成員の旅館、ホテルの入浴施設の提供

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、可能な限り協力をする。

（費用弁償）

第5条 第2条第1号及び第3号の施設利用料については、実費弁償を原則として、別途協議する。

（協議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

- 2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月26日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区大森北四丁目12番18号
大森旅館業組合
組合長 三宅一夫

東京都大田区西蒲田八丁目1番5号 ホテル末広
蒲田ホテル旅館組合
組合長 西澤忠昭

東京都大田区仲六郷四丁目25番3号
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合蒲田支部
支部長 吉田辰也

4-5 大田区と公益財団法人大田区文化振興協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区を甲とし、公益財団法人大田区文化振興協会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に乙が管理する施設等を利用して甲が行う災害応急活動(大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。)に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

区民プラザ 区民ホールアブリコ 大田文化の森

(協力要請)

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を災害応急活動に利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は自主的な判断に基づき、災害応急活動を実施することができる。その場合、乙は、実施内容を速やかに甲に連絡するものとする。

(連絡体制)

第4条 前条の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(発災時の対応)

第5条 乙は、災害時等において、施設管理者として安全対策及び利用者の避難対策を行うものとする。

2 乙は、第2条に規定する施設において、甲が帰宅困難者一時滞在施設や区民が避難する施設として開設する場合、甲との協力体制のもとに運営する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。ただし、緊急に必要な資材等の費用については、一時的に乙が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(防災訓練等)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練等に対し、積極的に参加するものとする。

2 乙は、地域からの要請に基づき、地域防災活動に対し積極的に参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から別段の申し出がない場合は、本協定はさらに2年間延長されるものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各一通を保有する。

平成26年 3 月26日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区下丸子三丁目1番3号
公益財団法人大田区文化振興協会
理事長 遠藤久

4-6 大田区と公益財団法人大田区産業振興協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区を「甲」、公益財団法人大田区産業振興協会を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、大田区産業プラザが帰宅困難者一時滞在施設としての機能を維持するための活動に協力するものとする。

2 乙は、前項の他、災対産業経済部が実施する災害応急活動にも協力するものとする。

3 乙は、前2項の活動に際しては、次の各号の設備及び物品を提供するものとする。

(1) 乙が管理運営する大田区産業プラザの管理対象施設、設備及び物品

(2) 乙が管理する車両

(3) その他、甲乙協議の上双方が災害応急活動に必要と認めた施設、設備及び物品

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(費用弁償)

第4条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、明細を付して甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第5条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。ただし、甲から派遣した職員についてはその限りではない。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を次のとおり定める。

甲：産業振興課長

乙：事務局長

ただし、第2条第1項に定める災害応急活動に係る甲からの連絡に関して、災対区民部から連絡があった場合は、これを優先する。

2 甲乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換及び適切な訓練を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和3年11月11日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和3年11月11日

- 甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠義
- 乙 大田区南蒲田一丁目20番20号
公益財団法人大田区産業振興協会
理事長 川野 正博

4-7 災害時における施設等の提供に関する協定

大田区を「甲」とし、キヤノン株式会社を「乙」として、甲乙間において、災害時における施設等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動に対する、乙所有の本社施設等の提供に関し、必要な事項を定める。

(提供要請)

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策活動を実施するに当たり、乙所有の施設等の利用提供を受けたいときは、乙に対して、提供を受けたい内容及び期間を示した上で、提供要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲に提供できる施設等を明示して、甲へ施設等を提供するものとする。

(提供施設の内容)

第3条 前条の規定によって、乙が甲に対して提供する内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙本社敷地内の住民避難道路
- (2) 前号以外の乙本社敷地内の施設及び設備
- (3) 乙所有の飲料水及び雑用水
- (4) 乙所有の備蓄品
- (5) その他乙が甲に対し提供可能なもの

(業務協力要請)

第4条 甲は、前条に規定する施設等の提供を受け、応急対策活動を実施するにあたり、乙に対して、その提供に係る業務協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から、前項による業務協力の要請及び第2条第1項による提供要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲で、これらの業務協力及び提供に協力するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条第2項の施設等の提供及び第4条第1項の業務協力を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 乙が、甲からの要請に基づき、第4条第1項に規定する業務協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和52年条例第38条)の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(施設等の状況報告)

第7条 乙は、施設改修等により、本協定に関する甲の災害応急対策活動に影響を及ぼすと認める事項については、その都度甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の施設・設備等の状況等について、必要に応じて、乙に報告を求めることができる。

(資器材の常置)

第8条 甲が甲の防災用資器材を、乙の敷地内へ常置する必要があると認める場合は、乙は可能な限りこれを認めるものとし、乙の建物内に専用資器材庫を提供するものとする。この場合の使用料は無償とする。

2 前項の防災用資器材は、甲の責任において保守管理するものとする。

(防災訓練への協力)

第9条 乙は、甲が計画、実施する防災訓練、避難訓練等について、乙が可能と認める範囲で施設の提供、参加を含め、これに協力するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、甲乙が協議の上、別に定める。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の申出がない場合は、この協定は更に2年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成16年3月8日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区 大田区長 西野 善雄

乙 東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キヤノン株式会社本社 代表取締役社長 御手洗 富士夫

4-8 災害時における株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田の 避難場所としての使用に関する協定

株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田を「甲」とし、大田区を「乙」とし、甲乙間において、株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田の災害時における避難場所としての使用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の施設の一部を、住民の避難場所（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第47条第1項の規定により東京都知事が指定して避難場所）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用区域）

第2条 避難場所として使用する区域は、別図のとおりとする。

（使用手続）

第3条 避難場所として使用する必要が生じた場合は、乙は、甲の代表取締役社長に口頭により了解を得た後、使用するものとする。

（協定に関する連絡責任者）

第4条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田代表取締役社長とし、乙にあつては都市基盤整備部長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、本協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（管理運営）

第5条 避難場所としての使用についての管理運営は、乙の責任及び負担により、大田区地域防災計画に基づき指名され、又は組織する乙の職員が行うものとする。

2 避難場所としての使用に当たり、甲は、乙に対し、甲の施設及びトイレその他の設備の利用に関し、可能な範囲で協力を行うものとする。

（試用期間）

第6条 避難場所としての試用期間は、災害発生からおおむね24時間以内とする。ただし、災害の長期化等やむを得ない事由が発生した場合は、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（避難場所解消への努力）

第7条 乙は、甲が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復）

第8条 乙は、使用後の甲の施設及びトイレその他の設備の原状回復を行い、甲の確認後引渡しを行うものとする。

（損害賠償）

第9条 前条の場合において、甲の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害（災害による損害及

び避難場所として使用していない施設の損害を除く。)が発生した場合の取り扱いについては、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(従事者の補償)

第 10 条 乙の要請に基づき、甲の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和 52 年条例第 38 号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(旧協定の失効)

第 13 条 甲と乙との間において、平成 17 年 1 月 31 日付けで締結した「災害時における株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田の避難場所としての使用に関する協定」は、この協定の締結によりその効力を失う。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 25 日

甲 東京都大田区西六郷一丁目 3 番 1 5 号
株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田
代表取締役社長 鈴木 明子

乙 大田区蒲田五丁目 1 3 番 1 4 号
大田区役所
大田区長 松原 忠義

4-9 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力に関する協定

大田区を「甲」とし、株式会社リコーを「乙」として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急対策活動に対する、乙の防災業務協力の実施に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、応急対策活動を実施するに当たり、乙の協力を受けたいときは、甲は乙に対して、協力を受けたい内容の概要を示した上で、要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲に協力できる内容を明示して、甲へ協力するものとする。

(協力内容)

第3条 前条の規定によって、乙が甲に対して協力する内容の概要は、次のとおりとする。

(1) 乙が所有する敷地及び施設(以下「敷地等」という。)における、地域住民等の避難及び救援に関する活動

(2) 乙が所有する資機材等の物資の提供及び利用

(3) その他乙が甲の要請に対し提供可能な活動及び物資

2 乙は、前項による甲からの要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(平常時の協力等)

第4条 甲と乙とは、災害時における本協定の円滑な運用を図るため、平常時から連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、地域防災力の一層の向上のため、自治(町)会が実施する防災訓練等への参加に努め、近隣地域との連携強化を図るものとする。

3 乙は、乙が所有する敷地の近隣で火災が発生した場合は、自衛消防計画で定めるところにより、初期消火活動を行うよう努める。

(費用弁償)

第5条 甲は、第2条により協力を受けた場合の経費について、次により負担するものとする。

(1) 物資の提供を受けた場合は、当該災害発生直前の価格を基礎として算出した額とする。

(2) 消耗・き損した資機材の経費は、当該時点における災害救助法施行細目等の規定に基づく額とする。

(3) 協力に要した人件費は無償とする。

2 乙は、第3条の協力が終了後、甲の認定を受けて、前項の経費を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、内容を審査した上で、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

(災害補償)

第6条 乙が、甲からの要請に基づき、第3条に掲げる協力をを行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、甲は「東京都大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和52年条例第38条)により、その損害を補償するものとする。

(状況の報告)

第7条 乙は、乙が所有する敷地等を変更しようとする場合、又は変更した場合、その他特に乙が必要と認めた事項については、その都度甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の敷地等の状況等について、必要に応じて、乙に報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年1月17日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成20年1月17日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長

松原忠義

乙 東京都大田区中馬込一丁目3番6号

株式会社リコー大森事業所 執行役員 事業所長 長 沢 清 人

4-10 災害時における避難所等及び水上輸送拠点としての使用に関する協定

大田区を「甲」とし、京急開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり協定を締結する。
(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の避難所、地域住民の避難所及び津波の避難場所(以下「避難所等」という。)並びに支援物資等の水上輸送拠点(以下「水上輸送拠点」という。)として使用することについての必要な事項を定めるものとする。

(避難所等として使用できる施設の範囲)

第2条 避難所等として使用できる施設の範囲は、建物、設備及び敷地とする。ただし、使用可能な範囲は、乙の指示に従うものとする。

(水上輸送拠点として使用できる施設の範囲)

第3条 水上輸送拠点として使用できる施設の範囲は、栈橋及び敷地とする。ただし、使用可能な範囲は、乙の指示に従うものとする。

(備蓄倉庫)

第4条 乙の所有する施設の一部で乙の指定する場所を甲の防災備蓄倉庫として使用できることとする。

(避難所等として使用できる施設の周知)

第5条 甲は、避難所等として使用できる施設の範囲を、地域住民及び避難者に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所等及び水上輸送拠点の開設)

第6条 甲は、災害時において避難所等又は水上輸送拠点として開設する必要が生じた場合、第2条又は第3条の施設の範囲を避難所等又は水上輸送拠点として開設することができる。

(開設の通知)

第7条 甲は、前条の規定により避難所等又は水上輸送拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、避難所等又は水上輸送拠点使用開始通知書で通知し、乙の承諾を得るものとする。

2 甲は、避難所等又は水上輸送拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で乙に通知した後、乙の指定する者に開錠させ、乙の承認した施設を避難所等又は水上輸送拠点として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに、乙に対し開設した旨を避難所等又は水上輸送拠点使用開始通知書で通知するものとする。

(避難所等及び水上輸送拠点の管理)

第8条 避難所等及び水上輸送拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等及び水上輸送拠点の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき乙が協力に要した経費は、甲が負担する。

2 経費負担の範囲、方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

(開設期間)

第10条 避難所等及び水上輸送拠点の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(避難所等及び水上輸送拠点解消への努力)

第11条 正常な社会生活が営まれる情勢になったと甲と乙が判断したときは、前条の規定にかかわらず、甲は、甲の責任において速やかに乙が営業活動を再開できるよう当該避難所等及び水上輸送拠点の早期解消に努めるものとする。

(避難所等及び水上輸送拠点の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を避難所等又は水上輸送拠点として使用することを終了するときは、乙に避難所等及び水上輸送拠点使用終了通知書で通知するとともに、当該施設及びその他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第13条 前項の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償する。

(避難者の事故等)

第14条 避難所等における避難者に事故など不測の事態が生じたときは、甲と乙は必要な協議をするものとする。ただし、避難者の過失により生じた事故についてはこの限りでない。

(従事者の損害補償)

第 15 条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和 52 年条例第 38 号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、平成 24 年 3 月 28 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の 3 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(協 議)

第 17 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 28 日

| | |
|---|---|
| 甲 | 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大 田 区 大 田 区 長 松 原 忠 義 |
| 乙 | 東京都大田区平和島一丁目 1 番 1 号 京急開発株式会社 取 締 役 社 長 佐 藤 昌 弘 |

4-11 災害時における施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における、乙が大田区羽田旭町地区に建設し所有する事業所（以下「本事業所」という。）の施設等の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動における本事業所の施設等の提供に関し、必要な事項を定める。

（提供要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策活動を実施するにあたり、本事業所の施設等の利用提供を希望するときは、乙に対して、提供を希望する施設等の内容及び期間を示した上で、提供要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、当該期間に甲に提供できる施設等の内容を明示した上で、甲に当該施設等を提供するものとする。

3 乙は、津波による地域住民の避難の必要があるとして、甲から第1項の要請を受けたときは、本事業所の施設等の高層階を津波避難の場所として甲に提供するものとする。

（提供施設等の内容）

第3条 前条の規定により、乙が甲に対して提供する施設等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本事業所内の施設及び設備
- (2) 乙所有の飲料水及び雑用水
- (3) 乙所有の備蓄品
- (4) 前3号のほか、乙が甲に対し提供可能なもの

（業務協力要請）

第4条 甲は、第2条の規定により乙から施設等の提供を受け、応急対策活動を実施するにあたり、乙に対して、その提供に係る業務協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から、前項による業務協力の要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲で、当該業務協力に応じるものとする。

（経費負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条の施設等の提供及び前条の業務協力（以下「施設等の協力」と総称する。）を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 乙は施設等の協力を行った後、速やかにかかった経費実績を算定し、甲に対し一括で請求するものとする。

3 甲は前項の規定に基づき乙から経費の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認める場合には、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（災害補償）

第6条 乙が、甲からの要請に基づき、第4条に規定する業務協力を行った場合において、それに従事した乙の従業員等が、そのために負傷し、又は疫病にかかり若しくは死亡したときは、甲は「大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）」の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（防災行政無線放送塔）

第7条 甲は、防災行政無線放送塔1基を、乙の本事業所内に設置するものとする。

2 前項の防災行政無線放送塔は、甲が購入費用を負担し、甲の責任において保守管理するものとする。

3 乙は、第1項の防災行政無線放送塔を設置するための土地を別途甲乙間で締結する契約に基づき、甲に無償で貸し付けるものとする。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲が計画、実施する防災訓練について、乙の本事業所内の地域貢献ゾーンにある広場を提供する等、乙が可能と認める範囲でこれに協力するものとする。

（細目）

第9条 本協定を実施するために必要な細目は、甲乙協議の上、別途「実施細目覚書」に定めるものとする。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、本事業所の竣工日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、本協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上、本協定を改定又は解約することができるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月26日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13 番14 号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 東京都中央区銀座二丁目16 番10 号
ヤマト運輸株式会社
代表取締役 山内 雅喜

4-12 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定

大田区を「甲」とし、株式会社東京流通センターを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設等の一部を災害時の帰宅困難者の一時滞在施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力内容)

第3条 甲は、災害時に必要と認めるときは、この協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について、協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) 前2号に関して必要な人員を提供すること。
- (4) その他乙として甲に協力できる事項

(一時滞在施設として使用できる施設の範囲)

第4条 一時滞在施設として使用できる施設の範囲は、乙の所有する施設とする。

2 乙の所有する施設において一時滞在施設として提供する場所については、乙が決定するものとする。

(一時滞在施設の開設)

第5条 乙は、一時滞在施設の開設の要請があった場合で、帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前項の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により一時滞在施設の開設を行なうことができる。この場合において、乙は、開設後に甲に速やかに連絡するものとする。

(協定に関する連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては区民部長とし、乙にあつては株式会社東京流通センター総務部長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

(一時滞在施設の管理運営)

第7条 一時滞在施設の管理運営は、乙が東京都帰宅困難者対策条例（平成25年条例第17号）及び乙が定める管理細則及び帰宅困難者ガイドラインに基づき、行なうものとする。ただし、必要に応じて甲も協力するよう努めるものとする。

(受入人数)

第8条 一時滞在施設について受け入れる帰宅困難者は、2,200人以内とする。ただし、状況により受け入れる帰宅困難者を増やす必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができる。

(開設期間)

第9条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

(備 蓄)

第10条 一時滞在施設の運営に必要な飲料水、食料等の備蓄は、乙が行なうものとする。

(一時滞在施設解消への努力)

第11条 甲は、乙が早期に業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

(一時滞在施設の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を一時滞在施設として使用することを終了するときは、乙に対し、通知するとともに、当該一時滞在施設及びトイレその他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害（災害による損害及び一時滞在施設として使用していない施設の損害を除く。）が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(費用負担)

第13条 一時滞在施設の開設後の乙の管理運営に係る費用は、乙が一時的に立て替え、その後、乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める災害直前における基準額を参考として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、乙の役員及び従業員（乙の協力者を含む。）が、応急活動に従事したことにより、その者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第16条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月15日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区平和島六丁目1番1号
株式会社東京流通センター
代表取締役社長 多賀啓二

4-13 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定

大田区を「甲」とし、プラウドシティ蒲田住宅管理組合を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が「プラウドシティ蒲田」（以下「施設」という。）の一部を災害時の帰宅困難者の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について、協力を要請することができる。

（1） 帰宅困難者に対し、施設の一部を一時滞在施設として提供すること。

（2） 帰宅困難者に対し、別添図面に明示する5階倉庫2（別添図面青枠部）に甲が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。

（3） 前2号に関して必要な人員を施設の居住者から提供すること。

（4） その他乙として甲に協力できる事項

（一時滞在施設として使用できる施設の範囲）

第4条 施設のうち一時滞在施設として使用できる範囲は、別添図面に明示する次の場所とする。

所在地 東京都大田区蒲田四丁目10番14号

対象区画 5階 コミュニティルームA及びコミュニティルームB（126㎡）（別添図面赤枠部）

2 前項の施設のうち一時滞在施設として提供する場所については、乙がその状況に応じて、コミュニティルームA、コミュニティルームB又はその両方のいずれかを決定するものとする。

（一時滞在施設の開設）

第5条 乙は、一時滞在施設の開設の要請があった場合で、帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前項の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により一時滞在施設の開設を行なうことができる。この場合において、乙は、開設後に甲に速やかに連絡するものとする。

（協定に関する連絡責任者）

第6条 本協定に関する連絡責任者は甲にあつては区民部長とし、乙にあつては乙の住宅理事長とし、乙の住宅理事長がその任に当たることができない場合は乙の住宅副理事長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、本協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（一時滞在施設の管理運営）

第7条 一時滞在施設の管理運営は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年条例第17号）及び乙が定める管理規約に基づき、行なうものとする。

（受入人数）

第8条 一時滞在施設について受け入れる帰宅困難者は、60人以内とする。

（開設期間）

第9条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

（備蓄倉庫）

第10条 本施設のうち別添図面に明示する倉庫2（別添図面青枠部）は、甲の防災備蓄倉庫とし

て使用できることとする。

2 備蓄（更新時の備蓄品の処分及び廃棄を含む。）については、甲が判断し、甲の負担により行うものとする。

3 甲は、備蓄品の入替えをするときは、乙に連絡するものとする。

（一時滞在施設の終了）

第11条 甲は、施設を一時滞在施設として使用することを終了するときは、乙に対し、通知するとともに、当該一時滞在施設及びトイレその他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害（災害による損害及び一時滞在施設として使用していない施設の損害を除く。）が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（費用弁償）

第12条 甲は、第3条の要請に基づく乙の協力を受けた場合の経費について、次により負担するものとする。

（1）コミュニティルームA及びコミュニティルームB並びにトイレの光熱水費は、当該災害発生直前の価格を基礎として算出した額とする。

（2）一時滞在施設の開設により施設内で損傷等が発生した場合の修繕費用は、当該災害発生直前の価格を基礎として算出した額とする。

（3）協力に要した人件費は、無償とする。

2 乙は、第3条の協力が終了後、前項の経費を甲に対して請求し、甲は、当該請求を受けたときは、内容を審査した上で、できる限り速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第13条 甲の要請に基づき、乙の構成員（乙の協力者を含む。以下同じ。）が、応急活動に従事したことにより、その構成員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

（細目）

第15条 本協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第16条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、本協定に合意したことを証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月2日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区蒲田四丁目10番14号
プラウドシティ蒲田住宅管理組合
住宅理事長 松森崇

4-14 災害時における施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京地下鉄株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における、乙が大田区中馬込三丁目22番及び同23番に建設し、所有する独身アパート及び家族住宅（以下「本社宅」という。）の施設等の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動のために本社宅の施設等の提供に関し、必要な事項を定める。

（提供要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策活動を実施するにあたり、本社宅の施設等の利用提供を希望するときは、乙に対して提供を希望する施設等の内容及び期間を示した上で、提供要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、当該期間に甲に提供できる施設等の内容を明示した上で、甲に当該施設等を提供するものとする。

（提供施設等の内容）

第3条 前条の規定により、乙が甲に対して提供する施設等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本社宅内における独身アパートの会議室
- (2) 本社宅内における独身アパートの駐輪場
- (3) 本社宅内における乙所有の雑用水
- (4) 前3号のほか、乙が甲に対し提供可能と判断したもの

（業務協力要請）

第4条 甲は、第2条の規定により乙から施設等の提供を受け、応急対策活動を実施するにあたり、乙に対して、その提供に係る業務協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から、前項による業務協力の要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲で、本社宅の居住者等が当該業務協力に応じるものとする。

（経費負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条の施設等の提供及び前条の業務協力（以下「施設等の協力」と総称する。）を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 乙は施設等の協力を行った後、速やかにかかった経費実績を算定し、甲に対し一括で請求するものとする。

3 甲は前2項の規定に基づき乙から経費の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認める場合には、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（災害補償）

第6条 乙が、甲からの要請に基づき、第4条に規定する業務協力を行った場合において、それに従事した本社宅の居住者等が、そのために負傷し、又は疫病にかかり若しくは死亡したときは、甲は「大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）」の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（防災倉庫）

第7条 甲は、乙の本社宅内に設置される防災倉庫を使用できるものとする。

2 前項の防災倉庫は、乙が整備費用を負担し、保守管理するものとする。

3 乙は、第1項の防災倉庫を別途甲乙間で締結する契約に基づき、甲に無償で貸し付けるものとする。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲が計画及び実施を行う防災訓練について、別添に示す区道（遊歩道）に隣接する乙の敷地の提供等、乙が可能と認める範囲でこれに協力するものとする。

（細目）

第9条 本協定を実施するために必要な細目は、甲乙協議の上、別途「実施細目覚書」に定めるものとする。

(協定期間)

第10条 本協定の有効期間は、本社宅の竣工日から竣工日の属する年度の年度末までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、本協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上、本協定を改定又は解約することができるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月25日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 東京都台東区東上野三丁目19番6号
東京地下鉄株式会社
代表取締役社長 奥 義光

4-15 大田区と社会福祉法人池上長寿園との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人池上長寿園（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

（1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

（2）甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設内に開設する福祉避難所及び歯科医療救護所の運営に対する支援等

（3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従事者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲、乙、ボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 甲及び乙は、歯科医療救護所の運営に当たり、業務上知りえた患者の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らかの意思表示がない時は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定を有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（旧協定の失効）

第11条 甲と乙との間において、平成25年3月26日付けで締結した「大田区と社会福祉法人池上長寿園との間の災害応急活動に対する協力に関する協定」は、この協定の締結によりその効力を失う。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日
東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区
大田区長 松原 忠義

東京都大田区仲池上二丁目24番8号
乙 社会福祉法人 池上長寿園
理事長 橋本 満昭

4-16 大田区と社会福祉法人長寿村との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人長寿村（「以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力に要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 松原忠義

東京都足立区入谷九丁目15番18号

乙 社会福祉法人 長寿村

理事長 神成裕介

4-17 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人東京都知的障害者育成会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及び当該障害者の付添いをする者(原則1名)を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設及び乙が設置し管理運営する障害者施設のうち、福祉避難所として提供できる施設等とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、速やかに福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

2 福祉避難所の開設期間は原則7日間とし、必要に応じて延長する。また、避難所の規模縮小、閉鎖についての判断は甲が行う。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、「避難者の受入れ・誘導・情報提供」「人的支援の受入れ」「物資の配給」「救護」「福祉相談」「避難所管理」等、生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に避難所の開設・運営に必要なボランティアの派遣、食料品、生活物資等の供給を行うものとする。また、甲は乙の職員が安全に参集するための必要な装備を準備する。

3 避難所内での避難者同士のトラブルや事故、窃盗等の犯罪に関して乙は責任を負わない。

4 学校避難所等から福祉避難所への避難者の移送は、必要に応じて甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協力を要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原忠義

乙 東京都新宿区西新宿八丁目3番39号STSビル3階

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

理事長 上原明子

4-18 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人大田幸陽会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及び当該障害者の付添いをする者（原則1名）を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設及び乙が設置し管理運営する障害者施設のうち、福祉避難所として提供できる施設等とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

2 前項の地震以外の災害が発生、または発生する恐れがあり、甲が福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、前項に準じ要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、速やかに福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

2 福祉避難所の開設期間は原則7日間とし、必要に応じて延長する。また、避難所の規模縮小、閉鎖についての判断は甲が行う。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、「避難者の受入れ・誘導・情報提供」「人的支援の受入れ」「物資の配給」「救護」「福祉相談」「避難所管理」等、生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に避難所の開設・運営に必要なボランティアの派遣、食料品、生活物資等の供給を行うものとする。また、甲は乙の職員が安全に参集するための必要な装備を準備する。

3 避難所内での避難者同士のトラブルや事故、窃盗等の犯罪に関して乙は責任を負わない。

4 学校避難所等から福祉避難所への避難者の移送は、必要に応じ甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協用に要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠 義

乙 東京都大田区大森南二丁目15番1号

社会福祉法人 大田幸陽会

理事長 河野 桃 弘

4-19 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人知恵の光会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及び当該障害者の付添いをする者(原則1名)を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設及び乙が設置し管理運営する障害者施設のうち、福祉避難所として提供できる施設等とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、速やかに福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

2 福祉避難所の開設期間は原則7日間とし、必要に応じて延長する。また、避難所の規模縮小、閉鎖についての判断は甲が行う。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、「避難者の受入れ・誘導・情報提供」「人的支援の受入れ」「物資の配給」「救護」「福祉相談」「避難所管理」等、生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に避難所の開設・運営に必要なボランティアの派遣、食料品、生活物資等の供給を行うものとする。また、甲は乙の職員が安全に参集するための必要な装備を準備する。

3 避難所内での避難者同士のトラブルや事故、窃盗等の犯罪に関して乙は責任を負わない。

4 学校避難所等から福祉避難所への避難者の移送は、必要に応じ甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協力に要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 神奈川県横須賀市公郷町三丁目69番1号
社会福祉法人 知恵の光会
理事長 小谷知男

4-20 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人同愛会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及び当該障害者の付添いをする者(原則1名)を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設及び乙が設置し管理運営する障害者施設のうち、福祉避難所として提供できる施設等とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

2 前項の地震以外の災害が発生、または発生する恐れがあり、甲が福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、前項に準じ要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参

集状況及び対象施設の被災状況に応じて、速やかに福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

2 福祉避難所の開設期間は原則7日間とし、必要に応じて延長する。また、避難所の規模縮小、閉鎖についての判断は甲が行う。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、「避難者の受入れ・誘導・情報提供」「人的支援の受入れ」「物資の配給」「救護」「福祉相談」「避難所管理」等、生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に避難所の開設・運営に必要なボランティアの派遣、食料品、生活物資等の供給を行うものとする。また、甲は乙の職員が安全に参集するための必要な装備を準備する。

3 避難所内での避難者同士のトラブルや事故、窃盗等の犯罪に関して乙は責任を負わない。

4 学校避難所等から福祉避難所への避難者の移送は、必要に応じ甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協力を要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長

松原忠義

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地

社会福祉法人 同愛会

理事長

高山和彦

4-21 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人睦月会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及び当該障害者の付添いをする者(原則1名)を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設及び乙が設置し管理運営する障害者施設のうち、福祉避難所として提供できる施設等とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参

集状況及び対象施設の被災状況に応じて、速やかに福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

2 福祉避難所の開設期間は原則7日間とし、必要に応じて延長する。また、避難所の規模縮小、閉鎖についての判断は甲が行う。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、「避難者の受入れ・誘導・情報提供」「人的支援の受入れ」「物資の配給」「救護」「福祉相談」「避難所管理」等、生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に避難所の開設・運営に必要なボランティアの派遣、食料品、生活物資等の供給を行うものとする。また、甲は乙の職員が安全に参集するための必要な装備を準備する。

3 避難所内での避難者同士のトラブルや事故、窃盗等の犯罪に関して乙は責任を負わない。

4 学校避難所等から福祉避難所への避難者の移送は、必要に応じ甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協力を要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都国立市谷保3140番
社会福祉法人 睦月会
理事長 綿祐二

4-22 大田区と社会福祉法人響会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人響会（「以下「乙」という。」は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力に要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲

大田区

大田区長

松原忠義

東京都大田区上池台五丁目7番1号

乙

社会福祉法人 響 会

理事長

福原ミサエ

4-23 大田区と社会福祉法人白陽会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人白陽会（「以下「乙」という。」は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲

大田区

大田区長

松原忠義

東京都大田区矢口一丁目23番12号

乙

社会福祉法人 白陽会

理事長

酒井陽太

4-24 大田区と社会福祉法人徳心会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳心会（「以下「乙」という。」は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力に要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲

大田区

大田区長

松原忠義

東京都青梅市成木二丁目44番地

乙

社会福祉法人 徳心会

理事長

関根得太郎

4-25 大田区と社会福祉法人善光会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人善光会（「以下「乙」という。」は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 松原忠義

東京都大田区東糞谷6丁目4番17号

乙 社会福祉法人 善光会

理事長 梅田茂

4-26 大田区と社会福祉法人桜花との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桜花（「以下「乙」という。」は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施にあたり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、自らが行う事業の継続を前提として、以下のとおり協力するものとする。

(1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

(2) 甲が、実施細目の定めるところにより、乙の運営管理する施設を避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力に要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙ならびにボランティア等は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知りえた要援護者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協 議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲

大田区

大田区長

松原忠義

東京都大田区東糀谷1丁目13番6号

乙

社会福祉法人 桜花

理事長

米田照子

4-27 災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人嬉泉を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害児及びその家族を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が受託運営する障害児施設とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所の開設に関し、協力するものとする。

2 甲及び乙は、避難所の開設及び運営を円滑に実施するために、甲乙が協力して手引書(マニュアル)を平常時より整備し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、障害児及びその家族の生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づいて乙が負担した費用は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協定に関する連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては障害福祉担当部長とし、乙にあつては社会福祉法人嬉泉わかばの家施設長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年6月10日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長

松原忠義

乙 東京都世田谷区船橋一丁目30番9号

社会福祉法人 嬉泉

理事長

須藤祐司

4-28 大田区と株式会社らいふとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社らいふ（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

（1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

（2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

（3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年9月3日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 松原忠義

東京都品川区東品川二丁目2番24号

天王洲セントラルタワー18階

乙 株式会社 らいふ

代表取締役社長 吉田伸一

4-29 大田区と社会医療法人若竹会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会医療法人若竹会（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

（1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

（2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

（3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成28年11月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区

大田区長 松原忠義

乙 茨城県牛久市柏田町1589-3
社会医療法人 若竹会

理事長 竹島徹

4-30 大田区、社会福祉法人松風会及び医療法人社団和光会との間の 災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）、社会福祉法人松風会（以下「乙」という。）及び医療法人社団和光会（以下「丙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙及び丙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）乙及び丙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
- （2）別に定める実施細目の規定により、乙及び丙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
- （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙丙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲、乙及び丙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙及び丙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙丙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲、乙及び丙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙丙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成28年11月1日

| | | | |
|---|------------------------------------|------|------|
| 甲 | 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区 | 大田区長 | 松原忠義 |
| 乙 | 東京都大田区大森西四丁目12番1号 社会福祉法人 松風会 | 理事長 | 渡邊嘉久 |
| 丙 | 神奈川県川崎市川崎区中島三丁目13番1号 医療法人社団 和光会 | 理事長 | 渡邊嘉久 |

4-31 大田区と社会福祉法人久盛会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人久盛会（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

（1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供

（2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等

（3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成28年11月1日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 松原 忠 義

乙 秋田県由利本荘市岩城富田字根本9-3

社会福祉法人久盛会

理事長 後藤 忠 久

4-32 大規模災害発生時における土地及び建物の使用に関する協定

大田区を甲とし、長遠寺を乙とし、甲と乙の間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動の一環として、大田区立馬込小学校（以下「丙」という。）に開設される軽症者救護所において、搬入された負傷者の中から死者が発生した場合に備え、甲と乙の間において、乙の土地及び建物内に一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所（以下「遺体安置場所」という。）及び遺族待機場所を開設することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲は、丙に軽症者救護所が開設された場合は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙の土地及び建物を、遺体安置場所及び遺族待機場所として甲に使用させること。
- (2) 遺体安置場所及び遺族待機場所の開設及び運営に関して、甲に助言を行うこと。
- (3) その他乙が甲に協力できる事項

2 乙は、寺族の生活、自ら営む宗教行為及び施設の運営に支障のない範囲において、前項の要請に協力するものとする。

3 大田区内において震度6弱以上の地震が発生し、丙に軽症者救護所が開設された場合は、甲の協力の要請の有無にかかわらず、第1項の要請があったものとみなす。

(土地及び建物)

第4条 甲が遺体安置所及び遺族待機場所として使用する乙の土地及び建物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地 駐車場及び境内（墓地を除く。）
- (2) 建物 敷地南側ガレージ

2 使用する土地及び建物の範囲の詳細は、甲乙協議の上、決定する。

(遺体安置場所等の開設及び運営)

第5条 第3条第1項の要請に基づく遺体安置場所及び遺族待機場所の開設及び運営は、乙の協力のもと、甲が行う。

2 軽症者救護所から遺体安置場所まで及び遺体安置場所から別の遺体安置場所への遺体の搬送は、甲の責任において行う。

(費用弁償等)

第6条 甲は、遺体安置場所及び遺族待機場所の開設及び運営により、乙の土地及び建物に損傷等が発生した場合は、当該災害発生直前の価格を基礎として算出した額に基づき、修繕費用を負担するものとする。

2 乙が甲に協力したことによって生じた人件費は、無償とする。

3 乙は、第3条の協力が終了した後、第1項の費用を甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 甲は、乙の構成員(乙の協力者を含む。以下同じ。)が第3条第1項各号に掲げる活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は第3条第1項各号に掲げる活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、補償するものとする。

(使用期間)

第8条 遺体安置場所及び遺族待機場所の使用期間は、原則として、丙に軽症者救護所が開設されたときから閉鎖されるまでとする。ただし、当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

(使用終了時の点検)

第9条 甲は、乙の土地及び建物の使用を終了する場合は、乙の確認及び点検を受けるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から当該締結日の属する年度の末日までとし、当該期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、その後においても、同様とする。

(協議)

第11条 本協定の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 東京都大田区南馬込五丁目2番10号
長遠寺
住職 佐藤 達雄

4-33 災害時における施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）及び日蓮宗大本山池上本門寺（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動に対する乙所有の施設等の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供要請）

第2条 甲は、災害が発生し、災害応急対策活動を実施するに当たり、乙所有の施設等の利用提供を受けるときは、乙に活用内容及び期間を示した上で、要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲に提供できる施設等を明示し、甲へ施設等を提供するものとする。

（提供施設等）

第3条 前条の規定により、乙が甲に提供する施設等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 大堂下広間
- (2) 本殿
- (3) 朗峰会館4階
- (4) 朗子会館
- (5) 敷地内の各広場、駐車場等

（業務協力要請）

第4条 甲は、前条の施設等の提供を受け、災害応急対策活動を実施するに当たり、乙に当該提供に係る業務協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲で業務協力を行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条第2項の施設等の提供及び前条第2項の業務協力を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（従事者の補償）

第6条 乙が、甲からの要請に基づき、第4条第2項の業務協力を行った場合において、乙の者が当該業務協力に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、甲は、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38条）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（施設等の状況報告）

第7条 乙は、施設改修等により、この協定に関する甲の災害応急対策活動に影響を及ぼすと認める事項については、その都度甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の施設、設備等の状況等について、必要に応じて、乙に報告を求めることができる。

（資機材の常置）

第8条 甲が甲の防災用資機材を、乙の敷地内へ常置する必要があると認める場合は、乙は可能な限りこれを認めるものとし、乙の施設等において専用資機材庫を提供するものとする。この場合において、施設等の使用料は、無償とする。

2 前項の防災用資機材は、甲の責任において保守管理するものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練、避難訓練等について、施設等の提供及び参加を含め、乙が可能と認める範囲で協力するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも別段の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年9月8日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都大田区池上一丁目1番1号
日蓮宗大本山 池上本門寺

貫 首 菅野 日彰

4-34 災害時における水上輸送拠点としての施設提供に関する協定

大田区を甲とし、日栄産業株式会社を乙とし、甲乙の間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設の一部を、支援物資等の水上輸送拠点（以下「水上輸送拠点」という。）として使用することについての必要な事項を定めるものとする。

(使用施設)

第2条 水上輸送拠点として使用できる施設は、乙の所有する栈橋及び敷地とする。ただし、使用する範囲は、乙の指示に従うものとする。

(施設使用の通知)

第3条 甲は、水上輸送拠点として施設を使用する必要がある場合は、事前に乙に対しその旨を文書により通知し、乙の承諾を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、施設の使用について緊急を要するときは、口頭で乙に通知し、乙の承諾を得るものとする。ただし、甲は速やかに乙に対し使用を開始した旨を文書により通知するものとする。

(水上輸送拠点の管理)

第4条 水上輸送拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 水上輸送拠点の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費負担の範囲、方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用期間)

第6条 水上輸送拠点としての使用期間は、使用開始の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(水上輸送拠点の終了)

第7条 甲は、水上輸送拠点の使用を終了するときは、乙に文書で通知するとともに、使用した施設その他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の社員が応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないとき

は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。
(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月23日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区京浜島三丁目5番2号
日栄産業株式会社
代表取締役社長 吉本花子

4-35 大田区と社会福祉法人櫻灯会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人櫻灯会（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
 - （2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
 - （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力
- （経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第 10 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 29 年 11 月 30 日

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
甲 大田区
大田区長 松原忠義

東京都西多摩郡日の出町大字大久野 231 番地 1
乙 社会福祉法人 櫻灯会
理事長 櫻井真里

4-36 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定

大田区（以下「甲」という。）及び学校法人片柳学園（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の受入れ等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が、乙の所有する施設（以下「施設」という。）の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（対象施設）

第3条 甲が一時滞在施設として使用できる対象は、施設の3号館地下1階大講義室を基本とし、その他状況に応じ乙が甲に対し使用を認める施設とする。

（一時滞在施設の使用開始）

第4条 甲は、一時滞在施設として施設を使用する必要がある場合は、乙に対し、事前にその旨を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合で、第一に学生及び教職員の安全を考慮の上、帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の連絡を受けた場合は、第1項の要請による一時滞在施設として使用を開始するものとする。

4 乙は、第1項の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

（一時滞在施設の管理）

第5条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。この場合において、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、一時滞在施設として使用開始後の管理運営に係る光熱水費、清掃費等を含む費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設としての使用期間中に当該使用に関して施設に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、費用を負担する。

（使用期間）

第7条 一時滞在施設としての使用期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、使用期間の延長を行うことができる。

（物資の供給）

第8条 甲は、一時滞在施設として使用を開始した場合は、甲乙協議の上、飲料水、食糧等を必要に応じ供給する。

（一時滞在施設使用終了への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設としての早期使用終了に努めるものとする。

（一時滞在施設の使用終了）

第 10 条 甲は、一時滞在施設としての使用を終了するときは、乙に通知するとともに、施設を原状回復し、乙の確認を受けた後、施設の管理運営を乙に引き継ぐものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害（災害による損害及び一時滞在施設として使用していない施設の損害を除く。）が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

（従事者の補償）

第 11 条 甲の要請に基づき、乙の学生及び教職員が応急活動に従事したことにより、その学生若しくは教職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和 52 年条例第 38 号）の規定に基づき、これを補償する。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改定することができるものとし、その場合には、再度協定を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合には、別途、覚書を取り交わすものとする。

（防災訓練）

第 13 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等にできる限り参加し、協力するものとする。

（協議）

第 14 条 この協定に疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定を実施するために必要な細目を定めるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 12 月 1 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大 田 区

大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 東京都大田区西蒲田五丁目 23 番 22 号

学校法人 片柳学園

理 事 長 片 柳 鴻

4-37 屋外コンテナタイプ倉庫の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）とエリアリンク株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する屋外コンテナタイプ倉庫（以下「倉庫」という。）の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が災害時用備蓄品の保管場所として使用する倉庫の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 甲は、災害時用備蓄品の保管場所として倉庫を使用することができるものとする。

2 乙は、倉庫を甲に無償で貸し付けるものとする。

3 甲は、倉庫の使用に当たっては、別途鍵を用意の上、施錠し、管理するものとする。

（倉庫の所在）

第3条 甲が使用できる倉庫の所在は、次の場所とする。

所在地 東京都大田区南雪谷五丁目 21 番

対象区画 ハローストレージ大田南雪谷 241室

（保管物品）

第4条 甲が倉庫に保管する物品は、次に掲げるものとする。

（1）毛布及びカーペット

（2）前号に掲げるもののほか、甲が備蓄する必要があるもの

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する窓口を常に相互に明らかにし、別途連絡票を事前に取り交わすこととする。

（使用終了）

第6条 甲は、倉庫の使用を終了するときは、乙に文書で通知するとともに、倉庫を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲の責により原状回復のための修繕又は補修工事が必要である場合の費用は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 12 月 12 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大 田 区
大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
秋葉原UDXビル北ウイング 20 階
エリアリンク株式会社
代表取締役社長 林 尚 道

4-38 大田区と社会福祉法人兵庫福祉会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人兵庫福祉会（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
 - （2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
 - （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力
- （経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第 10 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 6 月 20 日

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
甲 大田区
大田区長 松原忠義

兵庫県加古川市志方町成井 100 番地
乙 社会福祉法人 兵庫福祉会
理事長 武久洋三

4-39 大田区と株式会社ニチイケアパレスとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社ニチイケアパレス（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1） 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
 - （2） 別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
 - （3） 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力
- （経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

（協議）

第 10 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 8 月 23 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区

大田区長 松原忠義

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番 12 号
NMF 駿河台ビル 6 階
株式会社ニチイケアパレス

代表取締役 齊藤正俊

4-40 災害時における学校施設の使用等に関する協定

災害時における学校施設の使用に関し、大田区を甲とし、学校法人東邦大学を乙として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を妊産婦、乳児又は介添者が一時的に避難する施設（以下「妊産婦避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が使用できる乙の施設は、東邦大学看護学部本館、看護学部1号館及び研究棟とし、提供スペースについては甲乙協議の上、別に定める。

(妊産婦避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において乙の施設のうち妊産婦避難所として開設する必要が生じた場合は、前条の施設を妊産婦避難所として開設することができる。ただし、災害時に当該校の学生及び教職員の避難所としての優先使用を妨げない。

2 乙は、妊産婦避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設に妊産婦避難所を開設する場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において要請事項に応えるものとする。ただし、次に掲げる事情等による場合、乙は、甲の協力要請を断ることができるものとする。

(1) 乙の施設に職員が不在の場合

(2) 倒壊、破損等により、乙の施設の使用に支障がある場合

(3) その他前2号の場合に準じるような状況になった場合

(報告)

第6条 乙は、前条本文の規定により要請事項に応えたときは、甲に協力報告書（第2号様式）又は口頭、電話等で報告するものとする。

(開設期間)

第7条 妊産婦避難所としての開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長できるものとする。

(妊産婦避難所の管理)

第8条 妊産婦避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(施設利用の解消)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

2 甲は、乙の施設の利用を解消する場合は、乙に対し通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

3 前項の場合において、乙の責めに帰さない事由により、甲が使用した乙の施設及び設備で原状回復しがたい損害が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(費用弁償)

第10条 乙の施設の使用における経費は、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第11条 乙が第5条本文の規定により、要請事項に応じた場合に係る従事者の損害補償は、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償する。

(資器材の常置)

第12条 甲が甲の防災用資器材を、乙の敷地内へ常置する必要があると認める場合は、乙は可能な限りこれを認めるものとし、乙の建物内に専用常置場所を提供するものとする。この場合の使用料は無償とする。

2 前項の防災用資器材は、甲の責任において保守管理するものとする。

(防災訓練への協力)

第13条 乙は、甲が計画、実施する防災訓練等について、乙が可能と認める範囲で施設の提供、参加を含め、協力するものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定め、平素から必要に応じて、情報の交換及び適切な訓練を行うものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結日以降、甲又は乙から別段の申出がない限り有効とする。

(協議)

第16条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年1月27日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都大田区大森西五丁目21番16号

学校法人東邦大学

理事長 炭山 嘉伸

4-41 大田区と株式会社アライブメディケアとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社アライブメディケア（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
- （2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
- （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することがで

きる。

(協議)

第 10 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上
決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 31 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都渋谷区神宮前六丁目 19 番 20 号
株式会社アライブメディケア
代表取締役 関谷 聡

4-42 大田区と公益社団法人大田区シルバー人材センターとの間の 災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と公益社団法人大田区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（補完福祉避難所）

第2条 この協定における補完福祉避難所とは、乙が運営管理する大田区老人いこいの家という。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第4条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第5条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）補完福祉避難所の施設、設備及び物品の提供
- （2）別に定める実施細目の規定により、補完福祉避難所を利用する場合における避難所の運営支援等
- （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力（経費の負担）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費のうち甲が必要と認めるものを負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第8条 甲及び乙並びにボランティア等は、補完福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、

又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区仲六郷一丁目6番9-125号
公益社団法人大田区シルバー人材センター
会長 河合武郎

4-43 大田区と社会福祉法人有隣協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人有隣協会（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（補完福祉避難所）

第2条 この協定における補完福祉避難所とは、乙が運営管理する大田区老人いこいの家等をいう。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第4条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第5条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- (1) 補完福祉避難所の施設、設備及び物品の提供
- (2) 別に定める実施細目の規定により、補完福祉避難所を利用する場合における避難所の運営支援等
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力（経費の負担）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費のうち甲が必要と認めるものを負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第8条 甲及び乙並びにボランティア等は、補完福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月1日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

甲 大田区

大田区長 松原忠義

東京都大田区仲六郷四丁目2番12号

乙 社会福祉法人有隣協会

理事長 小又正幸

4-44 大田区と株式会社サンケイビルウェルケアとの間の災害応急活動に対する 協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社サンケイビルウェルケア（以下「乙」という。）は、災害応急活動（大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に震災又は風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急活動の実施に当たり必要のある場合は、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害応急活動に可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1）乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
- （2）別に定める実施細目の規定により、乙の運営管理する施設を福祉避難所として利用する場合における避難所の運営支援等
- （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請に基づく災害応急活動についての必要な協力（経費の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づく協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（従業者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の職員が応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、補償するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙並びにボランティア等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知りえた要配慮者及び付添い等の情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月8日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル16階
株式会社サンケイビルウェルケア
代表取締役社長 佐々木 ゆかり

4-45 水害発生時における施設等の提供協力に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）及びGLP投資法人（以下「乙」という。）は、水害発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努めることとし、甲が高齢者等避難及び避難指示（以下「避難情報等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により、津波や高潮などに対する一時避難施設（以下「一時避難施設」という。）の開設を要請したときは、乙は、水害避難者を水害避難施設（第3条第1項に定義する。）のうち水害からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。

2 乙は、前項に規定する受入れを開始する際、甲の要請を待たず、自主的に一時避難施設として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 水害避難者の受入れは、避難情報等が解除されたとき、又は甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書にて通知することにより、終了するものとする。

4 乙は、水害避難者を受入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、第3項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難施設として利用する施設の範囲を、区民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次の表及び別添図面のとおりとする。

| | |
|--------|------------------|
| 施設名称 | GLP 東京 |
| 所在地 | 東京都大田区東海 2-1-2 |
| 使用範囲 | 屋上駐車場 |
| 避難通路 | 西側ランプウェイ（車両乗入不可） |
| 避難時の入口 | 西側出入口 |

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

2 前項の規定に関わらず、水害避難施設全体をテナント1社に賃貸することになった場合には、この協定の有効期間や協力内容等につき甲乙改めて協議し、当該テナントの意向によっては協定が終了することについても予め同意するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2021年12月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長 松原 忠義

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

GLP投資法人

執行役員 三浦 嘉之

4-46 災害時における施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）、三井不動産株式会社（以下「乙」という。）及び全日本空輸株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙が大田区羽田旭町地区にて運営する末尾記載事業所（以下「本事業所」という。）の災害時における施設等の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動における本事業所の施設等の提供に関し、必要な事項を定める。

（提供要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策活動を実施するにあたり、本事業所の施設等の利用提供を希望するときは、乙及び丙に対して、提供を希望する施設等の内容及び期間を示した上で、提供要請を行うものとする。

2 乙及び丙は、甲から前項の提供要請を受けたときは、甲に提供できる施設等の内容及び期間を明示した上で、甲に当該施設等を提供するものとする。

（提供施設等の内容）

第3条 前条の規定により、乙及び丙が甲に対して提供する施設等の内容は、別途締結する「協定実施細目」において定めるものとする。

（業務協力要請）

第4条 甲は、第2条第2項の規定により施設等の提供を受け、応急対策活動を実施するに当たり、乙及び丙に対して、その提供に係る業務協力を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項による業務協力の要請を受けたときは、可能と認める範囲で、当該業務協力に応じるものとする。

（経費負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙及び丙が第2条の施設等の提供及び前条の業務協力（以下「施設等の協力」と総称する。）を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 甲は、施設等の協力後、速やかに提供された施設等を原状復旧した上で明け渡すものとする。

3 甲は、甲及び甲の定める地域住民による施設等への損傷等があった場合は、甲の責任においてこれを復旧する。

4 乙及び丙は、施設等の協力を行った後、速やかに経費実績を算定し、甲に対し、それぞれが一括で請求するものとする。

5 甲は、前項の規定に基づき、乙及び丙からの請求があったときは、その内容を審査し、別途定める「協定実施細目」に照らし適正と認める場合には、乙及び丙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(災害補償)

第6条 乙及び丙が第4条第2項に規定する業務協力を行った場合において、それに従事した乙及び丙の従業員等が、そのために負傷し、又は疫病にかかり、若しくは死亡したときは、甲は「大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）」の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(免責事項)

第7条 本協定に基づく施設等の利用に伴い甲及び地域住民に生じた損害について、その責に帰する事由による場合を除き、乙及び丙は責任を負わないこととする。

(防災訓練への協力)

第8条 乙及び丙は、甲が計画し、実施する防災訓練について、乙及び丙が可能と認める範囲でこれに協力するものとする。

(細目)

第9条 第3条に定めるもののほか、本協定を実施するために必要な細目は、甲乙丙協議の上、甲乙間及び甲丙間にて、個別に「災害時における施設等の提供に関する協定実施細目」として別途定めるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲と乙及び丙は、災害時の協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ連絡体制を確立しておくものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに甲乙丙いずれからも特段の申出がない場合は、本協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、本協定の有効期間は協定書締結日から10年を超えないものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙丙協議の上、本協定を改定又は解約することができるものとする。

(地位承継について)

第12条 乙が乙事業所の信託受益権者の地位を失った場合、乙事業所所有者が本協定における乙の地位を承継することとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、解決を図るものとする。

以上、甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 不動産信託受益者
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
三井不動産株式会社
代表取締役社長 菰田 正信

丙 使用者
東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティーセンター
全日本空輸株式会社
代表取締役社長 平子 裕志

乙事業所

- (1) 名称 三井不動産インダストリアルパーク羽田
- (2) 所在地 東京都大田区羽田旭町10番11号
- (3) 所有者 三井住友信託銀行株式会社
- (4) 信託受益者 三井不動産株式会社

丙事業所

- (1) 名称 ANA Blue Base
- (2) 所在地 東京都大田区羽田旭町10-8
- (3) 所有者 ANAホールディングス株式会社
- (4) 使用者 全日本空輸株式会社

5-1 災害時における応急炊き出し用精米の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、東京都米穀小売商業組合大田支部を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の応急炊き出し業務に必要な精米の優先供給
- (2) 前号の精米の輸送業務

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(活動場所)

第4条 甲が実施する応急炊き出し活動の場所は、原則として区立小・中学校及び東京都知事指定の避難場所とする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。なお、人件費については無償とする。

- (1) 精米の価格は、当該災害発生直前の販売価格
- (2) 精米を甲が指定する場所まで輸送したときは、その輸送に要した経費
- 2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、所属する店舗の営業継続又は早期開店を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 大田区長 松原 忠義
乙 東京都米穀小売商業組合
大田支部長 鈴木 重行

5-2 災害時における応急炊き出し業務に係る労務提供等に関する協定

大田区を「甲」、大田区食品衛生協会を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の応急炊き出し業務に必要な労務の提供
- (2) 甲の応急炊き出し業務に必要な資材等の提供

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(活動場所等)

第4条 甲が実施する応急炊き出し活動の場所は、原則として区立小・中学校及び東京都知事指定の避難場所とする。

2 前項の場所における応急炊き出し業務に必要な資材等は、原則として甲が準備する。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。

(1) 乙が要した労務賃金は、当該時点における災害救助法施行細則の規定に準じる額

(2) 乙が提供した資材等の代金は、当該災害発生直前の料金を基礎として算出した額

2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、所属する店舗の営業継続又は早期開店を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 大田区長 松原 忠義

乙 大田区食品衛生協会会長 守屋 昭二

5-3 災害時における緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定

大田区を「甲」、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の応急給水業務に必要な貯蔵水の優先提供
- (2) 所属する各浴場の施設及び敷地における被災者の救援活動

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要な事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(活動場所等)

第4条 甲が実施する応急給水活動の場所は、大田区地域防災計画上の給水拠点及び乙に所属する浴場施設とする。

2 前項の給水拠点への輸送は、甲が行うものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。なお、人件費については無償とする。

- (1) 貯蔵水の代金は、当該災害発生直前の水道料を基礎として算出した額
- (2) 貯蔵水以外の物資を提供した場合は、当該災害発生直前の販売価格
- (3) 被災者を救援するための活動に要した費用が発生した場合は、甲乙双方で協議して決めることとする。

2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、所属する浴場の営業継続又は早期開場を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 甲 | 大田区長 | 松原 忠義 |
| 乙 | 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 大田支部 支部長 | 石川 幸紀 |

5-4 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定

災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要となる輸送用車両及び運転手（以下「車両等」という。）の優先提供に関し、大田区（以下「甲」という。）と東京都トラック協会大田支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に大規模な地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、大田区地域防災計画に基づく車両等確保の一環として、区内運送事業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な車両等の調達を図ることを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、災害時の状況に応じて、この協定に基づく車両等の調達が必要となったときは、乙に対して車両等の優先提供を要請するものとする。

（車両の提供等）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対して車両等を提供し業務に協力するものとする。

2 乙の提供する車両等には、同時に助手を派遣することを原則とする。やむを得ず助手を派遣できない場合は車両等のみの提供とすることができる。

3 乙が業務を実施する際に必要となる資機材のうち、乙が準備できるものは提供するものとする。

（訓練等への参加）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事（以下「訓練等」という。）に参加するよう努めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定により、乙が実施する業務及び訓練等に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃及び料金
- (2) 乙が派遣した助手の費用
- (3) 乙が提供した資機材その他甲が負担すべき費用
- (4) 乙が負担した高速道路等有料道路及び有料駐車場の費用

（運賃等）

第6条 前条第1号に掲げる運賃及び料金は、平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された時間制運賃に係る範囲の上限の運賃及び地区割増料の上限の料金に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2 前項の運賃及び料金について、その適用が困難となった場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

3 前条第2号及び第3号に掲げる費用は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（運賃等の支払）

第7条 乙は、業務又は訓練等が終了した後、速やかに甲に報告し、第5条の規定により要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、その車両等の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、その提供した車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、甲（同乗者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、その責に帰する理由により、使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

3 第1項及び前項の甲、乙の責めに帰する理由については、災害時であることを考慮し、その都度甲、乙が協議するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲は、乙の加盟会社の従事者（乙の加盟会社からの依頼により業務及び訓練等に従事する者を含む。以下「加盟会社従事者等」という。）が、協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故による損害が生じたとき（加盟会社従事者等の故意又は重過失により損害が生じた場合を除く。）は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年10月20日条例第38号）の例により、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けることができるとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けることができるときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(連絡体制及び保有車両数等の調査)

第11条 甲は、乙に対して毎年10月に、災害時の連絡体制及び加盟会社の保有する車両数等について調査するものとする。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第14条 この協定及び細目に定めのない事項並びにこの協定及び細目の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(旧協定の失効)

第15条 甲、乙との間において、昭和61年7月26日付けで締結した災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定は、この協定の締結によりその効力を失う。

甲、乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年8月19日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原 忠義

乙 大田区平和島五丁目11番1号
東京都トラック協会大田支部
代表者 大田支部長 佐藤 雄平

乙 大田区平和島五丁目11番1号
城南運送事業協同組合
代表者 理事長 浅井 隆

(注 協定書については、各団体と個別に締結している。)

5-5 災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、大田区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合大田支部（以下「乙」という。）とが協力して行う、災害応急、復旧対策活動及び区民生活に必要な石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料の確保のための備蓄について必要な事項を定める。

(石油燃料の安定供給等)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の安定供給等を要請する。

- (1) 災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

3 甲は、乙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

(石油燃料の安定供給に係る費用の負担)

第3条 前条第2項の規定により乙が供給した石油燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担する。

(石油燃料の備蓄)

第4条 甲は、次に掲げる施設又は車両が、災害時において使用する石油燃料をあらかじめ確保するため、乙と協議の上、石油燃料を備蓄するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する災害対策上重要な施設のうち特に重要なものとして甲が指定する施設
- (2) 第2条第1項第2号に規定する緊急通行車両のうち特に重要なものとして甲が指定する車両

(石油燃料の備蓄に係る調達方法等)

第5条 前条に規定する石油燃料の備蓄について、調達、保管、災害時の払出し等の方法、費用の負担等については、甲、乙協議の上、別に定める。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙協議の上、別に定める。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成26年6月9日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月9日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区羽田旭町12番5号
東京都石油商業組合大田支部
代表者 支部長 高橋正光

5-6 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、大田区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺及び葬祭用品の供給等（以下「業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務について必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つぼその他必要なもの

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、同条各号に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに甲に実施した業務の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により甲の要請に基づき乙が実施した業務について、その費用を負担するものとする。

（金額の決定）

第6条 前条の規定により甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）別表第1の規定に基づく基準額を参考に、災害時の時点の適正価格を基準として甲、乙が協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、第3条の業務が完了したときは、速やかに業務の実績を集計し、その経費について甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

2 乙は、遺族等の要請により第3条の業務の範囲を超える行為を行った場合、その行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、内容を審査し適正と認める場合は、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、災害の状況を勘案し円滑な協力体制が図れるよう、広域的な応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定める。

（協定に関する連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては福祉部長とし、乙にあつては全東京葬祭業連合会会長とする。

2 前項の連絡責任者の指揮の下、協定に係る業務を確実、かつ円滑に実施するため甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。

3 前各項の連絡責任者及び連絡担当者を別表に定める名簿により、甲及び乙それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した名簿に変更が生じたときは、その都度、変更後の名簿を提出するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、第2条各号の業務で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(連携協力)

第13条 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除または変更等の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定が同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期的に協議するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都文京区本駒込三丁目30番3号
全東京葬祭業連合会
会長 濱名雅一

東京都葬祭業協同組合
理事長 濱名雅一

山手葬祭協同組合
理事長 亀井喜一郎

東武葬祭協同組合
理事長 泉幸延

東都聖典協同組合
理事長 酒井政雄

東京多摩葬祭業協同組合
理事長 金子重明

5-7 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、大田区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送（以下「遺体搬送」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のため、車両を必要とするときは、乙に対して霊柩自動車等による搬送の協力の要請（以下「協力要請」という。）を行うものとする。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、協力要請書により行うものとする。ただし、急を要するなどやむを得ない場合は、次に掲げる事項を口頭、電話等により要請し、その後速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 連絡担当者の職・氏名等
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両台数
- (4) 搬送要請期間
- (5) 搬送拠点名称及び所在地
- (6) その他必要事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3 第1項の協力要請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

（緊急要請）

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直接乙の構成員に対し、協力を要請することができるものとする。

（構成員の名簿）

第5条 乙は、前条の規定に基づき、甲に乙の構成員名簿を提出するものとする。

2 乙は、前項の構成員に変更等が生じたときは、その都度、甲に構成員名簿を提出するものとする。

（搬送業務）

第6条 第3条及び第4条に基づく協力要請が行われた場合、遺体搬送に従事する乙の構成員は、被害の規模等に応じて甲が指定する搬送拠点に霊柩自動車等を配車し、甲の指示に従い、遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（搬送拠点）

| 地域 | 搬送拠点名称 | 所在地 |
|-----|---------|---------------|
| 東地域 | 大田スタジアム | 大田区東海1-2-10 |
| 西地域 | 多摩川台公園 | 大田区田園調布1-63-1 |
| 南地域 | 萩中公園 | 大田区萩中3-26-46 |
| 北地域 | 平和の森公園 | 大田区平和の森公園2-1 |

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の規模等に応じて、甲の管理する他の施設等を搬送拠点として定めることができるものとし、その場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

3 甲は、遺体収容所等から火葬場への遺体搬送を指示するときは、火葬計画に基づき行うものとする。

（実績報告）

第7条 乙は、甲からの要請に基づく業務に従事したときは、次に掲げる事項を記載した業務実績報告書により甲に報告するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) 搬送区間
- (4) その他必要な事項

2 前項の業務実績報告書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施した業務について、その費用を負担するものとする。

（金額の確定）

第9条 前条の規定により甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）別表第1の規定に基づく基準額を参考に、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

のとする。

2 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲及び乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第10条 乙は、第6条の業務が完了したときは、速やかに業務の実績を集計し、その経費について甲に一括して請求するものとする。

2 乙は、遺族等の要請により第6条の業務の範囲を超える行為を行った場合、その行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

3 第1項の規定による請求は、経費の積算の根拠を示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(経費の支払)

第11条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、内容を審査し適正と認める場合は、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰する事由により車両の使用者(同乗者を含む。)又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責めを負うものとする。

2 甲は、甲の責めに帰する事由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(広域的な応援体制)

第13条 乙は、災害の状況を勘案し円滑な協力体制が図れるよう、必要があると認めるときは、単一県協会を超えた広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(協定に関する連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては福祉部長とし、乙にあつては東京都霊柩自動車協会会長とする。

2 前項の連絡責任者の指揮の下、協定に係る業務を確実に、かつ円滑に実施するため甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。

3 前各項の連絡責任者及び連絡担当者を別表に定める名簿により、甲及び乙それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した名簿に変更が生じたときは、その都度、変更後の名簿を提出するものとする。

(災害情報の提供)

第15条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲の連絡責任者に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第16条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。また、乙は、甲に搬送車両への職員の同乗を要請することができるものとする。

(守秘義務)

第17条 乙は、第6条の業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連携協力)

第18条 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期限は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除または変更等の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定が同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期的に協議するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
一般社団法人 全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏝

5-8 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書

災害時における応急対策業務に必要な軽自動車による物資輸送の協力に関し、大田区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に大規模な地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う物資の輸送業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(供給要請)

第2条 甲は、災害時に輸送業務の協力が必要になったときは、乙に対し、軽自動車及び運転手(以下「車両等」という。)の供給を要請する。

(車両の供給等)

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対して車両等を供給するものとする。

2 乙は、供給した車両等が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、速やかに当該車両等を交換して、供給を継続しなければならない。

(応急対策業務)

第4条 甲の要請により出動した乙は、次の業務を行う。

- (1) 応急救援物資等の輸送に関すること。
- (2) その他甲が必要と認める応急対策業務に関すること。

(訓練等への参加)

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練その他の行事(以下「訓練等」という。)に参加するよう努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が第4条に規定する業務を実施した場合において、次の費用を負担するものとする。

- (1) 車両等の供給に要した費用
- (2) 業務の実施に係る高速道路等有料道路及び有料駐車場の費用
- (3) その他甲が負担すべき費用

2 前項第1号に掲げる費用は、「赤帽運賃料金表」の時間制運賃料金を準用する。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる費用は、乙が負担した実費相当とする。

(費用の請求)

第7条 乙は、第4条に規定する業務を終了し、甲の確認を受けた後、前条の費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、応急対策業務の実施に伴い、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、甲の責に帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

3 第1項及び前項の甲及び乙の責めに帰する理由については、災害時であることを考慮し、その都度甲及び乙が協議するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲は、乙の加盟会社の従事者(乙の加盟会社からの依頼により業務及び訓練等に従事する者を含む。以下「加盟会社従事者等」という。)が、協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故による損害が生じたとき(加盟会社従事者等の故意又は重過失により損害が生じた場合を除く。)は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和5

2年10月20日条例第38号)の例により、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)による治療その他の給付若しくは補償を受けることができるとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けることができるときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(資料提供及び連絡体制等の調査)

第11条 甲は、乙に対して、備蓄倉庫の所在、緊急道路障害物除去路線等の緊急物資輸送に必要な防災関係資料を提供するものとする。

2 甲は、乙に対して毎年10月に、災害時の連絡体制及び加盟会社の保有する車両数等について調査するものとする。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲又は乙いずれからも協定改定意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第14条 この協定及び細目に定めのない事項並びに協定及び細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(旧協定の失効)

第15条 甲と乙との間において、平成12年7月26日付で締結した「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書」は、この協定締結によりその効力を失う。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年5月30日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原 忠義

乙 品川区南大井三丁目22番10-102号
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部
代表者 城南支部長 松尾 優

5-9 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、大田区商店街連合会を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の応急物資調達業務に必要な応急物資の優先供給
- (2) 所属する各店舗の施設及び敷地における被災者の救援活動

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(応急物資の受渡し)

第4条 応急物資の受渡し場所は、甲が指定する。

2 甲は、前項の場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。なお、人件費については無償とする。

- (1) 応急物資の価格は、当該災害発生直前の販売価格
- (2) 運搬に要した費用は、実費額
- (3) 被災者を救援するための活動に要した費用が発生した場合は、甲乙双方で協議して決めることとする。

2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、所属する店舗の営業継続又は早期開店を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事

した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠義

乙 大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区商店街連合会 会長 遠藤 孝一

5-10 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、イオンリテール株式会社イオン御嶽山駅前店を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、甲の応急物資調達業務に必要な応急物資の優先供給に協力するものとする。

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(応急物資の受渡し)

第4条 応急物資の受渡し場所は、乙の店舗とする。ただし、乙による搬送が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項の場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、応急物資の価格を、当該災害発生直前の販売価格により負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、店舗の営業継続又は早期開店を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、供給作業中に、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長

松原 忠義

乙 大田区北嶺町37番13号

イオンリテール株式会社

イオン御嶽山駅前店 店長 河合 祐介

5-11 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力に関する協定

大田区を「甲」、株式会社メリーチョコレートカムパニーを「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し必要な事項を定め、地域における被害を最小限にすることを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 施設及び敷地における、被災した地域住民等の避難及び救援に関する活動
- (2) 所有する食料・資機材等の物資の提供及び利用
- (3) その他、甲の要請に対し提供可能な活動及び物資の提供

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(平常時の協力等)

第4条 乙は、地域防災力の一層の向上のため、乙が実施する防災訓練の自治会・町会への通知等によって、近隣地域との連携強化を図るものとする。

2 敷地の近隣で火災が発生した場合は、極力、初期消火活動に協力する。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。なお、人件費については、無償とする。

(1) 食料の提供を受けた場合は、当該災害発生直前の価格を基礎として算出した額

(2) 消耗又はき損した資機材の経費は、当該時点における災害救助法施行細目等の規定に基づく額

2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、事業所の営業継続又は早期開所を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠義
乙 大田区大森西七丁目1番14号
株式会社メリーチョコレートカムパニー
代表取締役社長 吉田 宏

5-12 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、株式会社イトヨーカ堂を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施する際に、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の応急物資調達業務に必要な応急物資の優先供給
- (2) 乙の区内店舗の施設及び敷地における被災者の救援活動

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

- 2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(応急物資の受渡し)

第4条 応急物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの応急物資の搬送は、乙又は乙の業務委託先が行うものとする。ただし、乙又は乙の業務委託先が搬送困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。
- 3 甲は、応急物資を運搬する乙又は乙の業務委託先の車両を、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力を実施した場合、次のとおりその費用を負担するものとする。

| 費用 | 負担額 |
|---------------------|----------------------|
| 応急物資費用 | 当該災害発生直前の販売価格を基準とした額 |
| 応急物資の受渡場所までの搬送費用 | 実費相当額 |
| 被災者を救援するための活動に要した費用 | 甲乙双方で協議して決める |

- 2 前項に掲げるもののほか、乙に当該協力の実施により要した費用があるときは、当該負担額について、その都度協議するものとする。
- 3 前2項の場合において、甲は、人件費を負担しないものとする。
- 4 乙は、第1項及び第2項の費用について、明細を付して、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、その

ために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和 52 年条例第 38 号)により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第 7 条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 27 年 12 月 7 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第 9 条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協 議)

第 10 条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上で適切に処理することとする。

(旧協定の失効)

第 11 条 甲と乙との間において、平成 26 年 3 月 31 日付けで締結した「災害時における応急物資の優先供給等に関する協定」は、この協定の締結によりその効力を失う。

甲と乙とは、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 7 日

甲 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区長 松原 忠義

乙 千代田区二番町 8 番地 8
株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長 戸井 和久

5-13 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、東京コカ・コーラボトリング株式会社を「乙」として、甲乙間において、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲の調達業務に必要な応急物資の優先供給
- (2) 所属する各営業所の施設及び敷地における被災者の救援活動

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(応急物資の受渡し)

第4条 応急物資の受渡し場所は、乙が管理する大田区東矢路一丁目4番18号及び東糞谷四丁目7番37号に位置する営業所の敷地内とする。ただし、乙による搬送が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項の場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、それに要した費用について、次により負担するものとする。なお、人件費については無償とする。

- (1) 応急物資の価格は、当該災害発生直前の販売価格
- (2) 運搬に要した費用は、実費額
- (3) 被災者を救援するための活動に要した費用が発生した場合は、甲乙双方で協議して決めることとする。

2 乙は、前項の費用について、各号ごとに区分した明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業継続等の要請)

第6条 甲は、区内に災害が発生した際は、区民生活の安定確保のため、乙に対して、営業所の営業継続又は早期開所を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な範囲においてその実現に努めるものとする。

(災害補償)

第7条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2014年4月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第11条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

2014年3月31日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠義
乙 港区芝浦二丁目15番6号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

5-14 災害時における船舶による輸送等に関する協定

災害時において、人員、救助物資等の円滑な水上輸送を図るため、大田区（以下「甲」という。）と大田漁業協同組合、東京湾遊漁船業協同組合及び大田区五ヶ浦漁業組合連合会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合（以下これらを「災害時」という。）において、大田区地域防災計画に基づき、甲が行う人員、救助物資等の輸送の一環として、乙の協力を得るため必要な事項を定めるとともに、甲の行う平常時の水上輸送訓練における協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 乙は、甲から災害時に船舶による輸送業務に係る協力の要請があったときは、輸送業務用船舶等を提供するものとする。

2 乙は、甲から平常時の水上輸送訓練に係る協力の要請があったときは、輸送業務用船舶等を提供するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害時における被災者、救護者等の人員輸送業務
- （2） 災害時における救助物資等の水上輸送業務
- （3） 水上輸送訓練における輸送業務

（経費負担）

第4条 前条に規定する業務のうち甲が負担する経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は、本協定の定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって本協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本協定を証するため、本協定書を4通作成し、各自記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 大田区羽田六丁目33番6号
大田漁業協同組合
代表理事組合長 伊東俊次

品川区東品川一丁目7番1号
東京湾遊漁船業協同組合
理事長 飯島正宏

大田区羽田五丁目5番4号
大田区五ヶ浦漁業組合連合会
会長 伊東嘉孝

5-15 災害時における棺等葬祭用品の供給、遺体の安置施設の提供、 遺体搬送等の協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と株式会社くらしの友（以下「乙」という。）及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「丙」という。）は、大田区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺及び葬祭用品等の供給、遺体の安置施設の提供並びに遺体搬送等（以下「業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務について必要が生じた場合は、乙及び丙に対し、協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体安置施設の提供
- （3） 遺体の搬送
- （4） その他必要とする業務

（業務の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、乙及び丙が連携の上、同条各号に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙及び丙は、前条の規定により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに甲に実施した業務の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により甲の要請に基づき乙及び丙が実施した業務について、その費用を負担するものとする。

（金額の決定）

第6条 前条の規定により甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）別表第1の規定に基づく基準額を参考に、災害時の時点の適正価格を基準として甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、第3条の業務が完了したときは、速やかに業務の実績を集計し、その経費について甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

2 乙及び丙は、遺族等の要請により第3条の業務の範囲を超える行為を行った場合、その行為に要した経費は、乙及び丙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があったときは、内容を審査し適正と認める場合は、乙及び丙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害の状況を勘案し円滑な協力体制が図れるよう、広域的な応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定める。

（協定に関する連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては福祉部長とし、乙にあつては（株）くらしの友総務課長、丙にあつては（一社）全日本冠婚葬祭互助協会常務理事とする。

2 前項の連絡責任者の指揮の下、協定に係る業務を確実に、かつ円滑に実施するため甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。

3 前各項の連絡責任者及び連絡担当者を別表に定める名簿により、甲、乙及び丙それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲、乙及び丙は、前項の規定により提出した名簿に変更が生じたときは、その都度、変更後の名簿を提出するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙及び丙は、第2条各号の業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連携協力)

第13条 乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除または変更等の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定が同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期的に協議するものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区西蒲田八丁目3番1号
株式会社くらしの友
代表取締役社長 伴良二

丙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 杉山雄吉郎

5-16 災害時における応急対策活動に対する防災業務協力等に関する協定

大田区を甲とし、株式会社玉子屋を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、大田区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、乙が、甲が行う応急食糧等の調達業務に対し協力すること及び地域の災害応急活動を支援することに関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に緊急に応急食糧等を調達する必要があるときは、乙に対し、応急食糧等の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急食糧等の優先供給に協力するものとする。

2 乙は、可能な範囲において、地域の要援護者の安否確認、初期消火活動、備蓄物品等の搬送業務等の災害応急活動に協力するものとする。

(応急食糧等の供給場所等)

第4条 応急食糧等の供給場所は甲が指定する避難所等とし、搬送は乙が行うものとする。ただし、乙による搬送が不可能な場合は、乙は、甲と供給場所及び搬送方法を協議する。

2 甲は、前項の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき応急食糧等を供給したときは、甲にその納品内容を納品書により報告するものとする。

(連絡体制)

第6条 第4条第2項及び前条の規定に基づく供給及び受領並びに報告を円滑に実施するため、甲及び乙は、予め連絡責任者を定め、連絡体制を共有するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は、その都度報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、第2条の規定による応急食糧等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、次のとおりとする。

(1) 応急食糧等の価格は、当該災害時直前の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(2) 運搬を要した場合は、当該実費額(乙に属する社員の人件費を除く。)とする。

(経費の請求)

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急食糧等の供給の実績を集計し、その経費について甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲の要請に基づき、災害応急活動に従事する者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」(昭和52年条例第38号)の規定に基づき、これを補償する。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等のできる限り参加し、協力する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年3月25日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区中央八丁目44番7号
株式会社玉子屋
代表取締役社長 菅原勇一郎

5-17 災害時における緊急輸送等に関する協定

大田区を甲とし、東京都個人タクシー協同組合大田第一支部及び東京都個人タクシー協同組合大田第二支部を乙として甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う応急対策活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者（傷病者を含む）の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資及び機材の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集
- (4) 要援護者の安否確認
- (5) その他地域の応急対策活動

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(要請手続)

第4条 第2条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは口頭、電話、ファックス、インターネット等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定により乙が実施する輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求等)

第6条 乙は、輸送業務が終了した後、速やかに甲に報告し、協力業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認の上速やかに支払うこととする。

(協力体制)

第7条 乙は、緊急輸送等の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(燃料確保及び車両の通行)

第8条 甲は、乙から要請された業務の遂行にあたり、必要な燃料を確保できるよう努めるものとする。

2 甲は、乙が要請された業務の遂行にあたり、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲の要請に基づき、応急対策活動業務に従事する者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）の規定に基づき、これを補償する。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 27 年 3 月 27 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区大森北三丁目 3 番 11 号
東京都個人タクシー協同組合大田第一支部
支部長 佐藤博史

東京都大田区田園調布一丁目 27 番 4 号
東京都個人タクシー協同組合大田第二支部
支部長 鷹野実

5-18 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

大田区を「甲」、株式会社ユニフルーティージャパンを「乙」として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が大田区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動（以下「災害応急活動」という。）を実施するに際して、乙に協力を求める内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、甲の応急物資調達業務に必要な応急物資の優先供給に協力するものとする。

(協力の要請)

第3条 甲が災害応急活動を実施する必要が生じた場合で、乙に前条の協力を求めるときは、甲は乙に対し、必要事項を具体的に示して要請を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に文書により報告するものとする。

(応急物資の受渡し)

第4条 応急物資の受渡し場所は、乙の指定場所とする。ただし、乙による搬送が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項の場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は、乙が第2条に基づく協力を実施した場合、応急物資の価格を、当該災害発生前の販売価格により負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、明細を付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかに当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 乙が、第2条に定める内容の協力を行った場合において、供給作業中に、それに従事した乙の者が、そのために負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、甲は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」（昭和52年条例第38号）により、その損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく甲乙間での連絡を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定め、連絡体制を共有するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は、その都度報告するものとする。

(本協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成27年7月1日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、細目で定める。

(協議)

第10条 この協定の内容について疑義が生じた場合、又はこの協定及び前条の細目に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえで適切に処理することとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 千代田区丸の内一丁目11番1号

株式会社ユニフルーティージャパン

代表取締役社長 ケナード ウォング

5-19 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時において、乙が地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合であって、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めるとともに、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅地図 大田区全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2）広域図 大田区全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3）ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- （4）ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- （5）地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に対し、物資供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 5 第1項の規定による地図製品等の供給に係る対価は、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、別紙細目に定める住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与及び保管に係る対価については、無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、管理するものとする。
- 3 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を甲から引き取り、かつ、更新版と差し替えることができる。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管及び管理状況を確認することができる。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部の設置期間中に、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、乙から供給し、又は貸与された地図製品等を、次に掲げる用途として、利用することができる。

- （1）閲覧
- （2）甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項の規定により地図製品等の利用を開始したときは、速やかに、別紙細目に定める乙の連絡先に報告するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し、管理するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部の設置期間中以外の平常時において、防災業務を

目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができる。この場合において、甲は、広域図を複製利用する場合は別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は別紙 ZNET TOWN 利用約款に記載された条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、防災に関する情報交換、防災及び減災に寄与する地図の検討及び推進等を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、この協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
オフィス21ビル8階
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 園田孝司

5-20 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム等（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 前3項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該要請内容を文書にて乙に提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、出来る限り速やかに間仕切り等の供給を行うものとする。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による要請を受けたときは、実施方法等について甲と協議の上、必要な協力を行うものとする。

（引渡し）

第4条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（経費等）

第5条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 間仕切り等の運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1月前までに、甲、乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がされない場合は、当該満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月6日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
代表 坂茂

5-21 災害時における量の優先供給に関する協定

災害時における量の優先供給に関し、大田区（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が開設する避難所等に対し、乙の協力を得るために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して、第3条に規定する協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、事前に書面をもってその旨を通知する。

3 緊急を要する事態等により、事前に通知ができないときは、電話等口頭による方法で要請し、後日書面をもって処理する。

4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力を実施する。

（協力内容等）

第3条 協力内容は、次に掲げる事項とする。

（1）量の優先的な供給

（2）量の使用、衛生管理等に関する助言

（3）その他甲乙協議の上、決定した事項

2 利用後の量は、甲が処分する。

（輸送）

第4条 乙が供給する量は、甲が輸送する。ただし、緊急を要するときは、甲乙協議の上、決定する。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙が前2条の規定による協力を実施したときは、それに要した費用を負担する。ただし、量の代金、輸送費及び輸送に係る人件費については、無償とする。

2 乙は、甲の要請に基づき協力を実施した事項に要した費用について、各事項に区分した明細を付して、甲に請求する。

3 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払う。

（従事者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づき協力を実施した乙の者が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

（連絡）

第7条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備える。

（訓練）

第8条 乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力する。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、引き続き、同一条件で1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

2 この協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、双方押印の上、各一部ずつ保有する。

令和元年10月28日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原 忠義

乙 埼玉県川越市三光町3番2号
「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 岡田 暁夫

5-22 災害時における物資輸送等に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- （1） 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2） 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3） 甲が設置する災害対策本部の物資輸送調整業務についての助言
- （4） 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （5） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1） 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書発行の支援並びに災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- （2） 乙の車両への燃料の優先供給
- （3） 罹災状況に係る情報の提供

3 甲及び乙は、平常時における防災活動に対し、次に掲げる事項等について、甲の業務に支障のない範囲内で相互に協力するよう努めるものとする。

- （1） 防災訓練等への参加
- （2） 輸送業務等についての甲への助言

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配の上、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議の上、都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 乙の輸送業務等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。この協定が終了又は解除された後についても同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原忠義

乙 東京都品川区八潮3-2-35

ヤマト運輸株式会社新東京主管支店

支店長 水野勉

5-23 災害時における段ボール製品の優先供給に関する協定

災害時における段ボール製品の優先供給に関し、大田区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき甲が開設する避難所等に対し、乙の協力を得るために必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請等）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して次条に規定する協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、事前に書面をもってその旨を通知する。
- 3 緊急を要する事態等により、事前に通知ができないときは、電話等口頭による方法で要請し、後日書面をもって処理する。
- 4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力を実施する。

（協力内容）

第4条 協力とは、乙が次に掲げるものを甲に優先供給することをいう。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製品（段ボールケース、段ボール間仕切り等）
- (3) その他乙の取扱製品

（輸送）

第5条 前条各号に掲げる段ボール製品等（以下「段ボール製品等」という。）の受渡場所は、甲が指定し、乙が指定場所まで輸送する。ただし、乙による輸送が困難な場合は、甲が手配する輸送手段により運搬する。

- 2 甲は、前項の規定による受渡場所において、品目、数量等を確認の上、受領する。
- 3 乙は、段ボール製品等を引き渡した後、速やかに書面で引き渡した製品の種類、数量等を甲へ報告する。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙が前3条の規定による協力を実施したときは、それに要した費用を負担する。

- 2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。
 - (1) 段ボール製品等については、当該災害時直前の価格
 - (2) 指定場所までの物資運搬費用については、実費額
 - (3) その他甲乙協議の上、経費と認められるものについては、その額
- 3 乙は、甲の要請に基づき協力を実施した事項に要した費用について、各事項に区分した明細を付して、甲に請求する。

4 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払う。

5 第9条の規定により乙が訓練に参加した場合に係る費用は、甲が負担する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき協力を実施した乙の者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

(連絡)

第8条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備える。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力する。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期限の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、引き続き、同一条件で1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

2 この協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、双方押印の上、各一部ずつ保有する。

令和2年7月28日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都北区赤羽北一丁目16番3号

興亜紙業株式会社

代表取締役社長 平岡 利章

6-1 災害時における大田区及び大田区内郵便局の相互協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と蒲田郵便局、大森郵便局、田園調布郵便局及び千鳥郵便局（以下4局を総称して「乙」という。）とは、大田区内に発生した地震その他の災害時において、甲と乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、大田区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した区内の被災状況等の情報提供
- (3) 甲又は乙が実施する平常時の訓練等への参加
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による要請に基づいて協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、実費補てんを原則として、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定による負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては地域力推進部防災課長、乙においては蒲田郵便局総務部長とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

（補則）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し、決定する。

（旧協定の失効）

第9条 甲と乙との間において、平成9年12月1日付けで締結した「災害時における大田区及び大田区内郵便局の相互協力に関する協定」はこの協定の締結によりその効力を失う。

本協定の締結の証とするため、この書面5通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月 1日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原 忠 義

乙 大田区山王三丁目9番13号
大森郵便局長 国原 時 雄
大田区蒲田本町一丁目2番8号
蒲田郵便局長 関根 一 彦
大田区南雪谷二丁目21番1号
田園調布郵便局長 林 真 司
大田区千鳥二丁目34番10号
千鳥郵便局長 佐藤 俊 一

6-2 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合大田支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設した避難所の生活が長期化した場合において、必要に応じて理容サービス業務（以下「業務」という。）を実施することにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減の一助とすることを目的とする。

（定義）

第2条 避難生活が長期化した場合とは、避難状態が1週間以上にわたり、引き続き避難生活が継続されると認められる状態をいう。

（対象者）

第3条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民で避難生活が長期化しているものとする。

（要請）

第4条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し、次に掲げる業務の提供を要請できるものとする。ただし、業務の提供場所の衛生状況により、要請する業務を減ずるものとする。

- (1) カット
- (2) 洗髪
- (3) 顔剃り

2 前項の規定による要請は、状況により日時及び場所を指定した上で別記第1号様式により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（業務の提供）

第5条 前条の要請がなされた場合は、乙は、組合員を甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 前条に規定する甲の指定する場所は、避難所及び乙の組合員の経営する理容店とする。

（報告）

第6条 乙は、業務を提供したときは、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 従事者の名前
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要事項

2 前項による報告は、業務が完了したときは、別記第2号様式により行うものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が提供する業務は、無料とする。ただし、化粧品、医薬品、その他の消耗品等については実費弁償とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲の要請に基づく業務の実績を集計し、その経費について甲に一括して請求するものとする。

2 前項による請求は、別記第3号様式により行うものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があったときは、内容を審査し適正と認める場合は、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 甲の要請に基づき、業務に従事する者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第11条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は、平成26年1月27日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 1月 27日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 東京都大田区鵜の木二丁目10番12号
東京都理容生活衛生同業組合大田支部
支 部 長 佐 々 木 恵 子

6-3 災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定

大田区（以下「甲」という。）は、イツ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社JCN大田ケーブルネットワーク（以下「乙」という。）との間において、災害時等の相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大田区民（以下「区民」という。）の安全を脅かす災害の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害時（発生するおそれがある場合を含む。）において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するために実施する災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は、乙に対し前条の規定による放送の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）放送要請理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送日時
- （4）その他必要な事項

2 前項の要請の手続は、書面により行うものとする。ただし、緊急時は口頭で要請し、後日書面をもって処理するものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻等を甲と協議の上、可能な範囲と精度において放送するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

（放送料）

第4条 前条の放送に係る放送料は、無料とする。ただし、その放送が長時間にわたる場合は、甲乙が別途協議するものとする。

（平常時の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑にするため、平常時から次の事項について、相互に協力するものとする。

- （1）甲が主催する防災訓練への参加に関すること。
- （2）防災知識の普及啓発活動に関すること。
- （3）ケーブルテレビ事業の推進に関すること。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による放送要請に関する事項の伝達を確実に、かつ、円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を決め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（事業者間の協力）

第7条 乙は、相互に協力して第3条の放送の実施に当たるものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区 大田区長 松原忠義

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
イツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 市来利之
東京都大田区西蒲田七丁目20番5号 第七醍醐ビル5階
株式会社JCN大田ケーブルネットワーク
代表取締役社長 市川和夫

6-4 災害時におけるボランティア活動に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と社会福祉法人大田区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、大田区内で災害が発生した時にボランティア活動を円滑に行うために、甲と乙の協力体制について必要な事項を定める。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 甲は、災害時の支援活動を円滑に進めるため、乙と協議の上、次の各号のいずれかの場合に災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

- （1）大田区内で、震度6弱以上の地震が起きた場合
- （2）東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられた場合
- （3）前2号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めた場合

（乙の担当業務）

第3条 乙は甲と協力し、センターが実施する業務のうち、次に掲げるものを実施する。

- （1）災害ボランティアの受付、登録及び登録者名簿の管理
- （2）ボランティア保険の加入手続き及び加入者名簿の管理
- （3）その他、センター運営に必要な業務の補助

（平常時の協力）

第4条 乙は、災害時のセンター機能を効果的に発揮するために、平常時から活動態勢を整え、連携協力するように努める。

（費用負担）

第5条 センターの運営に係る必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、緊急に必要な資材等の費用については、一時的に乙が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 甲は、乙の職員が応急活動の従事により死亡、負傷及び疾病にかかった場合は、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期限は、2年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の3か月前までに、甲又は乙から別段の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以後もこの例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 大田区西蒲田七丁目49番2号
社会福祉法人
大田区社会福祉協議会
会長 菅崎 貢

6-5 災害時における被災者への住宅相談等に関する協定

大田区を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会大田区支部を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、住宅に困窮する大田区内及び甲が支援する被災地の被災者に対する甲の支援活動への乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における被災者への住宅相談等の支援を実施する上で、乙の協力を得る必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

(協 力)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、甲の実施する支援活動に可能な限り協力するものとする。

(協力内容)

第4条 乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 宅地建物に関する相談、情報提供及び物件仲介
- (2) 住宅に係る公的な支援制度に関する相談及び情報提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲からの要請に基づく支援活動についての必要な協力

2 甲は、前項各号に定める事務を行う場所を指定することができる。

(協 議)

第5条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから改定又は終了の申入れのないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

3 この協定の有効期間中であっても、甲と乙は協議してこの協定を改定することができる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月28日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長

松原 忠義

乙 東京都大田区蒲田五丁目46番10号

社団法人 東京都宅地建物取引業協会 大田区支部

支部長

高間 光男

6-6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備（以下「甲」という。）と、大田区（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大田区内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大田区災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 23年12月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大 田 区 長 松 原 忠 義

6-7 東京都下水道局森ヶ崎水再生センター覆蓋上部公園に対する電力供給に関する協定書

東京都下水道局（以下「甲」という。）と大田区（以下「乙」という。）は、災害時の避難場所（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第47条第1項に規定する避難場所をいう。以下同じ。）である東京都下水道局森ヶ崎水再生センター（以下「水再生センター」という。）覆蓋上部公園（以下「公園」という。）への電力供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、公園が避難場所として活用される際に、甲が水再生センターの非常用発電機（以下「非常用発電機」という。）を用いて発電した電力の一部を公園に供給し、乙がこの電力を用いて避難者のための施策を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（電力供給の条件）

第2条 甲は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、公園に電力を供給する。ただし、甲は自己の都合により電力供給を任意に停止することができる。

- （1）公園に対する電力会社からの電力供給が停止していること。
- （2）電力会社からの電力供給が停止するなど甲の非常用発電機が運転可能であること。
- （3）公園が避難場所として活用されている実態があること。

2 電力供給の具体的な開始時期については、甲乙協議の上、別途定める。

（費用の負担）

第3条 甲が電力供給を行うために必要な設備の設置に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が供給する電力の使用料は無償とする。

（詳細事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施に関する詳細な事項について、協議の上、別途定めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成25年12月27日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了日の2か月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の解決）

第6条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

本協定書の成立を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、各自記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年12月27日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 松浦将行

乙 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原忠義

6-8 災害に係る情報発信等に関する協定

大田区（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組は、次に掲げる事項のうち、甲及び乙の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、これらの必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、相互の窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとする。これに変更があった場合も同様とする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項について、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 甲及び乙は、前条の取組について別段の合意がない限り無償で行うものとする。ただし、それぞれの対応に係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために当該情報の二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月26日

甲：大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

6-9 大田区災害時要支援外国人相談窓口の設置及び運営に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と一般財団法人国際都市おおた協会（以下「乙」という。）は、大田区災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、外国人支援を円滑に行うため、災害時要支援外国人相談窓口の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に外国人支援を円滑に行うため、災害時要支援外国人相談窓口の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 甲は、災害時において、災害時要支援外国人相談窓口の設置を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害時要支援外国人相談窓口を設置し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 外国人又は外国人支援者からの相談・問合せ等への対応及び情報収集
- （2） 甲、公共機関等から発信される外国人に対して必要な情報等の翻訳及び情報提供
- （3） 区窓口等への通訳派遣
- （4） 甲の要請に基づく避難所等への通訳派遣
- （5） その他外国人支援に関し必要な業務

（設置場所）

第3条 災害時要支援外国人相談窓口は、多文化共生推進センター（mics おおた）に設置するものとする。ただし、被害の状況により、多文化共生推進センター（mics おおた）に設置することが困難な場合は、大田区役所本庁舎（国際都市・多文化共生推進課）内に設置する。

2 甲は、前項に規定する各施設に災害時要支援外国人相談窓口を設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（運営）

第4条 災害時要支援外国人相談窓口の運営は、甲乙協働で行う。

2 前項の規定にかかわらず、被害の状況により甲乙が協働で行うことが困難な場合は、甲及び乙は、第2条第2項に規定する業務を行うため、相互補完的に活動するものとする。

（応援の受入れ）

第5条 甲は、災害時の外国人支援に関し、必要と判断した場合は、都内外の関係団体に応援を要請するものとし、乙は、その受入れ及び円滑な活動の支援に努める。

（経費負担）

第6条 第2条及び前条に規定する業務に要する通信費等の事務経費は、甲乙それぞれが負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき乙が本協定による活動に従事したことにより、その従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は本協定による活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）

に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月28日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 東京都大田区山王二丁目3番7号
大森まちづくり推進施設4階
一般財団法人国際都市おおた協会
理事長 成田浩

6-10 災害時におけるボランティア活動等に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と一般社団法人 地域パートナーシップ支援センター（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関して、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、大田区内で災害が発生した時にボランティア活動を円滑に行うために、甲と乙の協力体制について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害時のボランティア活動の実施にあたり必要のある場合、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 前条の規定に基づき、乙は甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の実施する災害時のボランティア活動に可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条の規定による協力は、次のとおりとする。

- （1） 災害ボランティアセンター運営に関する業務
- （2） その他、甲の要請に基づく災害時のボランティア活動に関する業務

（平常時の協力）

第5条 乙は、災害時のボランティア活動を効果的に行うために、平常時から社会福祉法人大田区社会福祉協議会及び区内外のボランティア団体などと連携及び協力して研修や訓練などを行い、災害時に備えるものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の請求に基づき協力を要した経費を負担する。

2 経費負担の方法、請求手続きその他必要な事項は、甲乙協議のうえ決定する。

（従事者の損害補償）

第7条 甲は、乙の職員が応急活動の従事により死亡、負傷及び疾病にかかった場合、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償する。

（個人情報保護）

第8条 甲及び乙並びにボランティア等は、業務上知りえた情報を漏らしてはならず、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成32（2020）年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の3箇月前までに、甲又は乙から別段の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議のうえ、この協定を改定することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年3月19日

甲 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
大田区長 松原忠義

乙 大田区仲六郷一丁目33番5号
一般社団法人
地域パートナーシップ支援センター
理事長 瀬戸大介